

総務区民委員会会議録

1 開会年月日

令和7年6月19日（木）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（9名）

委員長	高山 泰三
副委員長	金子 てるよし
理事	石沢 のりゆき
理事	田中 香澄
理事	田中 としかね
理事	上田 ゆきこ
委員	松平 雄一郎
委員	山田 ひろこ
委員	海津 敦子

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	白石 英行
----	-------

6 出席説明員

成澤 廣修	区長
佐藤 正子	副区長
加藤 裕一	副区長
丹羽 恵玲奈	教育長
新名 幸男	企画政策部長
竹田 弘一	総務部長
榎戸 研	防災危機管理室長
高橋 征博	区民部長
長塚 隆史	アカデミー推進部長

松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
渡 邊 了	監査事務局長
川 崎 慎一郎	企画課長
菊 池 日 彦	政策研究担当課長
岡 村 健 介	用地・施設マネジメント担当課長
進 憲 司	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
野 苜 家 貴 之	情報政策課長
畑 中 貴 史	総務課長
山 田 智	総務部副参事
熊 倉 智 史	ダイバーシティ推進担当課長
中 川 景 司	職員課長
木 口 正 和	契約管財課長
増 田 密佳子	税務課長
齊 藤 嘉 之	防災危機管理課長
横 山 勲	安全対策推進担当課長
木 村 健	区民課長
内 宮 純 一	経済課長兼緊急経済対策担当課長
高 橋 肇	戸籍住民課長
吉 本 眞 二	アカデミー推進課長
阿 部 遼太郎	観光・都市交流担当課長
矢 部 裕 二	スポーツ振興課長
高 橋 彬	みどり公園課長
阿 部 英 幸	施設管理課長
寺 崎 寛	保全技術課長
大 畑 幸 代	整備技術課長
猪 岡 君 彦	真砂中央図書館長
宮 部 義 明	選挙管理委員会事務局長

7 事務局職員

事務局長 佐久間 康 一
議事調査主査 小松崎 哲 生
議事調査主査 菅 波 節 子

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第1号 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第2号 文京区特別区税条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第11号 文京区男女平等センター改修その他機械設備工事請負契約
- 4) 議案第12号 文京シビックセンター低層及び高層用昇降機設備改修工事請負契約

(2) 付託請願審査

- 1) 請願受理第1号 場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
- 2) 請願受理第2号 消費税率5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める請願
- 3) 請願受理第3号 再審法改正の促進について、国に意見書の提出を求める請願
- 4) 請願受理第4号 「文の京」版“区民参画型予算”の導入を求める請願
- 5) 請願受理第5号 文京区の「指定管理者制度」を見直し、特定の団体が不適切な利用をできないような再発防止策を講じることを求める請願
- 6) 請願受理第6号 文京区職員の区民とのコミュニケーション能力及び合意形成能力の向上に積極的に取り組むことを求める請願
- 7) 請願受理第7号 公共施設の再整備では区民からゾーニング案やイメージ案、施設配置案なども募り、区民が広く共有できることを求める請願
- 8) 請願受理第8号 子どもたちの「意見等の表明と参加」を確実に進めるため、子どもたちへの情報発信・提供を強化することを求める請願

(3) 理事者報告

- 1) 文京区男女平等参画に関する区民調査の実施について
- 2) 文京区防犯機器等購入補助事業の実施について
- 3) 令和7年国勢調査の実施について

- 4) 文京区アカデミー推進計画に関する実態調査の実施について
 - 5) フランス共和国パリ市5区との交流について
 - 6) 日中友好交流都市中学生卓球交歓大会への参加について
- (4) 一般質問
- (5) その他
-

午前 9時58分 開会

○高山委員長 おはようございます。

皆さんおそろいですので、総務区民委員会を開会いたします。

まず、委員等の出席状況です。

山田委員が忌引のため、御欠席という御連絡をいただいております。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

請願審査の際に、みどり公園課長及び真砂中央図書館長に御出席いただきます。

成澤区長は、来客対応のため、午後3時30分から午後4時まで欠席です。

また、宮部選挙管理委員会事務局長は、選挙管理委員会出席のため、午後1時45分から午後3時まで欠席となります。

○高山委員長 理事会についてです。

委員会に入る前に、本日の委員会について、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社様より撮影及び録音の申請がございました。具体的には、文京区議会で行われる手話傍聴の取材のため、傍聴者の様子を撮影されるとともに、委員会でのやり取りを必要に応じて録音されるということです。

本件について協議するため、ただいまから理事会を開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○高山委員長 理事会は、第2委員会室で開催いたしますので、理事の方、御移動をお願いいたします。

なお、理事者の出席は必要ありません。

それでは、一旦休憩いたします。

午前 10時00分 休憩

午前 10時04分 再開

○高山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

理事会の協議結果です。東京メトロポリタンテレビジョン株式会社様からの申請を承認することとなりましたので、ただいまから撮影、録音を許可いたします。

（撮影・録音開始）

○高山委員長 また、理事会についてですが、必要に応じて、協議して開催したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○高山委員長 続いて、本日の委員会運営についてです。

付託議案審査が4件、付託請願審査が8件、理事者報告が6件、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごとといたします。

続いて、一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会といった、以上の運びにより、本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○高山委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるようお願いをいたします。

なお、議員・理事者ともに資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、そちらを御指定いただきますようお願いいたします。

ということで、審査に入りますが、今日、ちょっと御案内のとおり、議案4件、請願8件ということで、かなり量が多いので、かなりテンポよくやっていたかかないと、一般質問までたどり着かないんじゃないかなというふうに想像しておりますし、時間のめどとしては、請願を14時前に終わらないと、一般質問はかなり厳しいんじゃないかなということで、委員の皆様、ぜひ心一つで頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○高山委員長 それでは、付託議案審査4件。

議案第1号、文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の御説明をお願いいたします。

新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 ただいま議題とされました、議案第1号、文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案集の5ページ及び総務区民委員会資料第1号を御覧ください。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、個人番号を利用する事務の追加について提案するものでございます。

改正内容としては、認可外保育施設等利用者及び私立幼稚園等園児の保護者に対する負担軽減補助金に関する事務を新たに独自利用事務として追加するもので、施行期日は公布の日からでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑ある方、挙手願います。

石沢委員。

○石沢委員 議案第1号についてですが、1点、認可外保育施設保護者負担軽減補助金と、あと私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の交付を受けるときに、このマイナンバーカードが使えるようになるというような条例改正の趣旨だというふうに思うんですけども、今回、条例改正でマイナンバーカードが使えるようになるわけですけども、これまでどおりのマイナンバーカードを使わない方法で、この補助金を受けることができるのかどうかということを確認しておきたいというふうに思います。

○高山委員長 政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 今、委員からお話のありました件につきまして、マイナンバーカードをもし持っていない方とか出たくない方という方がいらっしゃいました場合につきましては、従来どおり、課税証明書等の、今で確認している内容で、確認している書類について提出してもらうことで、申請の受付というのは可能ということで聞いております。

○高山委員長 続いて、松平委員。いいですか。

では、海津委員。

○海津委員 私のほうからは、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う再交付及び電子証明書の更新件数がこれから増えていくと思うんですけども、そのあたりをしっかりと対策を取っていかないと、結果とすると使えないということも出てくると思うんですが、そのあた

りどのように対策するのか、教えてください。

○高山委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 今、委員からお話ありました件について、他自治体において、資格確認書の一斉送付というのを、報道等でも区では認識しているところでございます。

先日の国会においても、自治事務のため自治体の判断となるというふうにした上で、あくまでも、国としては、一律の交付をする必要があるとは考えていないという旨を述べているというところがございますので、それらも踏まえて、所管課からは、マイナンバーカードですとかマイナ保険証をお持ちでない方、そういった電子のところについての方について、資格確認書を7月頃送付に向けて準備しているというふうには聞いてございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。ごめんなさい。資格確認書まで踏み込んでいただいて、ありがとうございます。マイナンバーカードの再交付というところから資格確認書の話までいただいたことは、とてもよかったと思うんですけども、資格確認書に関すると、例えば世田谷、渋谷などでは、もう既に資格確認書について、やはり事務負担が増えるということで、資格確認書、全区民に対して——全区民じゃないですね。国保の対象者に対しては行っていくというふうになっているんですけど、文京区の考え方として、もし資格確認書がなくて、マイナンバーカードが切れてしまうと、結局、保険は、それを使う権利というものを失ってしまうことになりかねないんですけども、そのあたりどういうふうにご考えられているのか、御答弁いただきたいと思います。

○高山委員長 政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 今、お話のあったところについては、繰り返しになりますけれども、所管課から、マイナンバーカードですとかマイナ保険証をお持ちでない方については、資格確認書というのを7月頃送付に向けて準備しているというところで、対応というふうにご聞いてございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。では、ちょっと切り口を変えてお伺いしたいと思うんですけども、やはり今、公務員離れが進んできている中で、その事務負担ということを考えたときに、文京区の場合、この資格確認書を対象全員に出すことと、選別して出すことのほうの事務負担というのはどのように考えているのか。やはり職員育成というか、資格確認書に限らず、事務負担というものをやはり軽減して、また、適切に区民の方が使える権利を持つものに対

してはしっかりとやっていくというのが、区の方針かと思うんですけども、そのあたり、職員育成というか、考え方としてのところをお聞かせいただきたいと思います。

○高山委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 委員おっしゃるとおり、業務の効率性を向上させて、超過勤務縮減するとか、そういった視点は、職員課としても大事だと思っておりますし、職員の負担軽減につなげるということは、大切な話だとは思っております。ただ、個別の事務といったところで見ただけの場合に、どのように進めていくかということについては、それぞれの制度の趣旨であったりとか、現場の実態等、様々な要素があるかと思っておりますので、各所管でしっかり議論して検討すべきものだというふうには考えてございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。職員の負担軽減ということは、やはりとても大事なことだと思っておりますので、一事業だけで考えず、まさに総合戦略を立てている文京区ですので、横串を刺して、きちっと、どのようにしたら職員の負担が軽減されていくか、また、区民の確実な権利を保障していけるかということを考えていただけますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○高山委員長 続いて、松平委員。

○松平委員 すみません、先ほど失礼いたしました。

今回の条例改正は、基本的に区民の方にとっては非常に利便性が高まる条例改正だというふうには思っておりますので、ちょっとそこを確認したいんですけども、認可外保育施設、あと私立幼稚園、転入の場合、今まで、さっき石沢委員の御答弁でもありましたけれども、課税証明書云々、書類の提出が必要だった部分が、マイナンバーを活用することで不要になってくる。恐らく他自治体とのシステムの連携等々で、そのあたりが区民にとってはもう必要なくなるということかというふうには私は認識しているんですけども、そのあたり区民目線で見るときに、今回の条例改正でどういうメリットがあるのかということと、改めて行政側としての効率的になるという改正かというふうには思うんですが、そのあたり、区民側と行政側として、どういうメリットがあるというふうには考えているのか、そこを確認させていただきたいと思ひます。

○高山委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 まず、利用者のほうですけども、現在、区内に転入された方の税情報等については、課税証明書等で、提出してもらうことで確認をしております。今回の条

例改正により、マイナンバーで確認できるようになるため、そういった証明書等の発行手続ですとか、そういった費用の面といったところについては、負担がなくなるというところになります。

あわせて、自治体側の部分についてですけれども、マイナンバーを確認することができるようになることで、書類の徴収の手間が省けるというところで、事務の効率化が図れたり、あとDX化につながるものと思っております。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、今のちょっと続きで。条例上は、今回、認可外保育施設と私立保育所への利用される方への補助金を出すときの手続ということですが、子ども委員会なんかで聞いていますと、認可外保育のこの補助金を使っている方は、400人か500人というようなことで、毎年推移していると思うんですよ。

それで、その中で、要するに転入する形で、課税証明が必要になるパターンで、この補助金を利用される方は、どれぐらいなのか。

それから、私立幼稚園でも同様に、転入の形でこの補助金を使う実績というのは何人ぐらいなのかというのは、それぞれ人数が実績で出ると思うんですよ。

その中で、これ課税証明ね、前の自治体から交付を受けるのは、取得してくるのは、手間だと、負担だというのは、どれぐらい声があるんですか。

○高山委員長 政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 まず、認可外保育施設の補助金申請利用者のうち、文京区で税情報の確認できない人数というのが、おおむね90人程度になります。私立幼稚園に通う分については、税情報が確認できないのが約100人というふうに聞いております。

あわせて、利用者の声があるのかということですが、声を直接把握しているわけではないんですけれども、マイナンバーカードの交付率というのが、全国で今、78.5%ございますので、それぐらいの、同割合ぐらいの活用がなされるのではないのかなというふうに推定しております。

○高山委員長 ということで、態度表明に入ります。

各会派の態度表明で、まず自由民主党さん。

○松平委員 先ほど菊池課長からも御答弁いただきましたとおり、今回のマイナンバーを活用して、他自治体とシステム連携をするということで、区民にとっても、その利便性が高まりますし、行政側にとっても、より効率的になるということで、かつDXの推進にもつながる

ということですので、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。自民党、議案第1号、賛成をいたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 文京区の行政手続における特定の個人を識別するための、まあ、マイナンバーですね、の利用等に関する法律に基づくマイナンバーの利用に関する条例の一部を改正する条例ですけれども、先ほど御説明があったように、文京区に転入してこられた方のうち、認可外保育施設及び私立幼稚園等を利用する保護者に対する保育料の負担軽減補助金交付事務…無償化とかにおいて、マイナンバー制度を活用し、課税情報や住民票情報の確認を、情報連携して行えるようにするというものなので、これにより、先ほどから議論がありましたように、質疑で明らかになったように、保護者がこれまで提出を求められていた前住所地の課税証明書等を添付する必要がなくなり、申請時の手間と時間、費用などの負担が大きく軽減されます。

特に、他自治体からの転入世帯にとっては、従来、課税証明の取得・郵送・窓口提出など、煩雑な手続を求められていたため、マイナンバーによる情報連携の導入は、実務面でも心理面でも大きな負担軽減につながるものと考えます。

行政にとっても、課税証明書の收受・照合・保管業務が不要になり、職員の事務負担とかヒューマンエラーのリスクが低減されます。内部統制にも効果があるものというふうに思います。DXによる内部統制の強化や業務効率化にもつながり、行政サービス全体の質の向上にも資する改正と考えます。

具体的な影響については、先ほど質疑で明らかになったように、私立幼稚園との利用者さんで約100人ぐらいとか、認可外保育施設の利用者さんのうち、約90人ぐらいの方が対象になるというふうに見込まれていますが、課税証明取得の費用や郵送の手間が不要になることは、利用者にとって非常に実感しやすい改善というふうに言えると思います。

個人情報保護委員会への届出や審査等もあるため、実際の運用は令和8年2月を目標として、遅くとも4月には本格運用できるようにしたいというお考えと聞いていますので、今後の準備を着実に進めていただきたいと思います。

議案第1号は、住民サービスの向上と行政の効率化の両立に寄与するものと評価できますので、賛成します。

○高山委員長 区民が主役さん。

○海津委員 議案第1号、賛成いたします。

理由といたしましては、住民サービスの向上ということだと思いますが、その大前提として、やはりマイナンバーカードの有効期限満了に伴う、手続ですね、増加に伴う対応を確実にすること、円滑にしていこうということが大前提になると思っています。そのために、マイナンバーカード関連手続窓口の増設なども考えられると思いますが、速やかに行っていくことを申し添えて、区民が主役の会、賛成いたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第1号ですけれども、マイナンバーの利用で、認可外保育施設、また私立幼稚園の負担軽減補助金の交付申請の際に、課税証明書などの提出する書類がなくても確認が取れるということになるということで、区民にとっても行政手続の負担軽減にもなりますし、区側のDX推進にもつながるということで賛成をさせていただきます。

加えて、今、78.5%の取得というふうに御報告がございました。より理解を進めていただいて、取得率も上げていく。そして、円滑な行政手続に寄与していただきたいこともお願い申し上げます、賛成いたします。

○高山委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 金子委員の質疑の中で、住民からの課税証明からマイナンバーカードに切替えの要望を、区としても直接は把握はしていないということは、質疑の中で明らかになって、それから課税証明についても、これまでどおり対応されるということは、確認できました。

マイナンバーカードの利用拡大については、私たちはこれまで様々な課題、問題があるというふうに指摘してまいりました。利用拡大は、これ以上進める必要はないというのが、私たち日本共産党文京区議団の立場でございます。

賛成には至らないということで、日本共産党文京区議団は、この議案第1号、反対をいたします。

○高山委員長 それでは、審査結果を申し上げます。

賛成が5、反対が2、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第2号、文京区特別区税条例の一部を改正する条例です。

それでは、議案第2号の御説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました、議案第2号、文京区特別区税条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集データは7ページとなりますが、総務区民委員会資料の第2号を御覧ください。

このたびの改正は、地方税法の一部改正等に伴い、規定を整備するものでございます。
総務区民委員会資料1ページ、項番2の改正内容を御覧ください。

まず(1)は、所得割の納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の者で、合計所得金額が58万円を超え、123万円以下のものを扶養する当該納税義務者について、前年の総所得金額から最高45万円を控除する「特定親族特別控除」を創設するものでございます。

次に、(2)については、国のたばこ税の見直しに伴い、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは、紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しを行うものでございます。

次に、(3)については、公益信託制度の見直しに伴い、規定を整備するものでございます。

施行期日は、事項1については令和8年1月1日、事項2については令和8年4月1日でございます。

その他規定に整備については、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日でございます。

御説明は以上でございます。よろしく審議の上、原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑ある方、挙手願います。

松平委員。

○松平委員 すみません、確認させていただきます。加熱式たばこの課税方式の見直しに関してなんですけれども、今、加熱式たばこと紙巻たばこの税負担の差があるということで、加熱式たばこのほうが低いということだと思えます。1箱当たり大体、紙巻たばこと加熱式たばこを比べると50円ぐらい差があると言われてはいますが、今回、その差をなくすということなので、加熱式たばこを吸っていらっしゃる方には若干痛手かなと思えますけど、増税の話だと思います。それがまずはそろえてから、今年度そろえて、令和9年度以降から1本当たり0.5円ずつ、3年間に分けて、またさらに増税をしていく国の方針が出てはいますが、まず令和8年度から加熱式たばこの差をなくすと思えますけど、それによって、区、たばこ税、大体年間10億ぐらい入ってきてはいますが、どのぐらい増えるというふうに現状税務課として見ているのかだけ、お伺いしたいと思います。

○高山委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 今回の御質問で、今回の税制改正によりまして、区の歳入のほうですけれども、こちら令和8年度におきましては、3,500万円ほど増収になる見込みで、今、試算をしております。ただ、税額が変わる直前に買い占められる方とかいらっしゃいますので、今時点での見込みということで算出しているところでございます。

○高山委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。3,500万円増ということですが、確かに税が上がるので、駆け込みの需要と、販売本数も減る話だと思いますので、結果的にどうなるかわかりませんが、状況は理解をいたしました。ありがとうございます。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 すみません、態度表明でおおむね意見表明したいというふうに思うんですが、昨年11月から議論してきた税制改正で、103万の壁を撤廃して、123万まで課税最低限度額を引き上げるということでもあります。国民にとりましては、よかったなという話の裏側で、区としては減収ということになるかと思っておりますので、その影響額についてはどの程度になるのか。

そしてまた、年末調整で還付をされて、2万から4万戻ってくるということですが、今回の税制改正の中身から少し先のお話になって恐縮なんですが、区民にはどういったスケジュールで今後周知をされ、また減収額について、どういったタイミングで御報告ができるのかということでございます。

区財政の全体的な増減、今、松平委員のほうからは増収ということがございましたけれども、税制改正で減収もあって、ただ、文京区は納税義務者数が増えていてという、いいお話もある一方で、今のような税制改正で減収があると。もしかしたら文京区の一般財源の数%に当たるかもしれないと。そういう中で、しっかり財源確保していかなければいけないということは、今後、注視していかなきゃいけないのかなというふうに思っております。この点について、区の考え方、区はどのように感じているのかということをお伺いしておきたいと思っております。

○高山委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 今、幾つか御質問いただきました。今回の条例改正に伴う税制改正の区民の周知へのスケジュールでございますけれども、令和8年度から住民税に対してこちらが適用されるということになりますので、私どもといたしましては、来年度、納税通知等、御案

内するときの御案内の中でお示しをしていく形になります。あわせて、ホームページ等でも周知を考えております。

含めまして、こちらの私どもの歳入のほうへの見込みになりますけれども、こちらは来年度予算の段階で、一定来お示しをさせていただくようになります。

ただ、今時点で、税制改正で減収の内容となってきましたので、今回、条例改正に伴いまして、特定親族特別控除に伴います、今時点での減収ですけれども、こちらが対象の方が5月2日時点で445名で、減収概算は約880万円ほど概算をしておりますが、こちらは文京区に住所がある方ということで算出をかけているところもございますので、若干人数は増えるかなということになります。

それ以外で、条例のほうに跳ね返ってこない税制改正もございます。こちらが給与所得控除の見直しで、現在、55万でございますけれども、65万に控除額が上がるというところと、扶養親族等に係る所得要件のほうも、こちら現行48でございますが、58に上がるということで、その対象になる方、適用になる控除のほうも増えてきますので、その部分で減収になると。

ただ、今時点で、私どものほうに、どの方がどの控除になるかという情報を持っておりませんので、今後、来年度予算を見込む中で、その辺はお示しをさせていただきたいと思っております。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。区民の周知につきましては、年度末の御案内のほうでやっていただくということで、また、こういった、今、報告いただいた減収分については、来年の2月頃にまとまった御報告がされるのかな、ちょっとひやっとするような報告になるかもしれません。国民にとってみたら、よかったということではあるんですが、議会としては、全体に立ってこういった動きは注視をしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

また、445人、880万の減収ということも確認ができました。

一方で、この背景というのは、やはり、そもそも教育費の高騰といいますか、大学生が授業料を払うのに苦慮している。アルバイトを増やすといったところで、それに歯止めがかかってどうしよう、また、飲食店のほうやサービス業のほうは人材確保ができない、そういった声がある中で、国民の多くの声が上がって、税制改正につながったと。私たち公明党としても、しっかり汗をかかせていただいて、ここに成果として出すことができ、一定よ

かったかなというふうに思っております。

ただ、やはり、学生がどんどんアルバイトしなければいけないという状況は、一定歯止めをかけなければいけないので、そういったことも、私たち公明党としては大事に考えておりました。学業とアルバイトのしっかりとしたバランスのいい両立をしていこうと。何ならば、しっかりと学業に専念できる環境を整えていこうじゃないかと。それが私たちの立場でございます。

そういった意味で、150万まで引き上がった、その特定親族の控除の創設というのは、大変よかったなというふうに思うのですが、一方で、大学の多子世帯のほうでは、要件として、高等教育の就学支援新制度、これ今、申込みを延長しているというような状況で、駆け込みの方がいらっしゃるんじゃないかな。我が家もそうなんですけれども。そういった新制度の拡充によりまして、多子世帯、3番目の学費、入学金26万、授業料70万、子ども3人以上の世帯、その世帯を支援していくという、これは本当に私たち公明党も汗をかいてきた制度設計ですので、よかったなと思っています。

要件が、扶養に入っているということだということですので、そのあたりの認識は、今、私が思っているとおりでよろしいでしょうか。

○高山委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 今、お話しされた多子世帯への大学の授業料の無償化の制度のことでございますが、こちらの条件といたしましては、扶養であるというのが条件になります。今回新たに、税制改正によりまして、特定親族特別控除を創設されているところでございますが、こちらは合計所得58万超になりますので、扶養から外れることになります。扶養から外れても養っていただいている、実質的な扶養をしている御家族様に対して控除が創設されたということになりますので、こちらのほうは、実際に合計所得58万を超えられた大学世代のお子さんは扶養から外れてしまうので、今、言われた多子世帯のほうの制度からは適用がされないということになります。

ただ、こちらの適用時期ですね、申請の際に、どの時点かというところは、若干規定があるようなので、実際申請をされる際は、その部分を御確認されて、御申請していただければと思います。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 文京区の様々な窓口の中でお答えをする案件ではないんですけれども、文京区の中では、こういった制度をいよいよ待っていたと、使いたいというふうに思っている

御家庭もある中で、様々、国の動きや通達などが直近だったということもあり、しかし、申請のお尻は決まっているという中で、やはり丁寧に国民に伝えていかなければいけないので、こういったアナウンスというのがどこでされるのかということだけはここで確認を、サービスで確認をさせていただきたいなというふうに思うんですが、よろしくお願いします。

○高山委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 こちら税ではございませんので、実際の多子世帯のこちらの制度のほうについては、私ども税務課のほうで御案内するものではないんですが、実際にこちらの制度を適用される場合は、御入学される大学のほうの窓口ですね、まずそちらのほうに御相談をしていただきたいというところと、あと、文科省のほうにもホームページがどうもあるようなので、そういったところで、これ以外にも制度があるようですので、御確認いただければと思います。

以上でございます。

（「ありがとうございます」と言う人あり）

○高山委員長 ありがとうございます。

金子副委員長。

○金子副委員長 改正内容の1については、今、田中香澄委員が言われたように、背景には高い学費の問題があり、若い世代の人たちの暮らしをどうするかという点で、税制面で対応が必要だろうというような背景で、ここに出てきたということだというふうに認識しております。

税制改正、この限りでやるという点については、私たちも異存はないわけで、一言申し上げておけば、やはり根本的には、こういう税制改正、いろいろいじくだけじゃなくて、高い学費を解消していくと。

それから、今、話題に出ていた就学支援金制度についても、課長さん、サービスとってお答えになっておられましたけれども、手続の窓口は大学なんですよね。入学した後なんですよね。入学した後に、就学支援金制度が申請して可なのか、否なのかということになるわけで、大学生にとっても御家族にとっても非常に恐ろしいわけですよね。進学した後は、今度2年目からは、成績評価も加わるわけですね。これ相対評価なんですよね。必ず落とされる仕組みになっているわけですね。

だから、こういう税制改正のところのいろんな改正も必要になってくるという背景があるわけで、私たちは、学費の無償、もしくは学費がすぐ半額ぐらいにすることでもって、

こういう自治体関係者の税務当局の皆さんのお仕事も本来なら減っていくんじゃないかというふうに思っていますけれども、そのことは関連して申し上げておいて。

質問は、この2の加熱式たばこの課税方式の見直しの部分についてです。

先ほど松平委員に教えていただきましたけど、今、加熱式たばこと紙巻たばこと50円ぐらい差があるんですか。あると言っていましたね。それ多分そうなんだろうと、彼は詳しいので。いうことだそうですけれども、今度のこれ改正やると、私、見た範囲では、来年度のところでは、加熱式たばこは1本当たり2円から5円ぐらい増税になるようなんですね。紙巻のほうは、まだ来年度は増税はないということなんだけれども、これ3か年で経過措置みたいなことで少しずつ上がっていくみたいなんですけれども、結局、加熱式たばこと紙巻たばこというのは、それぞれ、この3年間で幾ら増税されることになるんですか。トータルでいいですよ。

○高山委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 まず、電子たばこ、加熱式たばこのほうなんですけれども、令和8年度は、こちらがこの1年間で、大体1箱100円ぐらい上がってくるようになります。その後、今度、紙巻たばこ、今、加熱式たばこのほうの税差があるということで、来年度はまずその税差をなくそうということになりまして、まずは電子たばこだけ、今、申し上げた金額が来年1年間で100円程度上がってくるということになります。

続いて、令和9年度から11年度については、紙巻たばここちらの加熱式たばこ全部に対して、国税のほうで増税を3か年かけて、1本当たり0.5円ずつしていくということになります。

こちら、そうしますと、最初の1か年、令和8年度については、1箱当たり大体100円程度、その後、9年、10年、11年度につきましては、こちら全てのたばこに対して、1箱当たり30円ほど上がるというような形になります。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 それが積み上がると、国全体でたばこ税の増税というのは大体1,000億円ぐらいになるということになっていますけれども、それについては、国は、その増税の目的というのはどのように述べているんですか。

○高山委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 こちらの国においての目的は、防衛費のためにということで、一応こちらのほうに示されているところでございます。

（「分かりました」と言う人あり）

○高山委員長 いいでしょうか。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いします。

日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第2号、特別区税条例ですけれども、改正内容の1つ目の特定親族特別控除の創設ということについては、先ほど質疑の中で述べた点を指摘して、何ら——何らということないですね、異存はありませんということであります。先ほど意見を申し述べたことは、意見をつけておきます。

それで、2番目のたばこ税の増税のところは、質疑の中でも明らかになったとおり、防衛増税だということなわけです。昨年度から5年間で43兆円の大軍拡という計画の一環であって、こういうものを庶民の増税で賄うということについて、私たちは反対という見地であります。

したがって、その他のところについても、これについても異存はありませんけれども、議案としては、反対であります。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第2号、今回の税制改正に関する条例の改正については、賛成をいたします。

先ほど議論も縷々（るる）させていただきました。1つ、やはり大事なことは、先ほども申し上げたとおり、学生がアルバイトと学業の両立をしっかりとやっていくこと、それをしっかりと支援していくことと、今回の税制によって扶養から外れるような部分があった場合への注意喚起ですとか、そういったことをしっかりと丁寧にやっていくということを併せてやっていただいて、この条例改正については、公明党、賛成です。

○高山委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役は、議案第2号、賛成いたします。

ただし、税収が増減があるだけに、区民により分かりやすい日本語で周知いただくことはもちろんのこと、これから福祉の向上に向けた、社会的弱者の視点に立った、予算編成をしっかりと組んでいていただけますよう申し添えて、賛成いたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 議案第2号、文京区特別区税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正に伴い、文京区特別区税条例の規定を整備するもので、次の点から賛成します。

まず、特定親族特別控除については、いわゆる年収103万円の壁によって、学生アルバイトの就労が抑制されてきた課題に対応するものであり、これまで扶養控除の対象とならなかった19歳以上23歳未満の学生に対する控除制度を新設するものです。

子育てや就労支援の観点から、一定の意義があり、所得水準に応じた段階的な控除額の設定は、現行制度の逆転現象を是正するものとして合理的であり、就労収入のある学生やその扶養者に対する支援として評価できます。

一方で、根本的には、学生が学費や生活費のために過度な就労を強いられる状況そのものを解消し、学業に専念できる環境の整備が重要であり、引き続き国に求めていると考えています。

次に、たばこ税の見直しについては、国の税制改正により、加熱式たばこの課税方式を従来の価格や種類に応じた複雑な仕組みから重量を基準とする方式に改め、紙巻たばこの税負担の差を是正するものです。制度の簡素化と税負担の公平性を図る見直しとして、理解できます。

文京区における条例改正も、こうした国の方針に沿って課税方式を整備するものであり、令和8年4月からの適用開始に加え、半年間の経過措置が設けられるなど、制度移行の安定性にも配慮された設計となっています。

さらに、令和11年までに税全体を段階的に引き上げていく国の方針とも整合性が取れています。

たばこ税は、健康増進を促す政策的意義も大きく、特に紙巻たばこは健康被害が深刻です。今後は、たばこ税に財源を過度に依存せず、受動喫煙防止や禁煙支援といった施策と一体で推進すべきであり、今回の税制改正の周知とともに、禁煙希望者への相談支援や医療機関との連携体制の拡充を求めます。

以上の理由から、本条例改正案は、税制度の整合性と公平性を確保するとともに、区民の健康増進に資するものとして、賛成をいたします。

○高山委員長 自由民主党さん。

○松平委員 議案第2号、特別区税条例の一部を改正する条例ですけれども、1つ目の特定親族特別控除に関しては、大学生世代の子どもを持つ親等の税負担を軽減し、いわゆる103万円の壁による就業調整の問題に対応することを目的としておりますので、区として関わる部分に関する規定の整備ということでございますので、問題がないというふうに思います。

また、もう一点の加熱式たばこの課税方式の見直しに関しても、国による紙巻たばこ加

熱式たばこの税負担を同じにするということによる規定の整備ですので、問題ないかと思えます。

先ほど金子委員から、防衛費財源の御指摘もありました。確かに国のほうでは、たばこ税、法人税と所得税と三税を対象として、約、2027年度時点で1兆円強確保したいということを行っています。あくまで防衛費の財源でございますので、先ほど大軍拡というお言葉をおっしゃいましたけれども、決して日本が他国のどこかを侵略したり等々ではなく、緊張する国際情勢、ロシア、北朝鮮、台湾等の話もありますので、あくまで国民の生命と安全、暮らしを守るということでの防衛費の財源の増税でございますので、そこは私どもの会派としての意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

よって、議案第2号、自由民主党、賛成をいたします。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第2号の審査結果を申し上げます。

賛成が5、反対が2、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第11号、文京区男女平等センター改修その他機械設備工事請負契約です。

それでは、提案理由の御説明をお願いします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました、議案第11号、文京区男女平等センター改修その他機械設備工事請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの33ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京区男女平等センター改修その他機械設備工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る4月4日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約によりまして同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金2億1,462万1,000円でございます。

契約の相手方は、REC・松嶋建設共同企業体でございます。

構成員の代表者は、東京都文京区千駄木三丁目46番2号、株式会社REC東京本店、

執行役員本店長、板倉信幸、他の構成員は、東京都文京区本郷四丁目35番14号、松嶋建設工業株式会社、代表取締役、安田洋之でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの34ページに記載のとおりでございます。

よろしく御審議の上、原案の御可決賜りますよう、お願いいたします。

○高山委員長 ありがとうございます。

御質疑ある方、挙手願います。

では、田中香澄委員。

○田中（香）委員 今回の男女平等センターの改修については、JVで松嶋さんとRECさんが随意契約でやっていただくことが決まって、よかったなというふうに思っております。

この間、男女平等センターのフロアの課題、様々あったかというふうに思っております。防音対策が必要だとか、給排水が古い、トイレの数、女子トイレが非常に少ないとか、授乳室がないとか、子どものトイレのこととか、Wi-Fiのこと、様々、もう少しゆったりと語らいや交流ができる、そういった改修にしてほしいというような御要望があったかと思えます。そういったことがどのように改善されるのかということをも改めて伺っておきたいというふうに思います。まず、ここまでお願いします。

○高山委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 男女平等センターの改修ですけれども、竣工から約39年が経過しております。設備も含めてかなり老朽化しているといったところでございます。今、御指摘がありましたとおり、利用者の皆様からはいろいろな御指摘がございまして、防音をはじめ、部屋の、施設の中が暗い感じがするとか、様々な御指摘をいただいておりますが、今回の改修工事においては、内装材を全部撤去いたしまして、配管・配線も含む全てを一新するような改修工事を行ってまいります。

そういった中で、例えばバリアフリートイレ、今、1つございますが、それを2か所にして増やしていったり、そのうち1つは介助用のベッドを設置するといったようなこともやってまいります。

あとは、授乳室を設置したり、多世代の方々が使えるようなといった改修もしてまいります。

また、防音についても、できる限り向上するという事で、部屋の中のそういった機能に加えて、窓のサッシを内側に1枚プラスして防音性を高めるといったこともやる予定となっております。

また、Wi-Fi等についても改善をしたり、あと、ゆったりとした語らいができるようなといった、そういったコーナーを様々設けたりということで、かなりいろいろな改善をしていく予定となっております。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。給排水、今、御説明あったとおり、バリアフリートイレも増えたり、介助用ベッドということに関しても、公明党がかねてから御要望させていただいていたことなので、よかったなというふうに思います。それぞれ改善して、いいセンターのリニューアルオープンを待ちたいなというふうに思います。

反映できなかった課題があったのか、なかったのかということは、補足で伺っておきたいというふうに思うのと、あとは、今、実際に、これはセンターの改修と直接関わらないんですけれども、愛称、今、公募で、もう既に終わりましたけれども、4月から6月まで行われて、どんな愛称になるのかなというふうに楽しみなわけなんですけれども、そういった状況の報告が少し分ければ教えていただきたいということでございます。

あと、やはり、今、大畑課長からお話があったとおり、明るくなって、全て一新されるということでございます。名前も愛称がつくということでもあります。プラスして、男女平等センターのことで1つ御要望したいことは、情報の発信ということについては、もっと時代に沿った、SNSを活用するとか、ホームページを若い人や、また多様性が今求められている部分ですので、そういった広い方にリーチできるような、そういった情報発信をもう少ししっかりやっていただくと、魅力が伝わるのかなというふうにも思っておりますので、これ御答弁いただけたらありがたいですけれども、よろしく願いいたします。

○高山委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 いただきました御質問ですね、名称に関しましては、男女平等センターが、平成14年の条例の規定で、男女平等参画の推進を目指す、そのための拠点施設ということで位置付けをされております。

この男女平等センターという名称自体については、非常に大きな意味があるというふうに考えておりますので、名称を変更するというのではなくて、そこにつく愛称ですね。実は利用率の部分でまだ一定課題があるというふうに認識をしておりますので、より多くの人に利用していただけるような愛称を、男女平等センターとセットになったような愛称をつけることによって、より広い世代の方に利用が進むように、愛称を募集しているというところでございます。

現状、4月10日の区報で周知をさせていただいております、集計をまさにしているところですが、30点とかそれぐらいの要望をいただいているところになります。そちらを集計した上で、推進会議の委員の皆様のご意見をお聞きした上で、設定をしていきたいというふうを考えております。

こちらの情報発信につきましての御質問になります。こちら、リニューアルを来年の6月を予定しておりますが、そこに合わせて、ホームページ、今までのホームページでなかなか届かなかった情報ですとか、若い世代ですね、こちらの利用がどうしてもなかなか伸びてこないというふうに課題としては認識をしておりますので、そちらのホームページの内容の刷新に合わせて、当然、SNSですとかそういったところのツールを活用して、より広く情報が発信できるように工夫していきたいというふうに考えております。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。若い方がより利用していただけるように、また幅広い方に男女平等センターを愛していただけるように、その30点の中から選ばれる愛称、非常に楽しみに待っていたというふうにも思っております。

また、今、熊倉課長がおっしゃってくださったように、そういった情報発信をこれからなされるものと期待をして、お願いを申し上げ、質問を終わらせていただきます。

○高山委員長 ほかに。

海津委員。

○海津委員 この改修なんですけれども、今、大畑課長のほうからありました、防音を考えて二重窓ということなので、断熱性も上がると思います。こうした中で、今、文京区のほうで出している公共施設の総合管理計画、ガイドラインというか、そこからすると、当然、二重窓、断熱性の向上というのは非常に重要な点になってくると思いますので、今回の改修とすると、そこを踏まえてということだと思っています。

それから、女子トイレの数に関しても、男子と女子トイレの数からすると、3対1まではいかないけれども、きちっとそこに即しているというふうに考えております。

また、バリアフリートイレに関してもよく言われるのが、私たちは何で待たなくちゃいけないんだということがよく聞かれますので、2つになったのはよかったと思います。

こうした点の中から、ただ、ほかの公共施設の改修のときに、なかなかここまでユニバーサルデザインとか、そうしたことに応じたものがなされていないというふうに私の中では理解をしているところなんですけれども、ほかの施設とのこの格差というのは、何で生まれたの

かというのが知りたいんです。非常にいい例だと思うんですけど、何でこれがほかの施設に波及していかないのかなというところがとっても不思議なことが第1点。

それから、見ていくと、相談室が、待合室がメインエントランスのところからすぐのところにあるんですね。ここのところって、すごく人の出入りがあって、逆に言ったら、相談に来られる方が入りやすいという点もあると思うんですけども、逆に言ったら、そのところの出入りが気になってしまう、待合室のところが見られてしまうのではないかというふうな思いを持たれる方もいらっしゃると思うんですけど、この点はどのようにお考えなのか、御答弁いただきたいと思います。

○高山委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 公共施設等総合管理計画におけるユニバーサルデザインで、施設ごとにおける差というか、そういったところの御質問でございますけれども、管理計画におきましては、ユニバーサルデザインにおける基本的な方針といたしまして、誰でも公平に利用することができるということで、それを目指したあらゆる施設に共通した認識として規定をさせていただいているというところでございます。

ただ、それぞれの施設における特徴だとか利用者層など、あとそれぞれの施設の敷地の条件、建物の条件など、様々、勘案するべき部分というのは出てくるのかなというふうに思っております。

ただ、誰でも公平に利用できるという、こういった基本的な考え方は、庁内でもきちんと浸透させていっているところでございまして、できる限りのUDを実現していくと、そういった整備につなげていくように努力をしているところでございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。ただ、本当にその意識が、改修の際に各職員の方々の意識にあるかといったら、単純に今あるものをきれいにしようというふうなところに陥りがちではないかなと思うんですね。シビックの改修にしましても、トイレの数は変わらずのままでいく箇所もまだまだありますし、そうしたことを考えたときに、しっかりと、新たに出てきた改修計画のときに徹底していただきたいんですね。女子トイレの数もそうですし、回り道をさせないようなこととか、これからの時代に適した、人権に配慮した建物にもしていただければと思いますよ、改めてお願いをしておきたいと思います。

○高山委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 公共施設の改修工事においては、どうしても既存の建物の改修というと

ころで、特に設備面を含め、いろいろな制約がある中で、できること、できないことというのがもちろんございます。そういった中で、我々の中でも、ユニバーサルデザインに対する意識というのは、高まっているのは実際私も感じておりますので、今後の改修においてはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○高山委員長 石沢委員。

○石沢委員 改修工事の中身については、いろいろ議論があつて分かつたんですけども、この改修工事を進めていく際に、いろいろこの間議論になっていたのが、代替施設の確保ということも議論になっていたと思うんですね。それで、今、この代替施設、まあもう既に改修工事が始まっていて、そこは利用できていないというような状況ですけども、利用されていた団体の方々のその代替施設の確保状況というんですかね、これ今現状どうなっているのかということ、充足されているのかということもちょっとお伺いをしておきたいと思います。

○高山委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちらの改修工事期間中の代替施設ということで、施設利用者の方の活動が停滞することがないように、他の施設ですね、こちらの利用者の懇談会ですとか説明会の中でお話をさせていただきながら、丁寧に代替の施設、近隣ではどこが使えるのかですとか、人数の規模でこの施設だったら、同じぐらいの料金で使えるとか、そういった施設を紹介してきたところでございます。

おおむねそちらにつきましては、平等センターが使えない期間、活動がとまってしまって困っているという、その大きなお声としてはいただいておりますので、引き続き、こちら問合せがあった際は対応させていただきたいというふうに思っております。

○高山委員長 ということで……。

（発言する人あり）

○高山委員長 あ、そうなの。はいはい。誰かな。あ、大畑さん、大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 この設計工事の中で反映できなかった項目は何かというところですよ。はい。申し訳ございません。

この設計、どんな改修をしていこうかといったことを検討するに当たって、運営事業のほうも一緒に打合せの中に毎回入りまして、実際の利用者からのお声を踏まえて、そういったどんな改修をしていくかという項目を決めてきております。そういった中で、おおむね、ほとんどの項目は対応できているかなと思います。

ただ、先ほども御答弁させていただいたとおり、改修工事になりますので、どうしても構

造的に変えられない部分とか、特に設備関係の配管とかそういったところで、部屋が広げられないとか、そういったことがありますので、トイレの数自体は変えることはできていないですが、それ以外のところでできることは、基本的には取り組んでいるという認識でございます。

○高山委員長 それでは、各会派の態度表明に入ります。

自由民主党さん。

○松平委員 議案第11号でございます。男女平等センターの改修、機械設備に関する請負契約です。建設、改修の工事自体はもう進んでいるということでございますが、今回の機械設備の請負契約で、スケジュールの変更等は特にないということは確認しておりますので、今、縷々（るる）、いろいろ議論もございましたけれども、ぜひ、来年の6月頃のオープンかと思っておりますが、に向けて、ぜひ多くの方に愛される施設をつくっていただきたいというふうに思います。議案第11号、自由民主党、賛成をいたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 議案第11号、文京区男女平等センター改修その他機械設備工事は、文京区男女平等センターの改修に伴い、空調、換気、給排水、ガス、自動制御など老朽化した機械……。

（音声途絶）

……随意契約に至るまでの手続は、地方自治法施行令に基づくものであり、競争性確保の一定の努力も見られることから、妥当と考えます。

文京区男女平等センターは、男女平等参画を推進する区の重要な拠点であり、性別役割分担意識の是正や、多様な立場からの社会参画を支援する役割を担っています。

改修を機に、こうした施設にふさわしい環境整備として省エネ性能やバリアフリー対応、ユニバーサルデザインなどの向上が図られることは意義があります。

予算については、令和7年度当初予算で債務負担行為を含め、既に議決済みです。物価高騰の影響は工期の短さから限定的と見込まれていますが、今後の変動にも柔軟に対応できる体制の整備を求めます。

なお、令和7年3月から令和8年5月までの休館中は、登録団体やインターネット利用団体の各種変更手続や年次書類の提出はシビックセンター14階のダイバーシティ推進担当窓口で受け付けています。利用者への丁寧な周知と手続の円滑な運営が継続されるよう、引き続き対応をお願いします。

また、工期は令和8年4月30日までとされていますが、遅延のない工事管理を強く求める

とともに、工事中の安全対策についても丁寧な対応をお願いします。特に、センター上階のURや真砂中央図書館、本郷小学校周辺住宅などへの騒音・振動などの影響を最小限に抑えるよう十分な配慮を求めます。

さらに、改修後の維持管理コスト、光熱費や保守点検費などにも配慮し、長期的な運用公立を意識した整備がなされることを期待し、賛成をいたします。

○高山委員長 区民が主役さん。

○海津委員 より幅広い層の利用者の満足度を高め、それから愛される施設となるよう、今後、まだ完成までの間、当事者等々からの御意見があつて、反映できることがあれば、細やかに反映していただきたいこと。

また、相談業務のほうが、今、とても大事なんですけど、継続してやっていたらいいこと、よかったですと思いますが、ここが、どこでやっているか場所が明示されていないので、やはりどこまで行くかによって、当事者の方たちも行ける場所なのかどうなのか、時間的にもなかなか予約が入れられないということもお伺いいたしますので、そうした配慮を改めてお願いをしまして、区民が主役の会、賛成いたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党、議案第11号、男女平等センターの改修についてですけれども、賛成いたします。

先ほど質疑をさせていただきました中で、ほぼこの間の御意見が反映されたということも確認できました。令和8年6月のオープンまで1年というのが、先のように、あっという間に来るかというふうに思います。無事故で、そしてまたセンターの休館中の活動の継続をしっかりサポートしていただきたいということ。そしてまた、オープンまでに、今、お願いをしました情報発信や、また新たな施設をしっかりと活用していただけるように、計画を立てたり、話し合ったり、この際しっかりと見直していただいて、いいリニューアルができることを御祈念申し上げます。公明党として、賛成いたします。

○高山委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 男女平等センター改修その他機械設備の工事についてですけれども、代替施設の確保については、先ほど御答弁でおおむね確保できているということだったんですけれども、引き続き要望があればしっかり丁寧に聞いていただいて、相談に乗っていただいて、確保に努めていただきたいなということも意見として申し添えさせていただきましたので、この議案第11号、日本共産党文京区議団は賛成をいたします。

（音声途絶）

○竹田総務部長 ただいま議題とされました、議案第12号、文京シビックセンター低層及び高層用昇降機設備改修工事請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの35ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京シビックセンター低層及び高層用昇降機設備改修工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約によりまして、4月1日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金13億8,050万円でございます。

契約の相手方は、東京都千代田区丸の内二丁目5番1号、三菱電機ビルソリューションズ株式会社東日本支社、取締役乗務執行役員支社長、宇和川慎一でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの36ページに記載のとおりでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願いいたします。

○高山委員長 それでは、質疑をお願いいたします。

海津委員。

○海津委員 この改修によって、今ある課題がどう変わっていくのか。今ある課題と、そしてどのように改善していくのかをお伺いしたいと思います。

○高山委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 まず、課題でございますが、1点目としましては、現行のエレベーターが建築基準法に一部適合してない、既存不適格というような状況になっております。そのような観点から、建築基準法に適合させ、安全性の向上を図るのが、課題解決の一つでございます。

2点目としましては、混雑緩和、待ち時間の短縮でございます。

主に、運行システムに関しまして、現行のシステムでも群管理システムというのを導入しておりますが、改修後は、メーカーが開発しました学習機能のございます群管理システムを導入いたします。この群管理システムといいますのは、複数のエレベーターを効率よく動かし、待ち時間を短くするものでありまして、かごに乗車している人数、エレベーターの進行方向を総合的に判断し、最適な運行となる管理でございます。

学習機能がございますので、混み具合を予測し、配車台数、タイミングを制御いたします。その結果としまして、建物に合った運行ルールが可能となります。例えば出勤時におきましては、上り方向の混雑具合を予測し、1階や地下2階への配車台数、配車タイミングを優先いたします。また、退勤時間帯も同様でございます、執務フロア階への配車台数、配車タイミングを優先いたします。

これによりまして、1分以上の長待ち率というのが10%から30%ほど低減され、平均的な待ち時間に関しましても、5%から15%短縮されることとなります。

また併せまして、乗客が定員の10%から90%乗車している際には、最高速度まで至る加速度が早まります。これによりまして、到着時間が早まることとなります。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。もう一点、災害時にはどのような機能の向上があるのか、その1点だけまず教えてください。

○高山委員長 保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 災害時におきまして、各種機能が追加されるのがございます。まず1点目としましては、地震時管制運転でございます。これは現行のシステムでもございますが、地震が発生しますと、初期微動のP波を感知し、自動的に最寄り階に着床し、避難をするというものでございます。震度4程度で最寄り階に自動停止するというもので、現行のエレベーターにもあるんですけれども、リニューアル後は、さらに自動診断復旧システムというのが追加されます。これによりまして、震度が5弱、加速度ですと120ガル以下であり、システムのほうで自動診断を行うことにより、異常がないことを確認した後、地震発生後約30分で運転が再開するというような、そのような機能が追加されます。

また、災害時におきまして、例えば火災が起きたときには、全エレベーターを避難階へ呼び戻すという機能も追加されます。

また、水害時の冠水時におきまして、ピットに一定深さ以上まで冠水した際には、最寄り階までかごが自動的に走行し、エレベーターを自動停止するという機能も追加されます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 御丁寧にありがとうございます。非常に一つあれだったのは、エレベーターの機能として学習していきながら、災害時に安全を確認したら、30分後に動くということは、これまでは、保守会社が保守点検をしにきて、きちっと安全性が確認されてから起動することになっていましたが、では来なくても動くということなんですかね。そうすると、非常によ

かったなと思うのが、被災者でもある職員の方々がこの中でお仕事していただく際に、エレベーターが動くということは、階段で上り下りをしなくても済むということなのかということが非常に気にかかるところなので、その辺、もう一度御答弁いただければと思います。

○高山委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 これは自動診断復旧システムによりまして、地震発生後から、最初、徐々に低速度でかごが昇降しまして、その後20分、30分かけて通常で試運転をするという、それを繰り返して構造体に異常がないことを確認した後、地震発生から30分程度で運転を再開するというものになります。もし、かごだとかレールに損傷が生じた場合には、これメーカーの技術員に来ていただいて、補修など迅速に行ってもらい必要があると認識しております。

○高山委員長 続いて、松平委員。

○松平委員 1点だけ。エレベーター、毎日、職員さんも使うものですし、多くの区民の方も使うものだと思います。工事期間中、低層階で4基あって、高層階で4基、合計8基あると思うんですけども、そのあたり工事期間中の区民への影響であったり、スケジュールに関して確認させていただきます。

○高山委員長 保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 工事に関しましては、平日の夜間、工事を行ってまいります。実際の施工に関しましては、来年の6月から約2年間かけて工事を行います。工事の手法でございますが、低層用エレベーター1台、高層用エレベーターを1台ずつ工事を行い、これを4サイクルかけて工事を行ってまいります。

低層用に関しましては、1台改修するのに5か月、高層用は1台改修するのに5か月半かかります。この間におきましては、職員のエレベーター利用に関しましては、例えば階段利用を促すとか、あとは時差出勤の推奨、お昼休憩の分散取得などを推奨することによって、エレベーターの混雑緩和に努めてまいりたいと考えております。

○高山委員長 松平委員。

○松平委員 分かりました。工事は夜行うということと、では工事期間中2年間かかりますけれども、低層階1基、高層階1基なので、3基ずつは動いているということの認識のよろしかったでしょうか。はい。ありがとうございます。

○高山委員長 では続いて、金子副委員長。

○金子副委員長 これ随意契約になっているので、ちょっと金額について確かめておきたいん

ですけれども、契約額は13億8,050万円というふうになっています。それで、私が聞きたいのは、2017年度に区が策定をしたシビック改修計画、これは総額改修費用174億円で、税抜きの価格になっておりましたけれども、そのときにエレベーターの改修工事も当然改修項目に入っているわけですが、これ2期の10年計画の後期のほうでやるというふうになっていて、金額は、全体の内数だということで、エレベーターの項目では金額は示されていなかったわけです。ただ、総額は174億というわけですから、当然、内数があったというふうに思うんですね。

そこで、シビック改修計画を示した当初のこの8台分と、今度、制御装置というんですか、監視盤ですか、その部分の当初の見込みの費用というのは幾らだったのかと。それはお示しいただきたいというふうに思います。税込みで示していただくと、この13億8,000万円と比較できるということになるので、そっちの数字でと。

それからもう一点、比較したいのは、今回の契約額13億8,050万円については、エレベーターということなので、直接工事費ということで幾らなのかというのは出てくると思うんですね。先ほど工事期間も低層用と高層用と違いますということなので、当然、低層用と高層用の1台当たりの直接工事費というのは違ってくるというふうに思うんですけれども、それも、監視盤も含めて、それぞれお示しいただきたいというふうに思います。

○高山委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 当初策定いたしました改修基本計画のエレベーター工事の概要工事費でございますが、税込みで換算しますと約12億8,000万円というようになります。本契約金額は、13億8,050万円、税込みベースでございますが、差額が約1億円となっております。

そして、2点目の直接工事費でございますが、低層用エレベーターの1台当たりの直接工事費ですが、1億300万円となります。一方、高層用エレベーターに関しましては、1台1億1,300万円となります。そのほかとしまして、エレベーターの監視盤が4,000万円、そのほか建築・電気・機械設備工事もございます。トータルの合計の直接工事費としましては、10億7,270万円となっております。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そうしますと、前半のほうの当初の改修計画からの比較でいきますと、今、実額でいうと1億円、全体としても8%増ということになるわけですが、これについての区の評価というのはどうなんですか。これ随意契約になっているわけですが、この間、資材費の高騰というのは、例えば1年で5割増とか、いろいろ表現あったと思うん

ですけれども、そんな話もあったというふうに思うんですね。これはエレベーターの工事だから、その事情というのが、2017年から見ると8%ぐらいで、そこそこというか、それでいいでしょうということになぜなるのか、説明いただきたいということと。

それから、直接工事費をお示しいただきましたけれども、全体を含めると10億7,000万円だと。そうすると、間接経費の部分が約3億円ぐらいということに、間接経費とか、よく技術料とか、そういうのが3億円ということになると思うんだけど、それについての区の評価というのは、これはなぜ妥当ということになるのか、御説明をいただきたいと思うんですね。

それとの関連で、エレベーター工事をする場合には、民間なんかでよく言われるのは、今後の保守メンテナンスの契約と一体でやっているとかこういう金額、違うとかこういう金額というので、ものすごい差があるとかよく言いますよね。それで、文京区の組合、当然この会社にメンテナンスを頼んでいるんじゃないかなと思うんだけど、それについての保守メンテナンスの契約と今回の工事契約というのは何か関連しているような関係になっているのかどうか。また、保守メンテナンス契約については、入札でやっているんですか。それについての説明を求めます。

○高山委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 まず1点目の約8%程度価格が高騰しているということでございますが、これは工事が夜間工事であるための労務費の高騰やエレベーターにも半導体が使われておりますので、機器の高騰による影響と認識しております。

一方で、日本建設業連合会というところが公表しております設備工事の工事高騰に関しての資料では、この4年間でエレベーターの工事費が約89%高騰しているという、そのような報告もございます。

本工事は、一般的なエレベーター工事の高騰率の10分の1以下となっております。計画策定時のエレベーター改修の概算工事費は、メーカーから個別の見積りを取得しておりまして、改修内容が2017年当時から限定されていたことから、見積りの制度が比較的高かったものと認識しております。

また、経費の算定でございますが、基本的に工事費というのは、全て見積り金額ではなく、まずは東京都から提供されます工事の単価だとか、あとは書籍の刊行物の単価、それらによらないものを個別の見積りというような順で単価設定しております。

また、共通費、経費でございますが、これは国土交通省で定めております公共建築工事標準積算基準に沿って算定しておりまして、適正な価格であると認識しております。

また、3点目の工事と保守委託を合算したほうが支出を抑えられるのではないかという趣旨の御質問でございますが、公共工事の単価は、ただいま御説明したとおり、単価の設定方法、共通費の算定方法というのが決まっており、適切な工事費と認識しております。

また、エレベーターの保守委託でございますが、これは設置したメーカーと業者指定、随意契約という形で契約しております。

エレベーターの保守委託費でございますが、業者指定する会社から毎年見積りを取得し、人件費の積み上げなどの根拠を求め、適正価格であることを確認した上で、毎年、予算請求、契約締結しております。そのため、工事金額、委託費、保守委託費とも適正価格であると認識しておりますので、分離発注しても適正であるというふうに考えております。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 今回の説明の中で、日本建設業連合会、業界全体のエレベーターの高騰との比較がありましたけれども、それとは別に、実勢の価格との比較という点では、いわゆる合い見積りでどこか他者と比較したのか。それから、この出てきた数字について、例えば積算事務所か何かにかけて精査したのかと。その点については、やっているのか、やってないのか。これは後でまとめて答弁いただきたいというふうに思うんですけども。

それと、先ほどの質疑の中で、海津委員が聞かれた、今度、最適化の学習機能をつけると、1分以上の待ち率が10%以上減少と言ったんですか、10%減少と言ったんですか。つまり、改修基本計画においては、待ち時間の改善を図るというふうに書かれていたわけですよ。この改善を図るというのが、待ち時間の改善が10%そこそこの減少率ということなら、逆に9割は変わらないということでしょう。これについて、改修計画は改善を図るというわけだから、改善を図るというのは、普通説明としては、5割ぐらい改善しましたとか6割ぐらいですかということだったら改善になると思うんですけど、10%の改善だったら、改善はまだ道半ばということになる——半ばというか、初歩的な改善ということになると思うんですけど、どうなんですか。

それから、ごめんなさい、まとめて聞きますけど、1台5か月間かかると。それで、職員の方には階段利用というふうにおっしゃいましたけれども、例えば1階から22階に来るのに、階段利用はお勧めできないですよ。しないと思うんですよ。だから、利用は減るわけでしょう、低層用も高層用も1台ずつね、そのときはね。だから、そのときの対策というのが何か必要だということなのかどうか。つまり、エレベーター4台動いて、みんな上がったり下がったりしているのが、1台減るわけだよ。3台で動く時期が5か月、断続的に5か月ず

っといくわけでしょう。だから、これ工期2年ぐらいなの、2年以上なの。ずっと減った形でやっていくわけでしょう。だから、来庁者の数とかの関係で、その辺は大丈夫なんですかと。職員の皆さんも同じだと思うんですよね。いっぱい階段を歩いてくださいといたって、限界があると思うので、2階か3階だったらいいですけどね。ということなので、先ほどの説明では、これどうなのというふうに疑問が尽きないんですね。どうなんでしょう。

○高山委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 実勢価格に関しての御質問でございますが、今回は既存のエレベーターを設置している会社と随意契約というような形で、工事締結しております。改修方法というのが、今回、制御リニューアルという改修方法でございます。再利用できるものは再利用し、更新するものは更新するというものでございます。

例えば再利用するものが、かご、扉、三方枠、レール、緩衝器などでございます。これら劣化が少ないためでございます。

更新するものとしましては、部品の供給が令和9年12月で終了になるということから、こちらを中心に更新を行います。そのため、改修する部分と改修しない部分があるため、同一のメーカーとして業者指定、随意契約としております。

この業者指定しているメーカーから出てきた見積りに、なおかつ設計委託の際には、積算事務所に入ってください、金額の妥当性や、また全てが見積りで工事費を算定しているというのではなく、東京都の単価や、あとは刊行物の書籍を使った単価を採用しておりますので、適正な価格であるというふうに認識しております。

あと、先ほどの待ち時間の低減でございますが、1分以上の長待ち率というのが10%から30%低減され、平均的な待ち時間としましては5%から15%短縮されるものとなります。台数が増えるものではないので、大幅な待ち時間の短縮にはならないですけれども、メーカーが推奨しております最新の運行システムでございますので、ストレスなく乗り降りができるものと認識しております。

○高山委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 確かに工事期間中は、低層用、高層用それぞれ3台ずつの運用というところで、1台少ない形での御利用、その中での御利用いただくということで、先ほど寺崎課長も答弁したとおり、時差勤務ですとか、あと昼の休憩時間の分散取得、それからあとはテレワークとか、そういったことも活用しながら、その少ない3台の中で職員の皆さんについては御利用いただく。

あと、現在も推奨していますが、2アップ3ダウン、そういったところの階段利用というところで、そういうことも色々御協力いただきながら、この3台の中で運用していただくということで、あと区民の方にも、当然ホームページ等で周知をして御理解を賜りながら、この3台の中で快適に御利用いただくようなことで御協力をいただくように理解を、周知徹底をしてみたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 いろいろ分かりましたけれども、最後に、エレベーターの低層用も高層用もやっぱり利用者、区民の人ね、いろんな方が来るわけで、非常に関わることですよね。だから、最後に私、聞きたいのは、このエレベーターの改修工事、こういうことで3台ずつになりますよと、それなりの期間ね。こういうふうな形で御不便かけることもありますよと。ただ、工事が終わったら、何かちょっとよく分からないけれども、10%から30%減少しますよと、5%から15%、待ち時間が何か解消しますよと、こういう説明ね、区民に説明会を開きましたか。

○高山委員長 松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 そういったことで、前々から話をしていますが、シビックセンターの改修工事につきましては、我々のほうがきちんと、例えば議会等で報告することによって、区民の皆様にお知らせしておりますので、区民説明会をするという考えはございません。

○高山委員長 はい、いいでしょうか。

それでは、各会派の態度表明に入ります。

日本共産党さん。

○金子副委員長 議案の12号、文京シビックセンター低層及び高層用昇降機設備改修ということであります。質疑の中でもいろいろ明らかにしたように、この随意契約の金額についての説明というのは、何かまだ底をついてないというふうに思うんですよ。それで、やっぱり実勢価格との比較というのをやるべきだと思うんですね。前の既存メーカーとのその範疇でやるということによいのかということについては、私は疑問があるというふうに言っておきたというふうに思います。

それはなぜかという、これやっぱりエレベーターメーカー、エレベーターの工事というのは、一般的にはやっぱり保守メンテナンスという形には、さっき言ったけれども、保守メンテナンスだって随契だという話なわけでしょう。それは明らかになっているわけでしょう。それで、その金額が妥当なのかどうかというのは、その今のメーカーとの

関係の中でぐるぐる回っているだけでね、やっぱり税金の支出というのは、執行というのは、やはり公正で公平とかっていうわけで、これが説明責任が果たされる形での私はものになっていないというふうに考えます。

金額からいっても、結構大きいわけですよ。13億8,000万円ですね。直接工事費との関係も聞きましたけれども、その分は10億でというのは分かりましたけど、そういうことがあります。

それで、2点目の視点というのは、従来から聞かれていますようにといて、また従来からというのは、2017年以前から、シビックセンターの改修基本計画については、説明会をやるべきだと言ってきて、ただの1度も開かれていないということであります。

改修計画の中でこう言っているんですよ、エレベーター更新時に新たな運行システムを導入することで、待ち時間の改善を図ると。区民に示しているわけです。これが13億8,000万円かけたらどうなるかということ、今、1分以上の長待ち率が10%から30%減少、その説明でもいいんですよ、最大やっても7割は変わらないということじゃないですか。だから、それで工事するんですということ、このときは説明されてなかったわけだから、実際に工事をやったらそういうことになるんですと。174億、総額。今度は13億。そういうのをちゃんと区民に説明するべきだと私は思うんですよ。だから、それはされていないというのが、やはり最大の説明責任、果たされていないということを指摘しなければいけないわけがあります。

したがって、私たちは、エレベーターの工事契約については、当然賛成できないと思いますので、反対です。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第12号ですけれども、シビックセンター低層及び高層用のエレベーターの改修についてであります。今の質疑の中で、様々確認できました。既存不適格を適格にして、安全性を向上させること。また、この間、最も言われてきた、待ち時間が長いので、それが解消されるということは非常に楽しみだなというふうに思っています。

災害時におきましても言及していただいて、地震や火災でも、新しい復旧システムによって性能が上がるということで、安全性が担保されるのかなというふうに思っております。

工事期間中は、私たち議会もそうですけれども、区民と職員の皆様、不便があろうかと思っておりますけれども、協力し合って、丸2年の工事期間は安全第一で行っていただきたいことをお願いしまして、議案第12号、賛成いたします。

○高山委員長 区民が主役さん。

○海津委員 先ほどの質疑の中でも確認いたしました、災害時に命からがらたどり着いてくださった職員の皆様が、本当に、エレベーター利用ができるということ、安心いたしました。また一方、災害時にエレベーターが動くということは、区民の方々も、このシビック内に取り残されないで済むということにもなるかと思えます。

ただ、そのときの誘導等に関しては、しっかりとこれからの災害時のシビック内でどういうふうな区民の方々の命、安全を守っていくかということ視野にも入れていただきたいと思います。ぜひ、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

また、工事に当たっては、夜間原則というふうになっていると思いますが、日中の中でもエレベーター、工事もしていくかと思えますので、皆様言われているとおり、職員の方々、また何より区民の方々の安全配慮をお願ひして、区民が主役の会、第12号、賛成いたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 議案12号の文京シビックセンターのエレベーターの工事についてですけれども、シビックセンターの低層、高層用を合わせて8台のエレベーター設備を更新するためのもので、シビックセンターは、資料にもありますように、地下4階・地上27階・塔屋3階という高層建築で、区民、来庁者、職員にとってエレベーターは不可欠なインフラと考えます。安全性と利便性を維持するためにも、エレベーターを計画的に更新していく必要性は高いと考えます。

契約については、当該エレベーターの製作元であり、これまで一貫して保守管理を担ってきた三菱電機ビルソリューションズ株式会社が随意契約の相手先とされています。対象機器の特性や構造を熟知する事業者による施工は、安全性や信頼性の観点からも合理的な選定であると思えます。

工期は、議決されれば、6月25日から令和10年4月28日までで、低層用、高層用それぞれ1台ずつ順次改修されるため、さっきも話がありましたように、工事期間中も3台ずつは稼働が継続されるということで、台数が減ることでの混雑の懸念はありますけれども、来庁者や職員の動線は確保される計画になっていますので、庁舎機能の維持に配慮されている点は評価できると思えます。

また、混雑緩和策として、テレワークとか分散、時差勤務とかという話も出ていましたし、また、2アップ3ダウンなどの階段利用についてもお話がありました。ぜひ、そちらのほうの啓発もまたやっていただきたいというふうに思えます。

もちろん体調や障害のある方への配慮は大前提で、私も今日ちょっと気管支炎で2アップどころか1ダウンで咳き込んでダウンしてしまうぐらいなので、あくまで無理のない範囲でお願いしたいというふうに思いますけれども、ぜひ階段利用もみんなで励行してまいりたいというふうに思います。健康にもいいですね。

それから、予算については、令和7年度の当初予算で債務負担行為も含めて議決済みであり、契約金額13億8,050万円についても、今後の物価高騰を踏まえた積算であると説明を受けております。庁舎の規模や昇降機8台分の更新内容を踏まえれば、おおむね妥当と判断できると思います。

また、混雑時の高齢者、車椅子利用者への優先案内や、分かりやすいサイン表示、防災対応、騒音対策、利用者への周知方法などについては、十分な対応を求めてまいりたいと思います。

以上の意見を付して、議案12号に賛成をいたします。

○高山委員長 自由民主党さん。

○松平委員 エレベーターのボタンを押しても、なかなか来るのが遅いって、多くの区民方の声を聞いていたエレベーターでございますので、今回、新たに生まれ変わるということで、しかも学習機能を備えた、メーカー推奨の最新鋭のものに変わるということでございますので、ぜひ待ち時間の短縮につながる、いいエレベーターを完成していただきたいと思います。

期間中は、職員さんや区民の方に極力配慮した対応ができるようにと、あとは工事期間中の安心安全を最優先に考えていただきたいと思います。

自由民主党、議案第12号、賛成をいたします。

○高山委員長 それでは、議案第12号の審査結果を申し上げます。

賛成が5、反対が2、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○高山委員長 続いて、付託請願審査に入ります。

まず初めに、請願受理第1号、場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願です。請願文書表のデータ3ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第1号
 - ・件 名 場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
 - ・請 願 者 文京区本駒込五丁目15番12号

新日本婦人の会文京支部

支部長 小 竹 絃 子

- ・紹介議員 関 川 けさ子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 総務区民委員会
- ・請 願 理 由

文京区は、東京都への後樂園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。

今までの場外馬券売り場（後樂園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

令和5年度「ギャンブル障害及びギャンブル関連問題実態調査」（調査実施者：独立行政法人国立病院機構、久里浜医療センター）によると、当事者の相談の原因となった依存の種類は、パチスロ、パチンコ、競馬の順で多く、過去1年間にお金を使ったギャンブルの種類は、男性ではパチンちょっと（43.4%）、パチスロ（24.5%）、競馬（11.3%）の順で、投票券の購入手段はオンラインの次にギャンブル場／場外売り場があげられています。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粹にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

・請願事項

- 1 場外馬券売り場（後樂園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

○高山委員長 この請願は、場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去と、中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去について、関係各方面への働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いします。

石沢委員。

○石沢委員 この請願事項の中で、投票券の購入手段について、オンラインが一番最初に来て、その次にギャンブル場／場外売場ということで、投票券の購入手段というのが示されているんですけども、かなりやっぱりオンラインの割合というのは増えてきているのかなというふうに思うんですね。

それで、1点お伺いしたいのは、競馬で勝ち馬投票券を買う場合の場外馬券売場の割合ですね。今、どのぐらいの割合になっているのか。オンライン、ギャンブル場——ギャンブル場というのは、多分、大井競馬場とかのことをいうと思うんですけども、それから場外馬券売場という、後樂園オフトとかね、こういうところのそれぞれの割合について、ちょっとお伺いしたいというふうに、割合を教えてくださいたいと思いますが、お願いします。

○高山委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 令和6年度の実績ということで申し上げますと、インターネットでの販売が87.2%ということで、それから大井競馬場ということで申し上げますと、4%という状況でございます。

オフト後樂園につきましては1.3%ということで、そのほかにも場外馬券売場は複数ございますけれども、先ほど申し上げたとおり、87.2%がインターネットで、大井競馬場4%、オフト後樂園1.3%で、その他がそのほかの場外馬券売場での販売実績ということになります。

○高山委員長 はい、よろしいでしょうか。

それでは、各会派の態度表明に入ります。

自由民主党さん。

○松平委員 請願第1号、もうこれまで長らく議論してきた請願でございます。これまでと同様の理由を付しまして、自由民主党、請願第1号、反対をいたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 請願第1号、場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める請願については、請願者の方は、この請願でギャンブル依存症や文京区の文化的イメージを理由に後樂園オフトの撤去を求めています。しかしながら、まず競馬は、我が区において長い歴史と伝統を持つ文化として定着しており、その愛好者層には高齢者も多く、オフトは単なる馬券売場ではなく、地域コミュニティとしての役割も果たしています。

加えて、オフトには、一定の雇用も生まれており、地域経済にも貢献しています。

また、ギャンブル依存症対策については、現在では、馬券購入の87.2%がインターネット経由で行われているという実態があり、対策の重点はむしろオンライン購入者への啓発、支援にあるべきです。

場外馬券売場の撤去によって、依存症対策が根本的に解決するとは言い難く、実効性にも疑問があります。確かに、依存症への対策は必要不可欠ですが、それを理由に地域住民の居場所や雇用の場としても機能する施設を一律に撤去すべきとは考えにくく、施設の在り方については、関係機関が今後の状況を踏まえて、慎重に判断すべきものです。

よって、政策チームAGORAは、1項、2項とも不採択といたします。

○高山委員長 区民が主役さん。

○海津委員 ギャンブル依存症が深刻な社会問題であることは十分に認識しており、対策は重要と考えております。

一方で、競馬は、法律で認められた公営競技であり、文化的役割も担っていると思っております。

後樂園オフトも、法に基づき設置された施設であり、直ちに撤去すべき対象とは言い切れないと考えております。

以上のことから、本請願については、不採択といたします。

○高山委員長 1項、2項ともに……。

○海津委員 はい、1項、2項ともに。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 今回も前回と同様の請願でございます。公明党といたしましては、前回の請願から状況や環境などの状況が変化しているという認識はございません。しかし、今、御報告もあったとおり、場外オフトが1.3%で、ほとんどがインターネットで購入されている、87.2%という状況も伺いました。

ということも踏まえまして、必要がないのかなというふうに思っております。この請願、1項、2項とも不採択とさせていただきます。

○高山委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 日本共産党文京区議団は、先ほど確認させていただきましたけれども、後樂園オフトの売上げというのは、全体の1.3%ということで、実態としては、もうほとんどオンラインやそれ以外のところにシフトして——オンラインにかなりシフトしているという状況、分かりました。実際にそういうような状況の中で、やっぱり私、こうした場外馬券売場がある必要性というのがかなり少なくなっているんじゃないかなということも分かりました。

さらに、やはりこのギャンブル依存症対策というのも非常に重要になってきているということもあります。

やっぱりそういうことを、この場外馬券売場の撤去から進めていくというのはやっぱり大事なことだというふうに思いますので、請願事項1項、2項ともに、日本共産党文京区議団は採択を主張します。

○高山委員長 審査結果を申し上げます。

請願受理第1号の請願事項1、採択が2、不採択が5、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

請願事項2については、採択が2、不採択が5、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第2号、消費税率5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める請願です。

請願文書表のデータ5ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第2号
 - ・件名 消費税率5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める請願
 - ・請願者 文京区水道二丁目7番5-301号
消費税をなくす文京の会
会長 椎野耕一
 - ・紹介議員 小林 れい子 関川 けさ子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 総務区民委員会

・請 願 理 由

コメを始めとして物価高はあらゆる分野に及んでおり、「減税するなら消費税」の世論が大きく広がっています。

5月17、18日の共同通信世論調査では、「食料品非課税」が38.4%、「一律減税」が19.8%、「廃止」が15%と、「減税・廃止」を求める声が計73.2%に達しました。「減税すべきではない」の回答は24.8%でした。

消費税増税は社会保障の財源を口実に進められてきました。しかし1989年消費税導入以降36年間で、国民が納めた消費税収は539兆円だったのに対し、ほぼ同じ時期に法人3税（法人税・法人住民税・法人事業税）は318兆円、所得税・住民税は295兆円、合わせて600兆円以上の減収で、消費税が法人税や所得税の最高税率の引き下げに使われ、社会保障の充実ではなく、大企業や富裕層の減税のために使われて来たのは明白です。

私たちは、経済対策として最も有効だと考えるのは消費税の一律5%減税です。そのためには15兆円の財源が必要となりますが、財源は、大企業・富裕層に応分の負担を求めます。2023年度、大企業は11兆円もの減税を受けました。これは、政府が「大企業を支援すれば賃金も上がるし、巡りめぐって暮らしも良くなる」との理由で進めてきましたが、「法人税改革は意図した成果を上げてこなかった」と政府は認めています。ですから大企業・富裕層への優遇税制をやめれば11兆円の財源を確保でき、さらに所得が1億円を超えると税負担が軽くなる「一億円の壁」を改め、軍事費の削減と政党助成金の廃止などで、一律5%減税の財源はつくれます。

こうすれば、社会保障の財源を削ることなく消費税の減税は可能です。税率を一律5%にすれば、必要がなくなるインボイスは廃止できます。一時的減税ではなく恒久減税であり、消費税廃止をめざすことができます。

消費税減税・廃止の財源を国債の発行で賄うという提案がありますが、国債の増発には様々な問題が発生する恐れがあり、財源確保は大企業・富裕層への優遇税制の見直し等で行うことを求めます。

よって、貴議会から国に対し、次のことを求めてください。

・請 願 事 項

- 1 消費税率を一律5%に引き下げてください。
- 2 インボイス制度を廃止してください。

○高山委員長 この請願は、消費税率の引下げとインボイス制度の廃止を国に要望することを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

ないですね。

では、態度表明に入ります。

日本共産党さん。

○石沢委員 日本共産党文京区議団ですけれども、この間私たち、区民アンケートを取り組ませていただいております、この区民アンケートの中にも、減税を求める声、さらに消費税の減税を求める声というのは、多数寄せられておりました。やはりこうした消費税の減税を、物価高騰対策の中で行っていくということは、大変重要だろうというふうに私たち考えているところでございます。そして、その財源についても、これまでの行き過ぎた大企業優遇や、また富裕層への優遇ということを改めれば、十分に消費税減税の財源を確保していくことは可能だというふうに私たち考えているところでございます。

以上の理由から、請願事項の1項、2項とも、私たち日本共産党文京区議団は採択を主張いたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、現下の物価高騰などから国民生活を守るために、減税対策というのは一定必要と考えています。また、減税が反映されるまでに時間がかかりますので、国民に届きやすい給付の実施、こういったことも合わせ技でやったらいいのではないかというふうに検討しているところです。

減税するなら消費税という世論の御紹介と、一律5%へ引下げということが求められています。

本請願についてですけれども、減税のところ、私たち公明党、改めて申し上げるまでもないんですが、社会保障と税の一体改革の中で、消費税増税をするのであれば、食品など生活に欠かせないものについては、諸外国が実施している軽減税率を導入すべきということで、今、軽減税率を導入させていただいて、喜ばれているところでございます。

この軽減税率を引き下げるといようなことを公明党としては、今、提案をさせていただいているところでございますので、全体的に一律、消費税を引き下げることでは、社会保障費の削減につながってまいります。それは何としても、これは削減してはいけないと。そういった状況が続いていると思いますので、財源の確保については、責任を持っ

てやっていきたいというふうに思っております。

第1項の請願については不採択、そして第2項におきましても、インボイス制度の周知や理解の促進、相談会の実施など、ここまでの取組を後退させるということは、国民の信頼を失墜しかねませんので、不採択とさせていただきます。

○高山委員長 区民が主役さん。

○海津委員 物価高騰や小規模事業者への負担が増す中、消費税率の見直しやインボイス制度の影響緩和を求める声はますます広がっています。区民生活と地域経済の安定を守るため、国に対して声を届ける意義があり、本請願は1項、2項ともに、区民が主役の会は採択いたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 請願第2号、消費税率5%に引下げとインボイス制度の廃止を求める請願については、現在、消費税をめぐっては、2025年夏の参議院議員選挙を見据え、与野党間で消費税減税の是非をめぐる議論が活発化しています。

物価高騰を背景に、国民生活の支援策として、減税を求める声や、逆に、現時点での減税は適当ではない、先日の首相発言のように、現金給付のほうが効果があるなどとする慎重論が交錯しつつも、与野党ともに軽減税率のさらなる引下げ、時限的な減税など、多様な案が飛び交っています。

会派では、物価高への緊急対応としては、給付や食料品の消費税ゼロ%を時限的に実施しつつ、中長期的には逆進性対策として、給付付税額控除、消費税還付制度を導入する方針など、消費税制度そのものを根本から廃止するのではなく、負担軽減と公平性を両立させる現実的な制度設計を重視する立場をベースとした議論なども出ています。

一方で、これらの消費税減税の議論背景に、長期国債の利回りが上昇するなど、現実の金融市場に動揺が見られており、財政の信頼性と将来的な国民負担への懸念や、社会保障財源の持続可能性など、多角的に消費税をめぐる状況を考える必要があります。

また、インボイス制度についても、適正な納税と透明性の確保の観点から、制度改善は必要であるものの、制度の全面廃止ではなく、中小事業者への支援策などを講じながら、持続可能な税制を模索していく方向が望ましいと考えています。

請願のような恒久的かつ一律の減税や制度廃止では、社会保障財源の安定性や制度的整合性とのバランスを欠くものであり、現時点では賛同できません。

したがって、政策チームAGORAは、1項、2項とも不採択といたします。

○高山委員長 自由民主党さん。

○松平委員 消費税率を一律5%に引き下げてくださいという内容の請願です。これまでも同様の請願が出ておりましたけれども、これまで私どもの会派としては、消費税の増税分に関しては、全て社会保障財源に使われている。文京区においても、地方消費税交付金ということで、71億円、今年度の当初予算でも組み込まれていますし、その増税分に関しての用途の明確化ということで、36億円ぐらい入ってくるだろうということで、文京区民の方への子育ての支援ですとか社会福祉に使われるということでございます。

これが丸ごとなくなってしまう、貴重な財源ですので、消費税に関しては、しっかり維持をしていく必要があると思いますし、ただ、そこの部分の新たな財源の確保に関しては、この請願者は、大企業、富裕層への優遇税制の見直しで確保できるという御指摘でございます。ただ、所得税、法人税の引上げ、それによって得られる税収というのは、消費税、比較的安定している財源ですが、法人税、所得税に関しては、経済の動向も大きく影響を受けますので、消費税ほど安定をしていないというふうに思います。財政赤字がそれによって拡大するリスクも高まると思いますし、そうなった場合、将来的に、結果的に増税が避けられない状況になるかもしれないということも考えられます。

今、参院選に向けて、各党がいろいろ消費税の減税を訴えているところではありますけれども、果たして本当に国民の皆様が暮らしが消費税の減税によって減税されるのかどうか。今、事業者側の価格に対する自由度が上がってきているので、税率が引き下がった分だけ消費者の価格が下がるのかどうか。今、経済がインフレ状態で、物価高騰なので、かつ人手不足の状況で、その消費税減税分の価格引下げの効果があるのかどうかというのは、慎重に議論しなければいけないと思います。

結局、これを機会に、自らのマージンを多めに確保しようとする事業者が出てくる可能性もあると思いますし、レストランとか飲食店さんが、仮に食料品に関して税率が下がったとしても、これを機会に従業員のお給料を上げるために、自らのマージンをより多く確保しようとする、結果的にサービス価格というのは、仕入れの価格の税率引上げ分だけ下がることがないということもあります。結果的にそうなったときには、減税の効果がなかったのではないかとということで御批判も受けることになりますので、消費税の減税に関しては、慎重に議論したほうがいいと思いますし、冒頭申し上げました社会保障費として使われる貴重な財源でございますので、私どもの会派は、一律5%引下げに関しては反対をいたします。

この請願の中で、5%にすれば、インボイスは必要なくなるだろうということでございま

すので、5%引下げに反対ですので、インボイス制度廃止に関しても、現状維持を、このままインボイス制度を進めていくべきだというふうに考えておりますので、自由民主党、請願第2号、1項、2項ともに不採択といたします。

○高山委員長 審査結果を申し上げます。

請願受理第2号、請願事項1につきましては、採択が3、不採択が4、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

請願事項2につきましても、採択が3、不採択が4、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理3号、再審法改正の促進について、国に意見書の提出を求める請願です。

請願文書表のデータ7ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第3号
 - ・件名 再審法改正の促進について、国に意見書の提出を求める請願
 - ・請願者 文京区湯島二丁目4番4号
日本国民救援会東京都本部気付
日本国民救援会文京支部
支部長 工藤由一
 - ・紹介議員 小林 れい子 関川 けさ子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 総務区民委員会
 - ・請願理由

昨年9月26日、袴田事件の再審裁判において静岡地方裁判所は、えん罪被害者の袴田巖さんに無罪判決をだし、その後検察が控訴せず、無罪が確定しました。

日本社会は無辜の市民を国家の権力によって刑死させるという、究極の人権侵害を一步手前で踏みとどまることができました。

このことに前後して再審法の改正を求める国民の声は大きな盛り上がりを見せています。法務省の法制審議会も袴田巖さんの姉の袴田ひで子さんから意見聴取を行うなど改正に向けて動き出しました。

一方国会では「再審法改正議員連盟」に党派を超えた400名近くの議員が結集し、「国民

の負託を受けた国会議員であるからこそ議員立法で再審法を改正する」として法案の検討が進んでいます。

全国の地方自治体では、再審法の改正を求める請願や陳情が審議され、住民の願いを受けた議員の皆さんの努力下、656自治体の議会が国に対する意見書を採択し、東京都でも特別区の2区と、多摩地域の16市町村で採択されています。

文京区においても、区民がえん罪で苦しむ、などと言うことが決して起きないように、文京区議会が区民の人権を守る先頭に立っていただきたいと願います。

再審とは、罪を犯していないにもかかわらず、有罪判決を受け、犯罪者として法の制裁を受けている、えん罪被害者を救済するために、裁判のやり直しを認める制度のことで、その手続きを定めた法律が刑事訴訟法「第四編 再審(第四三五―四五三条)」であり、「再審法」と呼ばれています。

現在の再審法の規定は大正時代につくられたもので、戦後、日本国憲法第39条を受けて不利益再審の規定を削除した以外、何も改正されていません。日本国憲法の人権思想に基づいた再審法改正・整備が強く求められています。

改正すべき点は第一に通常裁判における証拠開示のルールと同様に、再審裁判においても証拠開示の規定を明文化する必要があります。

現在はその規定がない下で、えん罪被害者に有利な証拠が検察・警察の下にあるにもかかわらず、開示されないことによって、再審請求ができずまた再審決定に至らない事態が横行しています。

改正すべき第二には、検察官の不服申し立てを禁止することです。検察官は再審決定がされたならば、その再審裁判の中で十分審理を尽くすことができます。入り口で不服を申し立てる必要はありません。

第三に、以上の二点を中心に日本国憲法の人権思想に基づいた再審法整備が至急行われることが求められています。

・ 請願事項

文京区議会におかれましては以下の項目について国に求める意見書を提出していただくようお願いいたします。

- 1 再審請求では警察官、検察官はすべての証拠を開示すること。
- 2 裁判所の再審開始決定に対して検察官の不服申し立てを禁止すること。

3 再審手続きを整備すること。

.....

○高山委員長 この請願は、再審請求では検察官は全ての証拠を開示すること。裁判所の再審開始決定に対して検察官の不服申立てを禁止すること。再審手続きを整備すること。の3点について、国に対し意見書の提出を求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

金子副委員長。

○金子副委員長 同様の請願内容については、昨年6月に請願いただいて、審議をしたわけですが、その際に、文京区には、事務として人権啓発をやるということが職務分掌で決まっています、それは総務課だということでありました。そのときの質疑の中で、私が昨年聞いた憲法に規定されている人権、憲法の18条ないしは31条から40条までのいわゆる刑事手続に関わる人権の部分についても、人権啓発の対象だと。当時の課長さんは、この部分についても含めて、そういったところに関して適切に人権啓発を行っていくというふうに考えますと。それはいつやるかとか、今度やりますということじゃなくて、一般論としてやりますというふうに答弁されているんですよ。

それで、昨年との最大のこの請願の違いというのは、請願の中に出ている袴田事件ですね。これは無罪が確定し、今度、賠償請求というような、国賠請求とかにも進んでいくというふうに思うんですけども、こういうふうになっていると。国会においても、超党派で刑事訴訟法のその再審法の部分のところを改正していくというような、法案の確定というようなところまで来ているということでもあります。

そこで、お伺いしますけれども、2点。やはり再審手続きの整備に関わる人権啓発の必要性というのは、そういった袴田事件の確定なども踏まえて考えれば、ますます高まっているというふうに私は思いますけれども、そういう認識があるのかということが1点。

それからもう一点は、昨年聞いたように、2002年に小石川の地域で起こった強盗殺人事件があって、裁判を終えられて有罪になった方がいるんですけども、無罪を求めて再審請求されていると。これ小石川事件ということで、当時の課長さんは、これは日弁連も支援指定しているということで認識していますという答弁だったけれども、この答弁については、現在も引き継いでいるということによろしいですか。

○高山委員長 ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちら人権啓発の部門ということで、ダイバーシティ推

進担当のほうからお答えをさせていただきます。

こちらの男女平等参画の中でも柱として、あらゆる人の人権と多様性を尊重する意識を形成するという名の下に、人権啓発事業を進めているところでございます。

こちらにつきましては、そのような形で幅広く、人権に関わる部分についての理解・促進について、事業取組を進めていきたいというふうに考えております。

○高山委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 今、例示がありました、2002年の小石川事件ということで、そこは昨年のこの請願のときの議論にもありましたけれども、この事件については、文京区としても認識をしているというところでございます。

○高山委員長 ということで、各会派の態度表明に入ります。

自由民主党さん。

○田中（としかね）委員 こちらの再審法の改正につきましては、法制審議会においてこの4月から議論が始められています。我が党内におきましては、法曹の諮問機関であるこの法制審議会において改正議論はなされるべきだという強い意見もあって、党内における意思決定の手續については、進めることができていません、残念ながら。議連の会長でもある柴山文部科学大臣、元文部科学大臣も悔しさをにじませていました。何が起こっているかといいますか、議員立法についてはペンディングになっています。ですから、我が党の司法制度調査会が今月の2日、法務省のほうに提言として提出したものがあわけですが、それは、再審法改正に関して、法制審での多角的観点からの議論を強く期待するという文言にとどまっています。

したがいまして、自民党としましては、改めて国に対して、請願事項にある項目を求めることはいたしません。よって、1項、2項、3項とも不採択となります。

○高山委員長 ちょっと12時過ぎちゃったんですが、最後までいっちゃいたいと思います。

AGORAさん。

○上田委員 第3号の再審法改正の促進について、国に意見書の提出を求める請願ですが、冤罪は無辜の市民の自由と人生を奪う重大な人権侵害であり、この救済制度である再審法は、大正時代に制定されたまま、現在の司法実務に十分に対応できていないと指摘されています。特に、再審開始までに数十年を要する事例が続いており、整備の不備が被害者と家族にさらなる苦痛を与え続けています。

この4月には、先ほどお話がありましたように、法務大臣の諮問を受けて、再審制度の見

直しに向けた法制審議会の部会が設置され、法改正に向けた本格的な議論が開始されました。5月には、袴田事件や東住吉事件など再審事件の当事者や家族が部会に出席し、制度の不備とその深刻な影響を訴えています。

本請願の1項である証拠開示の明文化は、まさにこうした事例において、検察官の保持していた未開示証拠が無罪を導いたという実態に照らしても極めて重要です。現行法では、再審請求段階における証拠開示に法的根拠が乏しく、開示が進まないことが、冤罪の再検証を著しく妨げています。

また、第2項で求められる再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止についても、制度を利用する無辜の市民の救済を遅らせ、再審手続を長期化させる大きな要因の一つとなっています。これについては、再審公判において検察が正当な立証の機会を持つことが保障されていることから、入り口段階での抗告は合理性を欠くと言えます。

さらに法制審の部会には、袴田事件の再審開始決定を出した元裁判官や、数々の再審事件を支援してきた弁護士が委員として参加しており、多角的な議論が行われています。こうした専門家の視点からも制度改正の必要性は既に強く指摘されています。

これらの法制審の議論は、長年の課題への一歩前進として評価できます。

一方で、日本弁護士連合会などからは、法制審による取りまとめでは議論の対象や範囲が限定的となる懸念や、当事者の声が十分反映されるかへの危惧も表明されており、制度改正の実効性確保のためには、今後の議論の行方をしっかり注視する必要があります。

よって、憲法が保障する人権と司法の公正を実現するため、国に対して再審法の早期改正を求めることは、地方議会としても重要な責務であり、1項、2項、3項とも採択すべきものと考えます。

○高山委員長 区民が主役さん。

○海津委員 本請願は、冤罪被害者の人権を守るため、再審制度の改善を国に求めるものです。袴田事件では、再審開始が決定されたにもかかわらず、検察の不服申立てにより再審開始が長期にわたり遅れました。

無実の人が救われない仕組みは、憲法の理念にも反するものであり、証拠の全面開示や不服申立て制限、手続整備は不可欠です。人権の観点から、地方議会として、国に改善を求める本請願は採択すべきものと考えます。

区民が主役の会は、1項から3項全て採択いたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、再審法の改正に関して、超党派の国会議員連盟が今国会を目指し取り組んでいるところでありましたけれども、先ほど田中委員からもあったとおり、報道によりますと、法案の提出・成立まではなかなか難しいという状況を聞いております。議連の動きは必要というふうに思っている立場でございますけれども、慎重論があるというふうに認識しております。しかし、冤罪で苦しむ人を早く救うために、時間をかけてはいけないというふうにも思っております。

私たち公明党の立場としては、こういった国の取組にも注視をしながらいく立場でございますので、国に意見書を提出せよという本請願については、不採択とさせていただきます。

○高山委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 請願受理3号ですけれども、1項から3項までについて、採択すべきものというふうに考えます。

理由は、質疑の中でも聞きましたけれども、自治体から人権啓発の仕事としてやっているという点で、意見書を出すということは大いに意義があるというわけであります。

超党派の議連の改正内容は、証拠開示の規定を新設し、被告側が請求すれば、裁判所が原則検察官に開示を命じなければならないという内容。開始決定への検察官の不服申立ての禁止。審理の迅速化のための裁判は、審理期日を指定できるなどを盛り込んでいて、本請願の1項から3項目と一致しているわけであります。

この超党派の議連には、国会議員も半数以上が、我が党も含めて参加をしており、これがちゃんと議案として出てきて、今国会での成立が必要だというふうに日弁連も言っていて、通例、法制審議会での審議というのは何年もかかるんだけれども、日弁連は、年単位での検討を行うことは相当でないというふうに言っているわけであります。

だから、こういう自治体から意見書を出すことが非常に重要だというふうに考えるわけであって、1項から3項まで採択ということであります。

○高山委員長 それでは、請願受理3号の審査結果を申し上げます。

なお、本請願は、意見書の提出を求める請願のため、全会一致の場合のみ採択となります。

請願事項1につきましては、採択が4、不採択が3、よって原案は不採択となります。

請願事項2につきましても、採択が4、不採択が3、よって原案を不採択すべきものと決定します。

請願事項3につきましても、採択が4、不採択が3、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

ということで、お昼、大変過ぎまして申し訳ありません。昼の休憩にします。

1時から再開です。

午後 0時04分 休憩

午後 0時58分 再開

○高山委員長 それでは、皆様おそろいいただきました。ありがとうございます。午後の審査を再開いたします。

午後は、請願受理第4号からですね。請願受理第4号、「文の京」版“区民参画型予算”の導入を求める請願です。

請願文書表のデータ9ページを御覧ください。

.....

- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第4号
- ・件名 「文の京」版“区民参画型予算”の導入を求める請願
- ・請願者 文京区千石四丁目35番16号
文京区における真の「協働・協治」を実現する会
代表 屋和田 珠 里
- ・紹介議員 小林 れい子 関川 けさ子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 総務区民委員会
- ・請願理由

文京区には「文の京」自治基本条例で「協働・協治」を理念として掲げ、「区民参画の手続に関する指針」を整え、年度ごとに「区民参画現況調査報告」をまとめています。しかし、文京区は単に区民からの「意見聴取」のみを以て「区民参加」とするような動きも感じられます。

一方、練馬区は「区民意見反映（パブリックコメント）制度」という名称を使い、区民から「意見聴取」した後、「反映に努める」こと、「説明責任を果たす」ことを強調しているほか、杉並区では「区民参画」をさらに推進する一環として「区民参加型予算事業」に取り組んでいるほか、23区では豊島区でも令和5年度に取り入れ、令和6年度予算案で「公園の日陰化」など6事業へ計約5,000万円を計上しました。江戸川区も令和5年度に区民からの政策提案プレゼンテーションを初めて開催しました。

こうした各区の取り組みは、「文の京」を標榜し、「文の京」自治基本条例を早い段階で

施行した文京区においてこそ、先んじてほしい施策であり、下記を区に働きかけていただきたく貴議会にお願いいたします。

・請 願 事 項

1 「文の京」自治基本条例でうたう「協働・協治」を具体的で実効性のあるものとする観点からも、「文の京」版区民参画型予算事業を検討し、子どもたちを含め幅広い区民から事業の“芽”を募れるようにしてください。

○高山委員長 この請願は、「文の京」自治基本条例でうたう「協働・協治」を具体的で実効性のあるものとする観点からも、「文の京」版区民参画型予算事業の検討を行うよう、区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑ある方、挙手願います。

金子副委員長。

○金子副委員長 ちょっと確認しておきたいんですが、この請願で紹介がされている区民参加型の予算事業といった取組については、幾つかの自治体で最近取り組まれていると。私がよく耳にするのは、杉並区など、こういった取組がされているというふうに聞いております。杉並区ということですから、23区内の話なわけで、ほかに私が聞いたのは、豊島区に少し前に子ども委員会で視察に行かせていただいたときに、視察のテーマは別のテーマだったんですけども、豊島区でも、予算に、子どもの意見を聞いて、施策をやるだけではなくて、予算にも反映させると、こういう取組を今、始めているんですと、そんなお話も聞いてきた経過があるんです。

自治体というのは、そういう形で、参加型というのは、予算に反映させるという取組ができるし、現実やっている区もあるんだなど、私はそのときに知ったわけですけども、ここに出ている幾つかの区の状況を含めて、区として、その動向や傾向とか課題など、いろいろ把握されているというふうに思うんですね。その把握した上での認識などを区として持っているようでありましたら、ぜひこの機会に聞いておきたいというふうに思うんですけども、いかがですか。

○高山委員長 進財政課長。

○進財政課長 他区の取組としましては、ちょっといろいろ調べてみたんですが、例えば、メリット、デメリットでいいますと、やはり区政に対する当事者意識とか、行政との提案を通じたコミュニケーション、それから区民目線の施策提案、そういったところがメリットにな

ります。

一方、共通してこういった仕組みを入れている自治体で、共通してある課題が、事業選定決めるときに投票を行うんですが、その投票率の低さ、それから一定の参加者の固定化、そういったところから結果、様々な区民の意見とか住民の意見、本当に反映されているのか、そういったところの批判につながっているような課題を把握しております。

今、もう一つ言われた、子どもの意見を取り入れながら事業化するような取組ですね、こちらのほうにつきましても、同様のメリット、デメリットはあるんですけど、加えまして、若者の参加というところで、やっぱり継続性とか実行性の確保、そういったところがなかなか難しいという課題と、あと、若者の自由な発想を取り入れつつ、行政側が適切にその伴走とか支援、そういった仕組みづくりも充実させていくところが、加えて課題となっているところとなっております。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 区もいろいろそういうふうにと組を把握されて、認識を持っているというのは分かりました。

それで、もう一点聞きたいのは、文京区においては、予算編成方針の中で、区民要望とか、もしくは予算に焦点を当てて、そこを参加型、ほかの区ではいろいろ投票をやったりというようなことで取り組まれているということでしたけれども、そういう点でいうと、やっぱりいろんな要望が出てきて、予算に反映させる場というのは、やっぱり議会だと思うんですね。そうすると、文京区においては、今の段階で、こういう区民要望や議会でのいろんな要求や要望を私たちさせてもらいますけれども、そういうものは予算編成の方針上はどういうふうに位置づけられていて、どのようにそれが実践されているのか。それについても、確認をしておきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○高山委員長 進財政課長。

○進財政課長 令和6年、7年、予算編成を行う中で、予算編成方針の中で、その区民要望や区議会の動向を的確に把握して、各部において十分検討した上で、納税者の視点を大切にしたい予算を編成する、こういったことをきちっと明記しているところとなっております。

その予算編成につきましては、全庁的においては、財政課としましては、やはり予算編成において規範的なものと考えておきまして、その上で実際の予算編成をやっていく中では、やっぱり現場をしっかりと知っている各部が喫緊の課題を把握しながら施策につなげる。

それから、各部では、各種会議とか、あとパブコメ、区民の声、それからこういった区議

会での議論ですね、そういったところから予算編成に取り組んでいるものと考えております。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 やっぱり自治体で、住民皆さん、一番近くにいるので、そういうことも方針上も明確になっているという御説明なんだけれども、それを一步踏み込んで、こういう参加型予算を文京区でやるか、やらないかというので、議論してほしいという請願なんだけれども、それについては、私たちは紹介している会派だから、どうでしょうかというふうに思いますけれども、それについては、区として、今、予算編成方針を紹介してもらいましたけれども、一步踏み込んでそういうのに取り組んでいく、そういう道筋というのは、どうですか、そういう考えというのは、今のところ持っているんですか。

○高山委員長 進財政課長。

○進財政課長 繰り返しになりますけれども、先ほど言ったメリット、デメリットから考えますと、やはり現時点では、先進自治体の取組事例、それから制度設計の在り方、そういったところを参考にしながら、引き続き庁内で研究を進めていくべきかなと考えております。

○高山委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いします。

日本共産党さん。

すみません、その前に、午後、山田委員がお戻りですので、議決権の数が1個変わっておりますので、御注意ください。

はい、どうぞ。

○金子副委員長 請願の第4号の「文の京」版“区民参画型予算”の導入ということですがけれども、自治体の予算をどう決めていくのかというのは、私たちも先輩の議員にこの間いろいろ聞きましたけれども、いろんなやり方を試みてきた歴史もあるようであります。今のこういう段階に到達した場合に、今日の請願では協働・協治の具体化という位置付けで書かれておりますけれども、私たちとしては、住民自治のさらなる拡充という点で考えれば、やはり予算編成、また予算要望というところでの参画というものも当然あるんじゃないかなというふうに思います。

答弁の中では、メリット、デメリットというふうにありましたけれども、新しいことをやるときには、いろんな課題も当然出てくるんだろうというふうに思います。

各自治体の様子を見てみますと、当然、莫大な予算を参加型でやっているというわけでもなくて、そういう体験を通じて、住民自治というものが具体化されていく、実質化されていく、拡充されていくというプロセスなのではないかなというふうに思います。

そういう視点で考えたときに、請願事項1項について、私たちとしては、採択をしたいというふうに考えますので、そのように主張しておきたいというふうに思います。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 今、区の考え方も改めて伺ったところであります。メリットという一方で、そういった予算がその事業に使われていくことがいいのかどうか、または、決まった後の法令遵守について、結局また最終的に検討を区がして、時間や費用がかかるじゃないかとか、いろんなデメリットも懸念するところでもあります。

制度設計や研究を進めていくべきだというふうに財政課長がおっしゃっていることもよく理解できました。

一方で、これまでも文京区は、子どもたちを含め、幅広い区民からの声を、先ほど御紹介していただいたとおり、パブコメや区民意見、審議会なども区民公募で行われていたり、事業提案を含め、日常的に募っております。私たち区議会議員も日常的に御提案を受けております。また、議員を通さずとも、個人、団体問わず、自発的に要望を届けているという状況もございます。そういったこともしっかり応援をしていく立場でございます。

そういった様々な手法がありますけれども、これからまた研究をしていただいて、いい形で事業のこういった組立て、区民参加というものが図られるといいなというふうには思っております。

よって、公明党は、この請願に関しまして、不採択とさせていただきます。

○高山委員長 主役さん。

○海津委員 「文の京」自治基本条例で書かれている協働・協治を具体化する上で、区民参画型予算は非常に親和性の高い制度だと思います。うまく制度設計すれば、子どもや多様な層の区民の声を区政に届ける有効な手段にもなり得るとも考えます。

また、デメリットは、制度設計と運営の工夫で軽減が可能とも考えられます。

そこで、制度の導入過程や運用の過程など、市民が検証できる体制づくりなども併せて研究していただくことを申し添えて、区民が主役の会は、採択いたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 請願第4号、「文の京」版“区民参画型予算”の導入を求める請願については、先行事例として挙げられた練馬区、杉並区、豊島区、江戸川区など他自治体においては、子どもや若者を含む多様な区民の声を反映する手法として、一定の意義があると受け止めています。

加えて、都の都民提案事業は、社会課題解決型の政策形成手法も、例えば文京区のB＋（ビータス）の拡充など、今後の区政運営において参考になるものと考えています。

一方で、一般的に参加型予算制度には、継続的な運用体制の確保、参加者の偏り、専門性確保と行政責任分担の難しさは、全国的にも度々指摘されている問題です。実施に当たっては、制度設計、運営に当たっての行政コストや公平性の確保、政策的効果の見直しなども含め、慎重な検討が求められると考えます。事前にお聞きしたお話だと、実際に他区では、その事業に対する投票率が1％程度にとどまる例もあるなど、代表性に欠ける結果となっており、制度の根幹を揺るがしかねない構造的な弱点が克服されていないことが分かっています。

こうした状況において、実効性が不透明な制度を新たに立ち上げることには、相応の人員、時間、予算を投じることになるため、費用対効果や政策全体における優先順位の観点からも慎重にならざるを得ません。

予算委員会においては、会派所属議員から、区民の主体性や当事者意識を育む施策の重要性について意見を述べるとともに、区民提案制度や区政の関心を高める工夫の必要性が議論されました。

これに対し区からは、現既存の区民参加手法や、各所管が現場の声を踏まえて予算編成に望んでいる実態が示され、参加型予算制度の導入予定は、現時点ではないことが明言されました。

こうした議論を踏まえ、現時点では、制度導入の必要性、実現性が明確ではなく、判断材料が不足していると感じます。むしろ、現行の区民参加制度の枠組みを丁寧に活用し、実効性を高めていくことが現実的な対応であると考えます。

なお、ユースバジェットなど、子ども、若者の主体的な区民参画を促す仕組みについては、将来的な可能性も含め、別途検討を求めてまいりたいと考えます。

よって、政策チームAGORAは、継続といたします。

○高山委員長 自由民主党さん。

○松平委員 この請願者の方は、予算編成に当たっても、直接区民の声を届けられるような仕組み、反映できるようにしてほしいという御趣旨の請願かと思えます。

ただ、予算の編成に当たっては、行政の皆様、各現場の職員の方々は、日頃から区民の方の声を聞き、それを予算に反映できるように編成に取り組んでいらっしゃると思えますし、また、こうした日頃からの常任委員会や特別委員会等々、区民の代表である私たちの意見も

組入れながら、新年度の予算の編成を行っていらっしゃるかと思います。

また、予算委員会も3月に行われましたけれども、そうした場においても、私たちが日頃から議員としても、地域の住民の方を代弁する立場の者として、予算委員会で意見を反映しているところでもありますので、区民の皆様の声を基に予算編成というのは既に行われているものかというふうに思います。

本来、今、こうした間接民主制でやっていますけれども、その間接民主制に対する信頼度が高ければ、こういうものは必要ないはずだと思いますし、今現在、信頼度が低い点があるからこそ、こういった参加型の予算というようなアイデアが出てくるのかなというふうに思いますので、私たちが今後もしっかりと区民の声を吸い上げていかなければいけないかなと思いますし。

ただ一方で、区政に関する関心というのが下がってきているという課題もありますので、関心を持たせるためのきっかけとしては、いいと思いますので、広報的な要素のほうが強いかなとは思っています。

ただ、区民参加型の予算事業は、これ本気でしっかり進めていくとなるのであれば、先ほど進財政課長も御答弁がありました。我々の予算編成、予算委員会でやっている、我々も投票という結果を経て、予算委員会で発言をさせていただきますが、その区民参加型の予算事業を行う際にも、もう一度その投票という行動を取って行う必要があります。

かつ、1%という他自治体の事例を見ますと、低い投票率ということがありますので、結局、二重の投票って、二重のコストがかかっているという課題もあるかと思っておりますので、この事業に関しては、我々としては、あまりしっかりと進めていくべきではないのかなというふうに感じております。

よって、請願第4号に関しては、自由民主党は不採択といたします。

○高山委員長 請願受理第4号の審査結果を申し上げます。

請願事項1について、採択が3、不採択が4、継続が1、よって本請願第1項は、継続とし、9月定例会の本委員会で引き続き審査することといたします。続きまして、請願受理第5号、文京区の「指定管理者制度」を見直し、特定の団体が不適切な利用をできないような再発防止策を講じることを求める請願です。

請願文書表のデータ11ページを御覧ください。

.....
・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第5号

- ・件 名 文京区の「指定管理者制度」を見直し、特定の団体が不適切な利用をできないような再発防止策を講じることを求める請願
- ・請 願 者 文京区千石四丁目35番16号
文京区における真の「協働・協治」を実現する会
代表 屋和田 珠 里
- ・紹介議員 関 川 けさ子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 総務区民委員会
- ・請 願 理 由

特定の団体における「竹早テニスコート」の不適切な利用について、区は「早朝利用等は、指定管理者制度導入以前から慣習で続いていたが、テニスの利用状況や公平な利用の観点から、令和6年3月に他の団体と同一の条件とし、早朝利用はなくなった。テニスコート利用の転貸や譲渡の防止、営利目的利用、区外の方の利用等についてもチェック体制を強化している。また、公平な利用機会の提供に取り組んでいる」とし、是正措置を取ったことを明らかにしています。

しかし、なぜこのようなことが起きたのか（＝なぜ「指定管理者業務要求水準書」等に記載がないのに、区が指定管理者に引き継ぎ、区が認めただけで利用料金を指定管理者が収受していたのか）などは詳細に解明されておらず、また再発防止策も講じられておらず、いつどこでどの指定管理者が形を変えて同じようなことを繰り返してもおかしくない状態にあると言えます。

そもそも、指定管理者制度においては法律上、指定管理者の適正管理を行うため、「住民の平等利用の確保と差別的取扱いの禁止（地方自治法第244条第2項及び第3項）があるわけで、文京区においては長年にわたり、「住民の平等利用の確保と差別的取扱いの禁止」に反する運用が行われてきたわけです。

今回、「竹早テニスコート」で不適切な利用を長年してきた特定の団体は「社会教育関係団体」として登録され、不適切な利用をしてきた期間、割引料金で利用してきました。不適切な利用が発覚しても、「社会教育関係団体」として登録され続けていることも、区民の不興と不満を呼んでいるところです。

そこで、文京区における「指定管理者制度」を見直し、特定の団体が不適切な利用をできないような再発防止策を講じることなどを区長に求めていただきたく、貴議会に下記を請願

いたします。

・請願事項

- 1 文京区における「指定管理者制度」を見直し、特定の団体が不適切な利用をできないような再発防止策を講じてください。

○高山委員長 この請願は、文京区における指定管理者制度を見直し、特定の団体が不適切な利用をできないような再発防止策を講じることを区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いします。

金子副委員長。

○金子副委員長 指定管理者制度については、私たちは導入をするときには、基本的には反対をしていて、5年ごとに継続ですから、5年ごとに継続する場合には、様子を見て賛成するというような対応を基本的には取ってきております。ただ、指定管理者制度そのものについていえば、どうしても民間企業で収益——企業ですから、利益を出すという点で、人件費の圧縮・削減というものは起き、サービスの向上じゃなくて、低下ということにならざるを得ない構造的な問題があると、そういう認識を持って、そういう態度表明を基本としてきた経過があるんです。

それで、今度これ請願の内容としては、見直してほしいということなので、ちょっと聞くわけですが、指定管理者制が導入されるときに、これ区の説明としても、冊子を作られましたけれども、ただ単に民間企業に頼むんじゃなくて、サービスがより向上するんだというふうに説明をして、始まってきているわけですね。

ただ、単純にそう言えるのかという現象も出てきているわけなんですよ。例えば、総合体育館を造ったときに、カビ、さびの発生という問題があって、なかなか直らないということで、最終的には空調を増強するというような補正予算計上ありましたけれども、きちっと検証されてないというので削除されるとか、そういうことを筆頭に幾つかあったというふうに思うんですね。

それで、導入して文京区でも15年か6年ぐらいやってきておりますけど、指定管理ね。単純に、サービス向上に寄与するという点だけの説明ではとどまらない状況になっているんじゃないかというふうに思うんですね、実際ね。

もう一つ挙げれば、千石児童館かな、あそこ指定管理でやったときに、利用者の皆さんからいろいろ声が出て、子どもの保護者の皆さんからね。それで、判定を、D評価か何かにし

て、再選定するというようなこともありました。

だから、それは制度の枠組みに起因しているという要素が非常に大きいと私たちは思っているんですね。その事業者のいろんな云々というのはあったとしてもですね。

で、その制度についての当初の説明というのは、どのように検証して、今、認識を持っているのかというのが1点。

それから、指定管理者制度がこういうふうに普及するについて、私たちが指摘しているような視点というのは、よく指定管理者制度についての批判としてあるわけなんですけれども、その一方で、導入が普及しているので、指定管理者の制度運用についての基本条例というのを提唱している、これ日弁連だったですかね、提唱してきていて、私たちとしては、指定管理者制度をやめなさいと言っている立場なので、基本条例をつくってうまく運用しようという、そういう認識では必ずしもないんだけど、しかし、ここまで、60だか50だかやっていますよね、事業でいうとね。そうすると、そういう基本条例みたいなものを持って、やっぱりどう運用していくのかということについて、統一的にね、ガイドラインはありますけど、条例化してやっていくというのも一つの手法なんじゃないかなと私は前からそういうふうには思っているんですよ。その点について、区としては、もう長い間やってきているので、どういうふうにそういう条例の問題なんかについても掌握しているのかというのが聞きたい。それが2点目。

それから3点目で、これ最後ですけれども、地方行政サービス改革の取組状況というのが、これ総務省か何かに出している文書であるんですかね。これ令和4年の4月1日現在というので、文京区のホームページに公表されているんですけれども、それで、国が示した、この累計別にね、指定管理、何でしてないんですかみたいに聞かれているわけですよ、国はどんどんやれと言っているのにね。

その中で、例えば博物館と。この時点、令和4年の4月1日の段階で、博物館。これは文京区でいうと、ふるさと歴史館とか鷗外記念館に当たると思うんだけど、そこについての区の説明で、国はどんどんやれと言っているんだけど、文京区のあれで、コメントは、施設運営の在り方については、現在検討中であると。これはふるさと歴史館のことについて言っているんだと思うんだけど、これはどういう認識を示したもののなのかと。

それから、児童クラブ、学童館については、これ児童館のことを言っていると思うんですけど、当時の総合戦略で、全部読まないけど、児童館の在り方について検討していくため、まだ指定管理してないんだというふうに言っていたんですよ。その後、今の総合戦略を出す

ときに、在り方検討というような文言はたしか消えて、今の総合戦略でいると思うんですけども、これについては、その後、地区館体制を拡充するというようなことでやってきていて、ただ、育成室については、中身は民営でやっていくというようなことで、増設が今やられていますけれども、これについても、私たち、直営でつくってほしいというのを繰り返しているの、それはお分かりだと思っただけけれども、このときの区の認識というのは、どういうことだったのかというのがちょっと聞きたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○高山委員長 契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず、指定管理者制度全体的な評価についての考え方でございますけれども、本区におきましては、平成18年度から一部の施設に導入を始めておりまして、もう20年弱たつところでございます。こちらにつきましては、実際運用に当たりまして、例えばその施設の管理が適切に行われているかどうかを評価する評価の仕組み、これ指定期間内に、初年度を除いて毎年度やる一次評価と、指定期間内に必ず一度やる、外部の有識者などを入れた二次評価を行ったりですとか、あるいは指定管理者へのモニタリングですね、こちらは所管課で行うもの、毎年度行うものと、あと指定期間の初年度に、労働条件について行うモニタリングがあるんですけども、こういったものを年間通して行っておりますので、指定管理業務を運営する上での様々な課題については、こういった評価ですとか、評価システム、モニタリングシステムの中で、把握をし、都度、都度必要な改善に取り組んできたところがございます。

令和7年度現在で今、51施設まで拡大しているところがございますけれども、それぞれこの間、そういった評価制度、モニタリング制度などを活用しながら、サービスの向上に努めてきたところがございますので、こちらの制度については、引き続き運用していきたいと考えてございます。

また、既存のガイドラインですとか、今、申し上げたような仕組み等によって、運営がなされておるところでございますので、新たに条例をつくる考えは現時点ではございません。

また、博物館ですとか、児童館・育成室についての考え方につきましては、現時点では総合戦略で書かれているとおりでございますので、何かこちらについて、今、指定管理者にするといったような検討とかをしているものではないものでございます。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そうすると、最後の答弁によると、これ以上、特段広げてしていくという段

階ではないというふうに聞けばいいんですかね。それを前提として、もう一点だけ聞いておきますけれども、指定管理の実施というのは、平成18年からだということでしたけれども、私が先ほど具体的に述べた総合体育館の事例、また千石児童館の事例というのは、そういうことだったというのではありません。特段それに触れた答弁はないので、それも含めて適正だったという話になっちゃうんです、今の答弁だと。

それで、千石児童館については、これ駄目だということでD評価がついたわけですからね。だから、あれは適正じゃなかったんですよ。モニタリングの制度ね。それが機能したというような側面も当然あると思いますけれども、評価制度ね。

あとほかには、図書館などで、委託の清掃の部分なんかで、賃金がやっぱり低いよというような話があって、是正されるというような話もあったやに聞いています。

それで、もう一点聞くというのは、今年度からですよ、契約条例が制定をされて、それで労働報酬下限額の適用というのは、指定管理もそうになりますね。ただ、適用は、5年ごとに更新のときにかかるというので、まだ、だっと一遍にその網がかかったわけじゃないんですけれども、そういうふうになっていくと、私が冒頭に述べたような、この制度の、私たち一番の問題だというふうに考えているのは、やはり人件費の削減・圧縮、サービスの低下と、こういう構造があるんだということなんです。

ただ、人件費はちゃんと保障しないといけないというのは、この公契約でうたったわけで、その水準がどうなのかというのは、それは私たち、課題があるというふうに思っておりますけれども、そうやってきますと、区の制度上ですよ、公契約の考え方は、報酬をきちっと保障すると。指定管理というのは、実は構造的には人件費を圧縮してサービスをよくしますというのが、受託企業の――収益企業であれば、じゃない場合でも、そういう構図あると思うけど、これは制度的には矛盾を来してくると。そういう構造を文京区の中に持つということに今後なっていくんではないかと思うんですけども、それについては、新しい展開なので、その点については、今どのように考えているんですか。

○高山委員長 契約管財課長。

○木口契約管財課長 人件費の積算と公契約条例との関係でございますけれども、人件費につきましても、指定管理者制度を行うに当たりまして、事業者のほうで適切に積算されたものに基づいて、運営してきているところでございます。

あわせて、今回の公契約条例、この4月1日から全面的に施行されましたが、こちらも、今後、指定管理業務を締結する事業者に対しては適用してまいりますので、そういった

意味では、そういった適正な人件費の積算をさらに後押しするような条例であると認識しております。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 説明としてはそういうふうになると思うんだけど、実際にはさっき言った構造というのは、厳然としてあるので——これでもう終わるけど、例えば、あそこは根津総合センターというのか、交流館と一体に児童館の指定管理していますけれども、あれ子ども委員会だったかな、やったときに調べたら、従前の事業者から変わりましたが、変わったときに広告費だったかな、広告宣伝費が何か、事業計画書の収支計画を見ると非常に前の事業者より増えていて、人件費がちょっと減っていたかな、同じぐらいだったかな、そういう構造になっていると。これ何なんだというふうに聞きましたけど、まだこれからの話なので、それ以上議論も尽きなかったんだけど、少し地元でお話を伺うと、利用している方にね、いや、指導員で来ていたあの先生が突然いなくなっちゃったよとかという話はやっぱり聞くわけですよ。これは根津児童館で当初指定管理、一番始まったときによく聞いた話で、それは子どもとの関係でどうなんだというので、ちゃんと職員は定着させるようにしなきゃいけないというので、いろいろルールを決めたような経過がありましたよね。今、またそういうのが少し起きてきているのかなというふうに思うんです。

だから、そういう事例を実際にちょっと耳にするようなことで、今日はお伝えしておきますけれども、この制度についての矛盾は、私たちは尽きないというふうに考えておりますので、そのことは改めて今日この機会にお知らせし、指摘をしておきたいというふうに思います。

以上です。

○高山委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○松平委員 請願第5号でございます。こちらの請願は、竹早テニスコートの早朝利用の件を受けて、今後も特定の団体等がその不適切な利用ができないように再発防止策を講じてほしいという内容の趣旨でございますが、既に区としては、今回のこの件を受けて、チェック体制もしっかり強化をし、テニスコート利用の転貸ですとか譲渡を防ぐ、もしくはその営利目的の利用をしないような体制を整えており、実質、本当に総点検を行ったというふうに伺っております。指定管理者制度にのっとって、既に適正な維持管理に努めていただいているというふうに思いますので、請願第5号、事項第1項に関しては、自由民主党は不採択とさせ

ていただきます。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 請願第5号、文京区の「指定管理者制度」を見直し、特定の団体が不適切な利用をできないような再発防止策を講じることを求める請願については、竹早テニスコートにおける過去の不適切利用事案を踏まえ、指定管理者制度の見直し及び再発防止策の強化を求めるものですが、区は既に当該事案については是正措置を講じ、利用条件を他団体と同一に改め、チェック体制の強化も図っていることから、一定の対応がなされていると評価できます。

もちろん、この請願にあるように、制度の趣旨である住民の平等利用や管理の透明性確保は、極めて重要であり、今後も制度運用の適正化やモニタリング体制のさらなる充実を図っていくことは必要です。

しかしながら、請願事項にある指定管理者制度そのもの見直しは、制度の本質的な意義を踏まえると、現時点で求める内容とは言い難く、特定の事案を契機として制度全体を改めることには慎重であるべきであり、現行制度の中での適切な運用と改善こそが望まれると考えます。

また、請願文中には一部、現在の区の対応状況や制度の改善努力が十分に反映されていない記述も見受けられ、会派としては表現上気がかりな点があります。

以上の点を総合的に勘案し、不採択と判断いたします。

○高山委員長 主役さん。

○海津委員 この請願において、見直すというところの日本語ですが、もう一度改めて見ること、また、その結果気づいた欠点を是正するという意味になると思います。当然、文京区における指定管理者制度をもう一度改めて見てくださいというお願いであり、その結果、気づいた欠点を是正してくださいという本請願の本意は、非常に真つ当だと思っております。

また、特定団体が不適切な利用をできないような再発防止策を講じてくださいと。確かに区のほうは、今までやってきた不適切な利用に関しては止めていますが、今後、そこに二度と起きないような形で、では例えば条例なんかに関すると、いまだにまだ時間設定が6時ぐらいからでしたかね、なっていたと思いますので、そうしたことも含めて考えていくということは、非常に大事なことだと思います。

区民が主役の会としましては、請願事項1項、採択いたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 この請願文書表にもあるとおり、特定の団体が不適切な利用をできないよう再発防止策を講じてくださいと言われております。チェックの強化を既に講じているというふうに私たちの会派としては確認をさせていただいております。

また、指定管理者制度の見直しということに関しては、現行で例えば図書館であっても、日曜・祝日や夜間の利用ができたり、窓口業務、イベントの提供など、非常に区民からの評判が高く、指定管理者制度のメリットは大きいというふうに感じていますので、直営に戻すといったことが、サービスの低下などにつながらないか懸念しかないということも併せて、それには賛同しかねるということでもあります。

また、今、課長からも御紹介いただいたとおり、20年の運用に当たって、評価の適正化や、またモニタリングを社労士さんなどに委託をして、労働条件審査をしていただいて、指導・改善につなげているという実績も確認をさせていただいております。

そういった意味も踏まえまして、公明党といたしましては、請願、不採択とさせていただきます。

○高山委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 まず、請願理由にある、竹早テニスコートの不適切な利用、早朝利用のことだと思いますけれども、これについては、私たち、中身を聞いてきた経過があって、是正したということですが、当初は議会に説明するということがあったけど、調べたらよく資料がないので、これ以上説明できないと、こういう、今、着地というか、そういう到達を見ているわけですね。その点については、全く承服できないということでもあります。是正をするべき不適切なことがあったというふうに認めたなら、きちんと、なぜそのようなことが起きたのかと、これはちゃんと説明されるべき課題だと。これは区の課題だというように申し上げておきたいというふうに思います。

また、指定管理者制度については、質疑の中でも明らかにしたような矛盾があり、さらに、今いろいろ聞いて思いましたけれども、やはり民間の会社に頼むわけで、委託するわけで、そうすると今度、それについて、評価、モニタリングをしなけりゃいけないと。これ事務が増えるんじゃないですか。だから、そういう点で、果たしてこれは効率的なのかということ。そもそもの疑問が皆さんの仕事の中でも起きてきているんじゃないですか。

だから、全部直営に戻すかどうかはちょっと別にして、これちゃんと、20年以上、もう30年近くなるか、20何年やって、さっき紹介したような、基本条例をつくったらどうですかみたいな、そんな話に法曹の人たちが言わざるを得ないという状況になってきているわけで、

これ民でできるものは民でというふうに言った人たちがいて、どんどんやってきた結果、いろんなひずみを生んでいるわけで、これはこういう機会に、区民の皆さんの請願、問題提起した機会に見直して、検証するということが、私たちは必要だというふうに思います。その具体的な事例は先ほど述べたようなことがありますけれども、それにとどまりません。

ということで、請願事項1項について、請願5号ですね、採択といたします。

○高山委員長 それでは、請願受理第5号の審査結果について申し上げます。

採択が3、不採択が5、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

続きまして——というか、今、ちょっと皆さん、時計を見ていただいて、請願があと1、2、3ありますが、2時までに終わらせないと、一般質問は多分できないということですので、御理解ください。

請願受理第6号、文京区職員の区民とのコミュニケーション能力及び合意形成能力の向上に積極的に取り組むことを求める請願です。

請願文書表のデータ13ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第6号
 - ・件 名 文京区職員の区民とのコミュニケーション能力及び合意形成能力の向上に積極的に取り組むことを求める請願
 - ・請 願 者 文京区千石四丁目35番16号
文京区における真の「協働・協治」を実現する会
代表 屋和田 珠 里
 - ・紹介議員 小 林 れい子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 総務区民委員会
 - ・請 願 理 由

文京区には「人材確保・育成基本方針」がありますが、区民との「対話」能力や「コミュニケーション」能力、区と区民ら「マルチ・ステークホルダー」との「合意形成」能力の重要性が盛り込まれていません。

一方、区職員の評価制度に関しては、品川区が令和5年度から「360° フィードバック」を試行実施しているほか、中野区も中野区人材育成計画（2024～2026年度）の中で「新たな360度評価制度の導入」を盛り込んでいます。

文京区職員の育成に関し、人事考課・評価にこれらの能力査定も盛り込むことを検討するよう区長に働きかけていただきたく、貴議会に下記をお願いいたします。

・請 願 事 項

- 1 文京区職員の「育成方針」の中に区民との「対話」能力や「コミュニケーション」能力、区と区民ら「マルチ・ステークホルダー」との「合意形成」能力の向上を盛り込んでください。
- 2 区職員の評価・考課制度の中に前項の能力の査定を含めてください。
- 3 区職員の評価制度において「360度評価制度」のメリット・デメリットを研究・調査し、結果を区民と情報共有してください。

○高山委員長 この請願は、文京区職員の「育成方針」の中に区民との「対話」能力や「コミュニケーション」能力、区と区民ら「マルチ・ステークホルダー」との「合意形成」能力の向上を盛り込むことなど3項目について、区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いします。

松平委員。

○松平委員 1点だけ確認をさせてください。

こちらの請願者に関しては、区職員の評価制度に関して、中野区、あと品川区でやっているような「360° フィードバック」、「360度評価制度」、この導入に関して、研究・調査を進めてほしいということでございます。

上司からだけではなくて、同僚または部下からも多面的な評価をするということで、客観性が高まるというメリットがあるというふうに聞いておりますけれども、区として、現状、他区でやっていることに関して、その状況がある程度認識はしていらっしゃるかと思うんですが、どういうふうに分析をしていらっしゃるのか。その区職員の育成に関して、どういう方向性で行っていくのか。職員課長も新しく替わられましたので、ぜひ伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高山委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 当然、文京区のほうでも人事評価制度というものは導入はしているところがございます。現在実施している人事評価制度については、きちんとその評価者対象に研修を実施しまして、評価結果の開示であったり、苦情相談であったりということで、その評価の公平性と評価の責任、こちらの両方を担保する制度設計としているので、適切な制度だと思

っております。

一方で、そういった中で、ウェルビーイング向上というところのネックになっているものが、もしそれが仕事内容あるいは人間関係、執務環境なのか、そういったところを判断する必要が出てくると思いますので、そういった場合に、上司や同僚との関係に課題が生じていないかという視点から、そうした指摘や気づきをフィードバックするというような考え方は持ってはおりますが、その評価制度という中で、そういったことが担保できない360度評価制度というものを今、入れるという考えはございません。

あわせて、どういう形で行っているのかというところであれば、当然、請願者のほうにありますけれども、こういったそういう研修というような中で、きちんとその交渉力を向上する研修であったり、コミュニケーション能力を引き出す研修であったり、そういった研修も既に実施をしているところでもございますので、そういった意味では、現状の制度をよりよくしていくという方向で進めていきたいと考えてございます。

○高山委員長 ということでは、各会派の態度表明に入ります。

日本共産党さん。

○石沢委員 請願事項の1項ですけれども、こうした対話能力やコミュニケーション能力などの能力を向上させることを盛り込んでほしいという中身ですけれども、まず1項は。これについては、こうした自治体職員の方々、様々な区民の方と対応して、いろんな仕事をされるわけですから、こうした対応能力やコミュニケーション能力を向上させるということは必要なことだというふうに思いますので、請願事項1項については、採択を主張したいというふうに思います。

ただ、2項目めと3項目めについては、こうした能力の査定を考課制度の中に盛り込んでほしいという中身なんですけれども、これについては、やはり自治体職員の仕事というのは、住民のための仕事というのが基本だというふうに私たちは考えております。評価制度の中に盛り込まれるということになりますと、評価のために仕事をするとか、やっぱりそういうことにもつながりかねないようなこともあるのではないかとこのように思います。やはり対話能力やコミュニケーション能力を伸ばすということは必要なことだというふうに思いますけれども、こうした能力を考課制度の中に盛り込むということについては、私たちはそういったことは賛同しかねますので、2項目めや3項目めについては、不採択を主張したいと思います。

○高山委員長 石沢さん、1項がマルで、2項がバツで、3項がバツということですね。はい。

公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、今、職員課長も御説明してくださったとおり、言葉は違うけれども、文京区の研修や人事評価制度の中で取り組んでいるというふうに認識をさせていただきました。様々な場面でフィードバックするという制度はないけれども、場面的にはそういうこともやるということで理解をしておりますので、公明党といたしましては、請願1項から3項まで不採択とさせていただきます。

○高山委員長 区民が主役さん。

○海津委員 請願事項1項、対等な立場で参加、議論できる会議など、マルチ・ステークホルダー等を入れていただくことは、区民参画を進めて上でも非常に重要な視点だと思います。そうしたことからしても、育成方針の中にぜひ入れていただきたいと思い、請願事項1項、採択いたします。

2項に関しまして、先ほど職員課長のほうから研修はやっているということだったので、やはり研修を受けたということだけではなくて、その先にどういうふうな対話やコミュニケーション能力、マルチ・ステークホルダーの力がついてきたかということがやはり大切な視点だと思いますので、この2項についても採択いたします。

3項についても、360度の評価ということは、やはり上だけではなく、同僚そして部下等々から評価を受けるということは非常に重要な視点だと私は考えておりますので、第3項についても採択いたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 請願第6号の文京区職員の区民とのコミュニケーション能力及び合意形成能力の向上に積極的に取り組むことを求める請願については、文京区の職員の区民とのコミュニケーション能力とか合意形成能力の向上を目的として、育成方針とか人事評価制度、360度評価制度の導入を求めているんですけども、近年、行政課題の多様化・複雑化に伴い、職員が区民との信頼関係を築き、対話を通じて合意形成を図っていく力は一層重要となっており、その点に着目した請願の趣旨には共感できるものがあります。

ただ、1項で求められている育成方針の位置付けについては、区においても既に対話力や住民対応力を高めるための研修を継続して実施しており、先ほど職員課長からも既に取り組んでいるというお話がありました。したがって、この項目については、現行の方向性を肯定的に捉えつつ、今後のさらなる工夫や充実を期待するという立場から、区

の継続した取組を見守ってまいりたいと考えます。

一方で、2項で求められている人事評価制度への明記、その具体的な内容については、コミュニケーション能力や合意形成能力の評価が職種とか部署によって異なると思いますので、適切な評価基準の策定が極めて困難であることから、現時点での制度化には慎重であるべきと考えます。

また、3項で提案されている360度評価の導入及びその結果の対外開示については、組織内の信頼関係や公務員の人事管理の観点から課題が多いのではというふうに思っています。現実的な導入可能性や効果について、不透明な点が残っているかなと考えております。

総じて、本請願は、区が既に進めている方向性を後押しする趣旨というふうに理解していますけれども、評価制度や研修制度に過度な負担や拙速な変更を求めるものではなく、あくまで現行制度の中で持続可能な形での推進を要望する立場に立ち、必要に応じて段階的かつ柔軟に検討していくことが望ましいと考えておりますので、1項は継続、2項、3項は不採択とします。

○高山委員長 1項が継続、それで2項、3項が不採択でいいんですか。はい。

では、自由民主党さん。

○松平委員 1項、2項の中で、職員の方が区民との対話する上での対話能力、コミュニケーション能力、合意形成能力の向上、それを査定項目に入れてほしいということですが、既にも、文京区の人材確保育成基本方針も私も目を通させていただいたんですが、既にこの中に職員に求められる能力ということで、職務遂行能力の中に、交渉力、説明力、あと調整力というのはもう既に記載があります。まさにそれがここで言う区民との対話やコミュニケーション、合意形成能力のことかと思っておりますので、これに関しては、区のほうでは既に育成基本方針の中でも盛り込まれているので、取り組んでいただいているものというふうに私どもの会派としては思っております。

また、360度評価制度に関しても、先ほど中川課長からも御答弁いただきましたが、既に人事評価の制度の中、しっかりとやっていますし、その多面的な部分も一部取り入れてやっているということでございます。

評価者の数が多くなると、評価に時間もかかってまいりますし、同僚とか部下から上司を見るとなると、ある程度、ちょっと恣意的な好き嫌いであったりとか、そういう個人的な、客観的な評価制度とは違う、恣意的な部分が入ってしまう可能性が十分あると思っておりますので、

果たして本当に適切な評価が行える制度なのかというところに関しては、疑問が残るところではありますので、私ども自民党の会派としては、1項、2項、3項ともに不採択とさせていただきます。

○高山委員長 請願受理第6号の審査結果を申し上げます。

請願事項第1につきましては、採択が3、不採択が4、継続が1、よって本請願第1項は継続とし、9月定例会議の本委員会で引き続き審査することといたします。

請願事項第2につきましては、採択が1、不採択が7、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

請願事項第3につきましては、採択が1、不採択が7、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第7号、公共施設の再整備では区民からゾーニング案やイメージ案、施設配置案なども募り、区民が広く共有できることを求める請願です。

請願文書表のデータ15ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第7号
 - ・件 名 公共施設の再整備では区民からゾーニング案やイメージ案、施設配置案なども募り、区民が広く共有できることを求める請願
 - ・請 願 者 文京区千石四丁目35番16号
文京区における真の「協働・協治」を実現する会
代表 屋和田 珠 里
 - ・紹介議員 小 林 れい子 関 川 けさ子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 総務区民委員会
 - ・請 願 理 由

「竹早公園」と「小石川図書館」の再整備にあたっては区と「竹早公園・小石川図書館共創研究所（共同企業体）」の案、区民から寄せられた案を一同に比較できるようにして、区民がそれらの案に対する賛否を表明し、さらなる意見や要望等を伝え、もっと良い案にすることも、円滑で有効な「合意形成」プロセスになり得ると考えます。そこで、貴議会から区長に下記を働きかけていただきたく請願いたします。

- ・請 願 事 項

- 1 「竹早公園」と「小石川図書館」の再整備にあたっては区民からゾーニング案やイメージ案、施設配置案なども募り、区民が広くそれらの案を共有し、選べるようにする仕組みを検討してください。
- 2 「竹早公園」と「小石川図書館」の再整備だけでなく、公共施設の新設や再整備においても、区民からゾーニング案やイメージ案、施設配置案なども募れるような仕組みを研究してください。

○高山委員長 この請願は、「竹早公園」と「小石川図書館」の再整備にあたっては、区民からゾーニング案やイメージ案、施設配置案なども募り、区民が広くそれらの案を共有し、選べるようにする仕組みを検討することなど2項目について、区に働きかけを求めるものです。それでは、御質疑をお願いします。

金子副委員長。

○金子副委員長 請願事項の第1項目めは、具体的に竹早公園と小石川図書館の再整備についての請願事項になっているわけです。それで、私たちは、今度の本会議での一般質問で、この再整備の件について、中間のまとめの一部分については白紙にして、それでいわゆる整備をいろいろやっていく場合の与条件の中に、ほかの幾つかの区有地なども加味して考え直したらどうだという提案をしました。

それで、それについての答弁についてちょっと聞きたいんですけども、今、検証をやっていますと、区民の皆さんの意見を聞いてね。その上で、私たちの提案について、現時点で御提案のような内容については考えておりませんと、こういう答弁なんです。それで、よく答弁の用語で、「現時点では」というのは、今、考えてないけど、その先はまだ考える余地あるみたいな、そういうふう聞こえる用語なんです。よね。

昨年秋に、補聴器の補助の拡充とって質問したら、現時点では拡充は考えておりませんと言って、新年度になったら、やっぱり拡充されましたから、そういうときに出てくる言葉なんだけれども、その建築の与条件、土地の条件について、もう少し拡充して考えたらどうですかという、ただそれだけの話なんですけれども、これについては、全否定しないという点については、どのようにこの答弁を理解すればいいんですか。説明していただきたいんですけども。

○高山委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 竹早公園と小石川図書館の一体的整備についてのお尋ねになります

が、昨年度、区民ミーティングというところの開会されたところでございます。その中で、かなり参加者同士において顕著な意見の相違が出たということが現時点の状況となっております。

その意見の中におきましては、基本計画中間のまとめの中で、区が整理した内容について、さらに根拠を求めてくる内容だとか、区としての考えが正しく伝わっておらず、その状況で議論されているもの、また中間のまとめの策定時から状況が変わっておりまして、根拠となるデータを改めて求めるものなど、そういった御意見が出たところでございます。

こういった状況の中で、現時点で今、区のほうで区民ミーティングを開催することについては、まだその段階ではないと考えております。それぞれの利用者の意見の相違をさらに深めてしまう懸念があると考えております。

そういった中で、このプロジェクトにおいて重要なことにおきましては、様々な立場の方がいらっしゃると。それぞれの意見がある中で、お互いの意見を尊重し合いながら進めていくプロセスが必要だと考えております。

そのプロセスを経て、皆様の意見を踏まえた上で、区が方向性を定めていくと考えておりますので、そういった意味で、現時点におきましては、まだ方向性は定まってないという答弁になっております。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 それはだから、これ答弁に、今、十分検証や調査をやっていますと言ってられるので、これは教育長の答弁ですよ、そう書いてあるから、それは分かるんですけど、そうすると、やっぱり私たちの提案というのは、全否定されてないということではないんですね。

○高山委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 先ほどの答弁と繰り返になってしまうところもございますが、まずは区民の皆様、様々な御意見を踏まえながら、区として、こういった方向性で進むかというのを判断していくと考えております。そういった意味で、現時点におきましては、まだ具体的な方向性が決まってないと、そういった答弁となっております。

○高山委員長 はい、よろしいでしょうか。

それでは、各会派の態度表明に入ります。

自由民主党さん。

○松平委員 請願第7号でございます。こちらは竹早公園と小石川図書館の再整備に当たって、

区民から直接ゾーニングの案とかイメージ案、施設の配置案を募ってはどうか、そういう仕組みができたかどうかという内容の趣旨の請願かと思えます。

ただ、具体的にそのイメージ案とかを求めるとなると、結局、そこのイメージをつくるに当たって、公共施設の改修に当たっては、関連してくる法令とかがいろいろありますし、その法令との兼ね合いであったりとか、コストの面であったりとか、果たしてそれが本当に行政ニーズに合致しているかどうかという、様々な客観的なことを考えていかなければいけないと思うんですけれども、直接となると、どうしても個人の思いだったり恣意的な部分がやっぱり入ってきてしまう可能性は排除できないかというふうには思います。

既に議会でも議論しておりますし、区のほうではワークショップであったり、意見募集等々、直接意見を言えるようなチャンネル場というのは設けていただいているというふうに思っていますので、さらにゾーニング案、イメージ案、施設案を募る仕組みに関しては、必要がないのではないのかなというふうに私どもの会派としては思っておりますので、請願第1項、2項ともに不採択とさせていただきます。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 請願7号の公共施設の再整備では区民からゾーニング案やイメージ案、施設配置案なども募り、区民が広く共有できることを求める請願は、公共施設の再整備に関し、ゾーニング案やイメージ案、施設配置案などを広く募り、区民間で複数案を比較共有する仕組みの構築を求めるもので、区民参画を推進する姿勢には一定の理解を示させていただきますけれども、以下の理由により、この提案を制度化することには慎重であるべきと判断いたします。

1項の竹早公園と小石川図書館の一体的整備に関しては、区が既にワークショップ形式での区民との意見交換を進めており、令和6年度は建築条件等に関する知識共有の機会を設けた上で、令和7年度以降にプランの検討を予定していました。ただし、これまでに寄せられた意見には、さらに検証が必要な課題も含まれており、今年3月に予定されていた区民ミーティングを一旦見送り、現在は慎重な課題整理の段階にあります。

こうした中で、新たに区民公募による案提示の仕組みを導入することは、既存の対話プロセスと重複・混乱を招くおそれがあり、適切ではないと考えます。

2項のそのほかの公共施設整備についても、文京区では通常、区民との意見交換により施設の機能や方向性を明確にした後、法令等を踏まえて仕様を策定し、事業者選定を行い、設計段階での意見反映を経て整備を進めています。仕様が未確定の段階で自由な

案を公募する形式は、設計条件との整合や公平性の確保において課題が多く、実務上の混乱を招きかねません。

このように区の既存制度や整備プロセスに照らすと、この請願の提案を一律に制度化することは現段階では困難であると考えます。

以上により、御趣旨には一定理解はしますが、実務的観点から1項、2項とも不採択といたします。

ただ、子ども・若者世代の創造的な視点を生かす試みとしては、今後の区政において、意義のある方向性とも考えられます。いわゆる、ユースゾーニングやユースミーティングのような形で、若年層が公共空間の在り方に主体的に関与する手法については、将来的な制度設計や参画機会の充実策として、別途議論を深めていく余地があるものと考えております。

○高山委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が参画して、ゾーニング案やイメージ案、施設配置案などを考えていくという事は、そうした区民からの提案に触れることで、区側にも新たな視点や課題認識が生まれる可能性があると思っています。

また、ここに書かれているのは、施設の設計上の詳しい建築上のものとかいうことではなく、ゾーニング案やイメージ案、本当に施設配置案に向けてのことですので、そこをたたき台にして、その上で幾つか選ばれたものに対して、また肉づけを文京区のほうの専門性を持ってやっていくということに関しては、何ら問題もないと区民が主役の会としては考えております。ぜひ、文京区らしく、協働・協治の点からも、多様な意見を具体的な案として議論ができるような形で進めていただくことを望み、請願事項1項、2項ともに採択いたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 そもそも竹早公園と小石川図書館、またテニスコートの一体整備というのは、バリアフリーを進めたいという図書館の改修が出発点だったというふうに思っています。公園やテニスコートと効果的な整備に広がったということは、多くの区民が賛成したところでもあります。しかし、今、課長のほうからお話があったとおり、区民ミーティングでは顕著な意見の相違があり、暗礁に乗り上げているという状況であります。

様々な立場がある中で、尊重し合いながら進むプロセスということが非常に重要であり、いま一度、議会もまた区民の皆様にもそういったことをよく周知して、そのことが一番今足りないところなんだということを共有していかなければいけないのかなというふうに思っ

おります。

先ほどの区民提案型予算の部分でも触れたとおりにんですが、そういった区民提案と、またその案と反対側に区側の提案、これを選ぶとか、そういったことで投票が生じるとか、また責任の所在が曖昧になるとか、実際の先行事例での難点ということも先ほど御紹介がありました。なので、そういった手法についても、慎重に研究していかなければいけないというふうに思っています。1項、2項ともに不採択とさせていただきます。

○高山委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 請願事項の1項についてですけれども、竹早と小石川図書館の再整備について、広く区民の意見を聞くというのは、当然のことです。区も今、そういうプロセスを経て、今出ている意見について検証しているということであって、その辺についてのゾーニング案とか施設配置案なんも含めて、区民の皆さん、いろいろ力を持っている方もいますから、そういう知恵も借りるという立場に立つことは、自治の発展というふうに捉えます。1項については採択すべきものと考えます。

それから、2項については、もう少し一般論として、公共の施設を造るときにどう考えるのかということで、研究をということになります。研究の一つ資するように事例を紹介したいと思うんだけど、北海道の芦別市では、今から20年ぐらい前に子どもセンターというのを造ったんですね。これ保育園と母子保健センターと子ども家庭支援センターだったかな、そういうふうに複合施設で、最終的な施設名称はたしか「つばさ」ということで、大きな翼の形になったんですけれども、そのときには市の御下命で、そういう住民参加の、たしかゾーニングなんかも含めて、話し合いを何度かやって、プランをつくったと。そういうふうな事例も、1,700自治体がある中であるわけですよ。

そういうことというのは、ゾーニングや——イメージ案というのは、なかなかちょっと建物のイメージ案というのは、一般区民、市民のレベルでそういう力を持っている人、多いのかというのはありますけれども、ゾーニングのレベルであれば、やはり住民の皆さんの知恵を加味して考えていくということは、やっている自治体の例というのは、恐らくもっとほかにもその後あるんじゃないかというふうに思うんですね。

文京は文京なりの施設条件、建築条件の中で考えていくという制約は当然あるわけですが、そういった事例なんもよく学んで、この2の内容なんかについても、ぜひ研究して、やはり住民自治の前進につなげていく必要があるというふうに考えますので、第2項についても採択をお願いしたいというふうに思います。

○高山委員長 審査結果を申し上げます。

請願事項1につきましては、採択が3、不採択が5、よって原案を不採択すべきものと決定します。

請願事項2についても、採択が3、不採択が5、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

続いて、請願受理第8号、子どもたちの「意見等の表明と参加」を確実に進めるため、子どもたちへの情報発信・提供を強化することを求める請願です。

請願文書表のデータ17ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第8号
 - ・件名 子どもたちの「意見等の表明と参加」を確実に進めるため、子どもたちへの情報発信・提供を強化することを求める請願
 - ・請願者 文京区千石四丁目35番16号
文京区における真の「協働・協治」を実現する会
代表 屋和田 珠 里
 - ・紹介議員 小 林 れい子 関 川 けさ子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 総務区民委員会
 - ・請 願 理 由

文京区では現在、子ども家庭部子育て支援課が中心となり、（仮称）「こどもの権利に関する条例」の策定と、令和7～11年度を対象とした「文京区子育て支援計画」の策定が進められています。

特に「こどもの権利に関する条例（素案）」では「こどもの意見等の表明と参加」のところで、「必要な情報を得ることができるよう努めるものとします」と定めていますが、例えば、「文の京」自治基本条例は施行から20年以上経つのに、子どもが理解しやすいような子供版「文の京」自治基本条例がありません。（※新宿区や埼玉県越谷市には小学生向け自治基本条例パンフレットがあり、川崎市は「自治基本条例キッズページ」、練馬区は「ねりまキッズページ」を設けています）

豊島区では区HPのすべての漢字に「ふりがな表示」できるようにしています。杉並区では「子どもを社会の真ん中に」を打ち出す区長のリーダーシップの下、「子どもワークショ

ップ」や区立小・中学校における「意見交換会」が開催するなど、子どもとの「対話の区政」も積極的に推進しています。そこで、貴議会から区に対し、下記を働きかけていただきたくお願いいたします。

・請願事項

- 1 区HPにおいて①すべての漢字をふりがな表示できるようにするなど子どもにやさしい情報が適切で理解しやすい言葉で提供する②子どもにとって「意味のある参加」を実現する方針と手順が子どもの目から見てわかりやすく情報発信する——ようにしてください。
- 2 特に、「文の京」自治基本条例を子どもたちが理解できるよう、小学生版や中学生版をつくってください。

○高山委員長 この請願は、区ホームページの全ての漢字に振り仮名を表示できるようにすることや、「文の京」自治基本条例を子どもたちが理解できるよう小中学生版を作成することなど、子どもたちへの情報発信・提供の強化について、区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いします。

いいですか。では、態度表明に入ります。

日本共産党さん。

○石沢委員 請願事項の1ですけれども、全ての漢字を振り仮名表示できるように、子どもにやさしい情報が適切で理解されやすいような言葉で提供する。子どもにとって「意味ある参加」を実現する方針、手順が子どもの目から見て分かりやすく情報発信するというのは、いずれも非常に、当然だし、重要なことだろうなというふうには思います。職員の皆さんの名札も、趣旨は違うけれども、振り仮名表記になっていたりとか、やっぱりそういった形で変わってきているので、そういった分かりやすい情報発信という点では、重要なことだろうと思いますので、1項については採択。

それから、2項についても、他自治体でもこういったことが既に行われているということですし、小学生版や中学生版、やっぱり作って、理解やすいようにしていく取組というのは大事だというふうに思いますので、2項についても採択を主張します。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 理解しやすい言葉の提供ということなんですけれども、現在、ホームページ上でも確認をさせていただいております。閲覧支援、また、言葉も多言語化になっているということでもあります。文字のサイズ、色合いの変更、音声の読み上げ、やさしい日本語も、

オンにするとやさしい日本語が出てくるということを確認させていただきました。

これが分かりやすく区民にきちんと利用されているかどうかということですか、また分かりづらいと知らなかったとかという声がある場合においては、しっかり対応していただきたいというふうには思っております。

よって、1項、2項ともに不採択とさせていただきます。

○高山委員長 区民が主役さん。

○海津委員 文京区は、情報アクセシビリティ法に基づいて条例をつくっております。そうしたことを考えたときに、やはり当事者、子ども自身が望む方法で情報を得る、とても大事なことだと思いますし、子どもに限らず、知的障害のある方、様々な障害を持たれている方たちにとっても一助になると思いますので、1項、採択いたします。

それから、2項に関しては、「文の京」自治基本条例を子どもたちに理解できるよう、小学生版、中学生版を作ってくださいということに関しましても、今、文京区とすると、区民参画の手続に関する指針を平成30年より改定していなくて、時代に関し、区民参画指針を見直す必要があるというふうに考えているところだけに、やはりそうしたときに子どもたちの声をより丁寧に聞き取っていくためには、こうした子どもたち、小学生や中学生からの意見もきちっと取り入れるためにも、こうした自治基本条例を子どもたちが理解できるようにつくっていくということは非常に意味あることだと思いますので、採択いたします。

○高山委員長 続いて、AGORAさん。

○上田委員 8号の子どもたちの「意見等の表明と参加」を確実に進めるため、子どもたちへの情報発信・提供を強化することを求める請願は、子どもの意見表明権の保障を目的として、情報提供の工夫と自治基本条例の子ども向け周知を求めるものと理解しています。

1項のうち、振り仮名表示や平易な言葉での情報提供といった工夫については、行政情報のアクセシビリティ向上という点で大切でありまして、もちろんやらなければならないことであります。

先ほど田中委員もおっしゃったように、既に区では対応済みであるとの確認ができたことは心強く感じました。

また、意味のある参加、ミーニングフル・パーティシペーションについては、子どもの権利条約及び子ども基本法にある子ども意見の尊重のため、場づくりや環境、大人の聞く姿勢、政策への反映などの仕組みを整えることで、これは重要なことだというふうに考えております。当然、区としても、子どもの権利条例の策定において、この視点を十分に盛り込んでい

く方針であると理解しております。

ですが、この請願文中では、意味ある参加という言葉の説明がちょっと、失礼ながら、十分ではなくて、人によっては唐突な印象を受けたり、請願者が意図されていなくても、区のこれまでの取組が否定的に捉えられてしまう可能性があるのではと感じました。そうした点がむしろ前向きな対話や政策協働の妨げになるのではと懸念されますので、1項は不採択とさせていただきます。

次に、2点目の自治基本条例の子ども向け周知については、子どもの意見表明権を支える土台として大切な提案だと思えます。一方で、特別なパンフレットを新たに作る事がゴールになるのではなく、既存の啓発機会や日々の活動の中で自然な形で伝えていく工夫も大切ではないかと考えました。

そうした柔軟な方法も含めて検討する余地があると思えますので、2項については、継続とさせていただきます。

○高山委員長 自由民主党さん。

○田中（としかね）委員 請願事項の1のマル1については、振り仮名を振っている状態をクリック一つでできるということですよ。よかったですか。今どきの子どもたちなら、持っているタブレットで、AIによって、分かりやすくしてよと求めれば、多分速やかに読みやすくなったとおぼしきものが出てくるという、そんな時代だと私は思っていますのでね。で、区もそれをやっているということですので、心配ないでしょうということ。

それで、マル2について、これはちょっと考えなくてはいけないのは、さすが上田先生もおっしゃったように、括弧で括られている部分、「意味のある参加」ということでしてね、これ意味があるかどうかを決めるのは誰かということ、もちろんそれは子どもが決めるんだということなんだろうが、この請願の文書にあるのは、子どもにとって意味のある参加だと大人が納得できるものにしろという立てつけなんですよ。

で、本来はというなら、意味あるかどうかを決めるのも子ども。そもそも参加する、しないを決めるのも子どもなんですよ。参加しない自由も当然ある。でも、この請願では、あくまで子どもにとって意味のある参加だと大人が思えるという方向になっていて、これが行き過ぎると、大人にとって都合のいい子どもが参加を促すということにもなる。あくまでも、これつながりかねないという指摘ですけどね。

それで、これが進むと、請願事項の2になるわけなんですけど、小学生版、中学生版というやつね、これこそまさにこうやって理解しなさいという大人が考えた小学生らしい理解の仕

方だの、中学生になったらこれぐらいは理解してほしいだのという、そういう提示になっちゃうわけなんで、そうした型のはめ方というのは、私はやっぱり教育的にいかがなものかというふうに思うわけなんですよね。

私も見ましたよ、子ども版の自治基本条例を出しているところがあるということですので、実際見てみました。どこだとは言いません、あえて。で、漫画とかイラストがふんだんに盛り込まれて、会話形式になっていたり、そうやって書かれたりしてね。でも、これを工夫っていうんでしょうかね。文章が端的に少ないということね。文字数が少ないということが、これを子ども版というんだったら、私は要らんだろうと思いますよ、そんなの。実物があるんだから。直接それに当たればいいのよ。条文として、結実した成果としてもうあるんだから、そのままかじったほうがいい。私はそう思います。食べやすく、すりつぶしてから与えるというのは、それ別のものになっちゃう。丸かじりさせてやればいいと思いますよ。

したがいまして、自民党、1項、2項ともに不採択です。

○高山委員長 審査結果を申し上げます。

請願事項1につきましては、採択が3、不採択が5、よって原案を不採択すべきものと決定いたします。

請願事項2につきましては、採択が3、不採択が4、継続が1、よって本請願の第2項は、継続とし、9月定例議会の本委員会で引き続き審査をすることといたします。

○高山委員長 ということで、請願が終わりまして、理事者報告に入りますが、今、時計を見ますと2時13分ということで、各委員が物すごい急いで集中してやってくださったんですけど、やっぱり請願の件数がどうしても多いということで、頑張っていきたいと思います。

それから、理事者報告に入ります。

理事者報告は、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごとといたします。

それでは、まず総務部より2件。

報告事項1の説明をお願いします。

熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 それでは、資料第3号を御覧ください。

文京区男女平等参画に関する区民調査の実施について、御報告いたします。

初めに、項番1の目的です。

こちらは、令和8年度に次期男女平等参画推進計画、令和9年から令和13年度になります

が、こちらを改定するに当たり、男女平等参画に関する区民の意識や実態を総合的に把握するため、区民調査を実施するものです。

項番2の調査対象者及び調査方法ですが、区内全域を対象とした満18歳以上の区内在住者3,000人を住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送回答、インターネットでの回答も可能として実施いたします。

続いて、項番3の調査項目です。

2ページ目に前回調査項目を記載しております。男女平等参画に関する意識づけが経年どのように変化したかを捉えるため、前回の調査をベースに、基本的には前回と設問項目は同様のものとし、男女平等参画推進会議での検討と審議を経て決定いたします。

(2)の調査項目の予定ですが、前回実施をした令和2年度には、影響が大きかったコロナの感染拡大に関する項目は削除することなどを検討しております。

また、福祉部で新たな計画の策定を検討している事項で、都推進計画にも関連する困難な問題を抱える女性への支援について、追加の調査項目とする予定です。

前回調査した令和2年とは、法の整備や制度改正などもあり、様々な部分で社会状況の変化が見られます。

これらを考慮することで、区民の意識を正確に把握し、社会や制度と現状や実態に即した調査となるよう、調査項目の選択肢に改正内容を盛り込むことや、注釈を加えるなど工夫し、所管の意見も聞きつつ、推進会議において内容を点検、見直していくこととしています。

項番4の調査時期は、令和7年9月を予定しております。

項番5、スケジュールにつきましては、記載のとおりです。

御説明は以上です。

○高山委員長 続いて、報告事項2について、御説明をお願いします。

横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 それでは、資料4号に基づきまして、文京区防犯機器等購入補助事業の実施について、御報告させていただきます。

本事業は、いわゆる闇バイトによる強盗事案が相次いだことを受け、区民の体感治安が悪化していることから、緊急対策として、侵入等被害防止に有用とされる、各家庭に置ける防犯機器等の導入に係る費用の補助を行うものです。

東京都が実施する緊急補助事業を活用するものです。

実施期間は、令和7年度から2年間、対象者は、区に住民登録があり、居住の実態が

ある方となります。

補助率については、都の2分の1に文京区が4分の1を上乗せして4分の3、補助上限額は3万円となります。

補助対象経費は、住宅に係る防犯機器等の購入費用、設置費用で、補助対象となる機器は、防犯カメラ、カメラ付きインターフォン、人感センサー、防犯性能の高い錠、防犯フィルム、面格子となります。錠、フィルム、面格子については、CP製品に限らせていただきます。

補助申請方法については、郵送、オンライン、持参を予定しております。

最後に、スケジュールについてですが、8月1日から事業開始を予定しております。ただし、令和7年4月1日以降に購入した防犯機器等で、領収証があるものについては、補助対象とする予定です。

よろしくお願いたします。

○高山委員長 報告事項、ありがとうございました。

それでは、報告事項1についての御質疑をお願いします。

上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。

まず、この調査の目的について伺います。

前回、令和2年度、3年に実施された調査には、現行の文京区男女平等推進計画の策定に当たり、一人一人が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく平等な立場で自らの意思に基づいて、その個性と能力を十分に発揮し、生き生きと暮らせる社会と理念を具体化するための基礎資料として活用されたと理解しています。

一方で、令和2年から現在にかけてジェンダー平等に関する社会的関心の高まりや、家庭・職場における価値観の変化、さらには多様な性の在り方を巡る認識の進展など、社会状況には大きな変化が見られます。

こうした変化を踏まえると、次期計画においては、現行の計画の理念や目標を踏まえつつ、新たな視点や方向性が求められる局面にあるのではと考えます。その場合、今回の区民意識調査も、そうした新たな理念や目標の設定を視野に入れた設問設計が必要になるのではというふうに思うんですけれども、現行政策の理念や目標に加えて、新たな視点や社会状況の変化を踏まえた要素を盛り込むお考えがあるのか、調査設計の方向性について御見解をお聞きしたいと思います。

次に、調査方法について伺います。

前回の調査では、住民基本台帳から18歳以上の男女3,000人を無作為に抽出して、郵送とインターネットの併用によって回答を得たと報告されていますし、今回の調査でも同様の手法が予定されるということですが、無作為抽出によって、偏りの少ないデータを目指すという基本方針には賛同をします。

ただ、郵送回答とオンライン回答では、回答者の属性や傾向に違いが生じる可能性があるというふうに思うんですけれども、例えば年齢層とか情報リテラシーの違いにより、設問への反応に一定の偏りが出ることも想定されるんですけれども、そういった部分に対する補正の有無とか手法について、どういうふうにお考えなのかというのをお聞かせください。

また、前回の有効回収率が36.8%だったと思うんですけれども、今回の回収率の目標とその達成に向けて、区としてどのような広報・周知の工夫を行っているのか、併せて伺いたいと思います。

それから、調査項目については、継続的に把握すべき重要なテーマがあるというふうに考えます。まず、選択的夫婦別姓制度については、前回調査では、選択的夫婦別姓制度について賛成かどうかを尋ねる設問が設けられていて、区民全体で62.8%が賛成と回答しています。特に女性の賛成率は69.5%と男性より上回っていて、一定のジェンダー差も確認されました。このように、社会的な関心が高く、法制度に直結する重要なテーマについては、今後も継続的に調査項目として取り上げていただきたいと考えます。

国会においても、選択的夫婦別姓制度をめぐる議論は続いていて、与野党が昨日、今国会での採決を見送って、継続審議することで合意したというふうに報じられていますけれども、今週の臨時国会で審議継続が今調整されている状況というふうに聞いています。

一方で、内閣府が今年の2月に公表した男女協働参画に関する世論調査では、従来設けられていた選択的夫婦別姓制度そのものに関する設問が削除され、旧姓の通称使用の希望のみが尋ねられています。このような設問設計は、制度導入に対する国民の意思を限定的に示す結果となり、制度の必要性を過小に見せる恣意的な操作ではないかという批判も出ています。

こうした中、地方自治体が制度そのものへの賛否を引き続き明確に把握し、公的に可視化していくことは、制度形成に向けた民意の積み重ねとして極めて重要な役割を担うと考えています。

文京区においても、こうした観点を踏まえて、選択的夫婦別姓に関する設問の継続を強く要望しますが、御見解を伺います。

それから、同性カップルの尊重についても聞いていらっしゃいますよね、前回の調査で。この設問に対し、区民の66.9%がそう思うと回答しており、女性では74.5%と非常に高い賛同が示されています。これはジェンダー平等に対する区民意識の高さを端的に示すものと考えています。

現在、全国的にも同性カップルに対する公的対応が前進していきまして、例えば長崎県大村市では、住民票の続柄欄に「夫、妻（見届け）」との記載を認めた事例があります。特別区の中でも、中野区や世田谷区が同様の対応を進めており、制度としての定着が進みつつあります。

一方、文京区においては、同性パートナーシップの導入や、文京区を含む10の特別区による法制度化に向けた要望書の提出など、積極的な取組が進められてきましたが、住民票の続柄記載については、なお「同居人」にとどまっており、さらなる前進が期待されると感じています。その意味で、今回の調査においても、以下のような視点を御検討いただきたいというふうに思います。

同性カップルへの社会的認識や尊重意識についての調査の継続と、それから将来的な制度整備を見据え、「夫、妻（見届け）」などを想定した設問の設計、また、「同居人」ではなく、「縁故者」という住民票の記載をしている自治体も多いですので、縁故者といった法的・社会的関係生を探る設問など、こうした設問設計を通じて、区民の意識やニーズを的確に把握し、それを制度整備につなげていけるような、そういう調査をしていただけたらいいかなというふうに思います。

司法判断においても、全国5つの高等裁判所が、同性婚を認めない現行法について、違憲または違憲状態とする判決が相次いで出ており、社会的・法的な流れは既に明確です。やはり自治体レベルで、丁寧な実態把握と制度検討の準備がますます重要になっていると感じます。区として、今後の制度設計の基礎となるような設問をこの調査に盛り込んでいただけないか、お考えを伺います。

それから、困難な問題を抱える女性への支援に関する設問について、今回の調査では、新たに困難な問題を抱える女性への支援に関する設問が追加される予定と伺っております。令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律では、性暴力やDV、家庭環境の不和、経済的困窮、妊娠・出産に関する不安、孤独、孤立などを背景として、社会的な困難な状況に置かれた女性に対し、包括的かつきめ細やかな支援を行うことが法的に位置づけられました。

今回の調査においても、スティグマや偏見を助長しないよう、設問の表現や配慮が求められる一方で、当事者の支援ニーズや接触経験——相談機関への接触経験ですね——相談先の有無、支援のハードルなど実効性のある施策につなげるための実態把握が重要になると考えます。

そこで、法の趣旨を踏まえどのような観点で設問を構成される予定か、また、設問の検討に当たっては、男女平等参画推進会議や女性に関わる現場の意見も取り入れながら設計——この部分について特にですね——されるかということと、それから、支援対象を限定的に捉えず、家族、友人に頼れない孤独感が強い、制度の存在を知らなかったなど、見えにくい困難を把握する工夫についても、併せてお聞かせください。

最後に、調査結果の活用について、伺います。

現在、スケジュールとしては、来年2月の定例議会での報告が予定されているとのことですが、この調査は、区民の意識や実態を直接把握する貴重な基礎資料で、言わば社会の変化を映す速報性のある生々しい資料だと受け止めています。

現行の男女平等推進計画では、既に進行管理している項目がありますが、そうしたアウトプットの数値には大きな動きがない一方で、意識や実態、特に生活の現場レベルで変化が起きている可能性があります。つまり、区の指標として図っているものとは別の部分で、区民のニーズや実態が見えてくる調査になるのではと考えます。

そうした調査結果を踏まえて、今後、制度設計や事業設計にどうつなげていくかが重要になります。この調査結果をどのように全庁的に把握していただき、区の全庁的な政策形成や事業設計にどのように反映していくつもりか、想定されている展開や活用イメージがあればお聞かせください。

○高山委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 御質問ありがとうございます。順に御答弁させていただきます。初めにいただきました調査設計の方向性でございます。

現行計画上の指標に対する目標達成に向けた経年の変化を把握することに加えまして、新たに社会情勢が動いておりまして、その中で新たに出てきている用語ですとかトピック、制度改正など、社会情勢を考慮した部分も設問に一部加えていくことですか、コメントや注釈で説明を加えることなど、時勢に合わせた調査となる工夫をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、調査の回収における分析でございます。

分析については、こちら全設問に対して、性別、年代別のクロス集計を行う予定となっております。性別や年齢の違いでの傾向、こちらによって把握をさせていただきたいというふうに考えております。

その他、一部項目においては、幾つかの項目をクロスさせましたトリプルクロスですとか、併せた形で傾向を捉えていきたいというふうに考えております。

補正のお話がありましたけれども、補正につきましては、現行、こちらの聞き取りですね、郵送での回答の中で御不明な点等もしお尋ねがあった場合は、ちょっと聞き取りを丁寧に進めていくことなど、そういったところでまずは工夫をしていきたいというふうに考えております。

続いて、回収の目標でございます。

こちら前回の調査におきましては、前回調査回収率が41.2%、その前、平成27年に実施しております前々回の調査におきましては42.3%となっております。こちら、おおむね前回と同程度、もしくはそれ以上というところで、目標としては一応50%ぐらいを目指していきたいというふうに考えております。

今度、項目の個別の中に入っていきます。

選択的夫婦別姓のお尋ねをいただきました。こちらについては、私どもとしても、国での議論がされているというところ認識をしているところです。まず、こちらにつきましては、一旦状況を注視していきたいというふうに考えております。令和2年度、前回の調査におきましても、質問の選択肢で一部触れているところがございます。そちらの意識の変化など、こういった経年での変化を捉える意味でも、こちらについては、継続的に聞いていく必要があるのかなというふうには考えております。

続きまして、いただきました同性カップルに関するお尋ねです。

こちらは、パートナー制度に関する部分ですけれども、こちらにつきましても、国の手続などにつきましては動きがあるところがございますけれども、今後も引き続き継続的にまずは見守っていく予定でおります。現段階では、現状の状況で設問に直ちに入れ込むというのは、ちょっと難しいような認識はございますけれども、こちら先ほどのようにちょっとコメントを一部入れたりとか、動きをお伝えする中で周知を図るなど、工夫する余地はあるのかなというふうに考えております。

こちら、制度整備ですね、こちらの整備、国の状況等を設問に入れていくという動きにつきましても、改めて現時点でちょっとそれをすぐに入れるというのは難しいかなというふう

に考えておりますので、まずはその状況、情報収集しながら、そこをまず注視していきたいというふうに考えております。

続きまして、困難な問題を抱える女性の設問につきましてですね、こちらの設問の観点としましては、議論がまさにこれからになってきますので、まずは新しくできました法の認知度を確認するところから始めたりとか、あとは、例えば支援に必要な視点はこういったことなのか、そういったところで、まず芽出しの設問で触れていきたいというふうに、今のところでは考えているところです。まだこれから制度を決めていくところなので、議論の内容によってというところにはなりますけれども、聞き方の工夫等につきましても、私どもの推進会議の中で検討していきたいというふうに考えております。

こちら、現場の意見ということだったんですけども、困難な問題を抱える女性の計画につきましては、別途、福祉部のほうで会議体を持ってございますので、そちらで検討される旨、聞いております。こちらとの連携という形になりますけれども、意見の取り方については、密に情報を共有していきたいというふうに考えております。

最後に、こちらの調査の結果をどのように区の全庁の施策の中に反映していくかというところでございます。

まず、こちら、調査を踏まえた上で、調査報告書をもって、一旦課題の整理をさせていただきます。毎年この推進状況の評価を実施しておりますが、そちらの中の評価結果ですとか、今回実施をいたします区民調査の結果、まずこちらをしっかりと分析して、深掘りをした上で、今後の施策の課題や方向性に反映していきたいというふうに考えております。

まず、現状がどのような立ち位置にあるのか、その中で課題としてどういった順位づけをしていくのか、そういったところをまず分析した上で、どこに例えば不満が多いのかとか、そういったところの分析がもしできれば、そういったところの情報を集めた上で、前回の計画からの経年の変化、その傾向が見えればその分析というところで把握をした上で、可能な限り施策のほうに、所管のほうにもお伝えをしていきたいというふうに考えております。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 御答弁ありがとうございます。まず、新たな視点について、一部加えるというお話で、一部加えるってどんなのを加えるのかということ、その具体的な部分を聞いたかったんですけども、まだこれからその部分も考えるということが分かりました。

あと、何か調査方法の補正の話ですけども、いや、その数字をそのままそれだけ生で出すだけじゃなくて、その数字がどういうことを意味しているのかというところを分析すると

いうことをしてくださいねという趣旨で申し上げたので、そういう意味ですということです。

あとは、よく分かりましたので、どうもありがとうございました。

○高山委員長 では次に、海津委員。

○海津委員 私のほうからは、これ全体的に性別が男女に限定されているんですよ、現在では、もう当然御存じのとおり、性自認が多様であって、男性・女性に当てはまらない、ノンバイナリーとかXジェンダーなどというふうにもいますが、その中で、男女平等という言葉では、それらの人々の存在や課題が見えなくて、ここの中で見ていくと、その人たちが透明人間にされてしまっているなというふうに思うんですね。そのあたり、どのように考えているのか、まずお聞かせください。

○高山委員長 熊倉課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちら、性別のお話でございます。今回の調査の、こちらの性別で回答するとき、性別を記載するところがありまして、そちらの記載方法のところでも、男性、女性とその他の性自認という形で工夫をしていきたいというふうに考えております。

ただ、設問の都合上、その聞き方によっては、なかなか難しい部分と申しますか、率直にお聞きしてよしい部分とか、そういったところの配慮が必要な部分というのは、当然出てくると申しますので、そちら設問の設定する中で、そごというか、工夫しながら、そういったところに触れないように工夫をしていきたいというふうに考えております。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 ありがとうございます。丁寧にしていただきたいんですよ。あなたが自認する性別において、その立場が何とかの分野で公平に扱われていると感じますかとか、そのぐらい丁寧な言葉遣いをしていただきたいことと、やはり男性・女性、それからその他とか、自己記入でね、書くようなところというのは、すごく大事だと思っておりますので、そのあたりもしてほしいことと、やはり注釈というもの、今、おっしゃられたところありますよね、性自認のところでは答えていただいていた方がいいんですよ。ですから、文京区として、しっかり性別の多様性も認識しているんだという注釈や説明文が加わるということはとても大事だと思っておりますので、そこはしっかりやっていただきたいことをお願いしておきます。

今のところは、それでお願いをします。

それから、保育・教育のところ、今、何が重要だと思いますかというところで、性教育というのが一番、本来は重要になると思うんですけど、直接的な聞き方をしていないんですね。

性に関するみたいな形の教育というふうになっていて、そうではなくて、やはり性交も含むようなもっと踏み込んだ性教育というものが小さい頃からきちっと行われていくということは、非常に重要なことだと思っていますし、それが家庭教育でできる場所とそうじゃないお宅もあるでしょうし、その格差をなくすということが、様々なところで性被害、性加害を生まないことにもつながるはずなんです。そのあたりの認識、どのように考えていらっしゃるか、また、そうした設問をきちっと入れていくかどうか、御回答いただきたいと思います。

○高山委員長 海津委員、この報告事項で、まだありますか。これで終わりですか。終わりなら、はい。

では、熊倉課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 性教育の部分につきましては、計画の中でも配偶者暴力とかDVとか様々な暴力に触れる部分がございます、そちらに対する意識を捉える上でも、性暴力の観点というのは出てくるかと思えます。

設問の中で、いろいろな記載をする事項がございますので、そういったところにつきましても、入れられる要素があるかどうかというのは検討していきたいというふうに考えております。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 前回のところで、保育・教育のところの間5のところに、ぜひ性教育ということの必要性をきちっと入れ込んでいただくことを要望して、終わりにします。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 今回、来年8年度に、推進計画の改定をするという、9年から13年の新たな5年の男女平等参画の具体的な取組を決める、その大切な基礎調査をやっていただくものと認識しました。

確認をしたいことは、今現在、今年度、来年度、現行の計画に沿って、まさに現在進行形でやっていただいている、その進みながらの中で、新たな5年先の文京区の姿を決める、難しい作業をしていただいているということに関しては、感謝と労いの言葉を申し上げたいというふうに思っています。

調査等の細かい質問に入る前に、まずお伺いしたいことは、現在の現行の計画の状況、あるいは課題の整理、これは大変膨大な計画ですので、全てということは難しいと思いますので、端的な御説明をしていただきたいということと、新たな社会的なトピック、それは先ほ

ど上田委員との質疑の中ではっきりいたしましたけれども、また、追加の質問項目にも挙げられておりましたけれども、困難女性の支援法がなされたことによる、そういった設問も新たにさせていただくということもありますので、新たな社会的なトピックというのはこういうことなのかなというふうに思って、これを確認していきたい。

それから、この間、優先度を高くして取り組まなければいけないことということもあろうかというふうに思いますし、また、この間ずっと子ども・若者の意見をしっかり聞いて、施策に反映していくということが大事だということが強調されておりますので、こういったことも今後どういうふうに取り組んでいくのかということもやっていただきたいというふうに思っています。

具体的には、質問を経年的に追いかけていかなければいけないということもあるので、令和2年度の調査項目が基となっているということで、困難女性のことを入れる。そして、コロナのことは削除するという整理になっているかというふうに思うんですけども、ある自治体なんかは、中学生や、あるいは事業者や町会というふうに対象を広げて調査をかけているということもやっている自治体がございます。

これは、全て同じ区民調査の項目ではなくて、例えば中学生であれば、固定的性別役割分担意識についてとか、デートDVについてとか、ダイバーシティ・インクルージョンについて、性的マイノリティについて、男女平等・多様性に関する用語の認知というようなことを中学生に聞いていこうとか、または事業者には、ワーク・ライフ・バランスが取れているとか、ハラスメント対策についてだとかというふうに角度をつけていると。そういう3パターンでやっているような自治体もあるということでもあります。

そういった子ども・若者の意見をしっかり施策に反映していく。18歳から取っていくということですので、一定、18歳からの若い方たちの御意見を抽出できるんだろうというふうに思うんですけども、こういった中学生の取組というのは、様々な、予防だったり、また、施策に反映するための大事な基礎調査になり得ることかなというふうにも思っているので、そういった広がりについての御検討はどうだったのかなというふうには思っております。

最後になりますけれども、この追加をした質問については、先ほど上田委員の質疑の中ではっきりとしておりましたので、この質問の中で、大体どのあたりにそれが反映されるのかなというところの確認と、そのあたりはちょっと聞いておきたいというふうに思っております。まず、以上ここまででお願いします。

○高山委員長 熊倉課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 御質問ありがとうございます。こちらも順に御答弁させていただきます。

まず、現在の推進計画の状況というところでございます。

こちら、昨年度になります。通年での会議を経て、令和5年度分の推進状況の評価が終了し、そちらを総括したところということになっております。現在は、今回報告をさせていただいているとおり、令和8年度の計画改定に向けた準備が進んでいるところになっておりまして、区民意識調査の設問の検討ですとか、まさに今度、今年度は令和6年度の推進状況に係る評価を、各課の取組の調査をかけておりまして、そちらを集約した上で、今年度の会議に図り、評価をしていくという準備をしているところでございます。

こちら、課題の整理という御質問がございました。あと、実感というところですが、今回の計画におきましては、138ある計画事業のうち、12を重点項目ということで設定をさせていただきまして、そちらを中心に進捗を確認してきたところになっております。

こちらにつきましては、4段階で評価をしております、十分、またはある程度達成したというところが4と3という形になるんですけれども、若干まだ不十分というところが2つ、12の項目のうち2つですね、それ以外は一応ある程度達成したという評価で、昨年度は実施をしたところでございます。

特に、学習指導ですとか、男女平等参画の啓発事業、講座、こういった地域活動団体や委員会、審議会等における男女平等参画の推進・働きかけ、あとは、避難所における女性等への配慮、こういったところを重点項目として評価を進めてきたところになっております。

経年で、まだ道半ばで数字は表れていない部分ですとか、前進が見られている部分の事業というのいろいろございますけれども、実態としては、参画が一定、少しずつですが、全体として着実に意識としては浸透しつつあるのかなという認識は持っております。

先ほどの新たなトピックというところのお話になります。

まさに今回、追加の調査項目で盛り込む予定となっております、困難な問題を抱える女性の支援ですとか、あとは、いろいろな法改正がございまして、例えば改正DV法ですとか、LGBT理解増進法、こういったところの制定等もございましたので、そういったところの認知度を図る設問ですとか、あと、新たな言葉としては、やはりジェンダーを助長する偏りといいますか、アンコンシャス・バイヤスですとか、よく出てきているウェルビーイング、共働き、共育て、こちら今回、女性活躍の推進計画をこの計画が包含しておりますので、そういった女性活躍の部分で、そういった項目も出てくるのかなというふうに思っております。

そういった認知度もどこかで触れていくということも検討していきたいというふうを考えております。

今回の優先順位の高い取組という御質問もございました。

こちら今回、取組が不十分となった重点項目が2つありまして、1つが審議会、委員会等への男女平等参画の推進、地域活動団体への男女平等の働きかけ、こういったところの重点項目、まだなかなか不十分だったというところがありますので、こちらにつきましては、例えばどちらか一方の性が4割未満にならない目標、こちらがまだ未達というところになっていきますので、例えば充て職の妥当性を各所管を通じて再考を働きかけるですとか、委員構成についても見直し、そこで御協力いただける部分があるのかどうかというところを所管を通じて働きかけるですとか、そういったところで、取組を進めていきたいというふうを考えております。

あとは、ほかの自治体の調査においては、自治会ですとかそういった別の、分野ごとにやっている自治体があるというお話がございました。今回、本調査におきましては、個別にその自治体ですとか団体に向けて実施をするという形ではなくて、一つの同じ設問で全て実施をしていくという予定になっております。

こちらにつきましては、なるべく広く意見が拾えるように、いろいろな分野の御意見をいただきながら設問を設定していきたいというふうを考えております。特に、先ほどお話がございました中学生とか若者の視点というところですね。こちらにつきましては、やはり設問の設計上、家庭生活での時間の使い方ですとか、働き方として、会社での働き方がどうだとか、そういったところの視点の設問があるので、中学生の視点というのは、なかなか、そこに直ちに設問に盛り込んでいくというのは、ちょっと難しい認識はしておりますけれども、そういった子どもの人権ですとか、こども基本法が制定されているところで、そういった理解が取り残されることがないように、そういった法律の認知といったところ、そういったものがあるかというところについても設問で触れていって、意識調査としてそこを収集していきたいというふうを考えております。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。課題の整理というところすとか、計画の状況も端的に分かりやすく教えていただきました。改めて共有をさせていただいたところでありませう。今、中学生の調査ということに関しては、もう多分別建てでやるという認識なんですね。なので、こういった調査を経年的にやりながら、そういった中学生に特化したとか、町会に

特化した調査を加えていくということは、今後、もしよかったら検討していただきたいなどということでございます。18歳を中学生まで引き下げてくださいという趣旨ではございません。

それから、今、優先的に取り組まなければいけない一つの事例として、審議会という男女比の問題がございました。様々なところで、そういった女性の比率を上げていくという具体的な取組を今、課長がまさにおっしゃってくださいました。東京都のほうの達成状況が4割を超えているというのは、充て職を外してやっている。ちょっと東京都、ずるいなというふうに思うわけなんですけれども、それはさておいても、そういった4割を超えていくような、いい取組にしていきたいこと。

また、本当に、この調査を経て、計画をつくっていただいて、それを実行していただいて、その成果という部分が一番大事なところなんですけれども、なかなか、やはりこの間、男女平等が進んでいるのが見えにくいという御指摘もあります。

ジェンダー指数も148か国のうち118位がずっと続いているとかということ、私たち、男女平等をやっている人間にとってみたら、少し悔しいといいますか、何とかしなきゃいけないという思いが強くなります。

そういった意味で、より運動が、また取組が見えるように、見える化をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。今、課長がおっしゃってくださいました、そういった審議会の割合を進める上での具体的なてこ入れというか、取組をもっと見えるような形でしていただいたり、また、全体的な進捗がより見えるような、視覚的に見えるような、そういった成果物もつくっていただきたいということをお願い申し上げて、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○高山委員長 ありがとうございます。

熊倉課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 ありがとうございます。こちら成果として、なかなか見えてこない部分、確かに多くございます。例えば、実際に地域の団体の中で活動されている中には、数字では表れてこない、実際には活動の中心として活動されているのは女性だったりとか若者だったりとか、そういったところの実態があるというふうには聞いております。

そういったところ、実際には数字には表れないけれども、そういった実際の活動の中で意識が浸透してきているんだよというところが、成果物としても分かるように、例えば自由意見欄にそういったところの取組を記載するですとか、そういった工夫をすることで推進していくことが、皆様の目に見えるような形で残るようにちょっと工夫はしていきたいというふ

うに考えております。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。それでよろしくお願ひしたいと思います。

それで、その困難女性の関係で1点だけお願ひしたいことは、ほほえみ支援ネットワーク事業というふうに、文京区では具体的に取り組んでいただいていますし、また、福祉部としっかり綿密に連携を取っていくというふうに先ほどおっしゃっていただきました。この総務区民委員会で所管の課長さんがいらっしゃらないという中ですので、今後もしっかりと福祉部との連携の部分ですとか、あるいはしっかりとそういったヒアリングというか、聴取もしていただいて、代りに課長がお話を紹介してくださるというようなことをやっていただきたいですし、また、必要であれば、この理事者としてお迎えもする必要もあるのかなというふうには思いますけれども、そのあたりもしっかり考えていただきたいというふうに思います。

○高山委員長 ということで、次、金子副委員長。

○金子副委員長 資料の、私もこの調査項目の(2)の困難な問題を抱える女性への支援についてと、これ追加のところですね。そこで、2点ほどちょっと伝えておきたいと思うんですね。

それで、1つは、女性の困難、今、いろんな原因とか表れ方があるんだと思うんだけど、要するに日本社会の中では、今、田中香澄委員が言われたように、ジェンダー平等指数がもう最下位水準だということの背景には、戦後一貫して、夫は働き、妻は家事を担う、子どもは2人と、こういういわゆる標準世帯モデルでもって、雇用とか税制とか社会保障の制度がつくられてきて、そういう枠組みから外れるという形でもって支援が行き届かないというような課題というのは、もうずっと言われてきているわけですね。この枠組みがなかなか突破されないと。特に行政の分野で、政治の分野でというのを言っていると思いますけれども。

それで、こういう標準的な世帯モデルとっている、そういうところから外れる部分というのは、きちっと拾っていく必要があるというふうに思うんですね。そういう問題意識で、この追加の設問というのをどう作るのかというのは、それは様々な支援団体の皆さんとか、研究者の方とか、やっているのがありますよ。今日は、ちょっと具体的に示せませんが、そういう課題があるから。で、行政にあるのは、こういう標準モデルを見ていくから、それは課題が浮き彫りにならないというふうになっていて、独自に団体でそういうのを調査されて、指摘されている人いるけれども、今度、文京区でやるわけだから、そういう問題意識を持って設問を作り、それで文京区ではそういうのはどういうふうに出てくるのかというのをきちっと拾うというのが、今回初めてこういうのをやるわけだから、ここの部分につ

いては。私たちとしては、そういう質問を作る必要があるというふうに思っているの、これはどうかというのが1つ。

それからもう一つは、同じように、やっぱりシングルの女性、特に中高年の方たちなんかの場合によくそうだというふうに言われるそうなんだけれども、困ったときに公的な相談ができる場所が思い浮かばないと。要するに、公的な支援とつながりにくいという、こういうシングル女性への支援を位置付ける必要があるというふうに思うんですよね。これもよく言われることなんです、この分野でね。

そうすると、この法律、新しい困難な問題を抱える女性の支援という法律ができたので、やりますということに、そういうのを検討していきますという話によくなるんだけど、そういう点でいくと、今回の調査でも、そういうような設問項目をぜひ作って、やはりさっき言ったように、文京区ではそういう課題がどういうふうに浮き彫りになってくるのかというのをしっかり捉える必要があるだろうというふうに思います。

先ほどの質疑の中では、この部分の設問については、法律の認知度だとか、必要な支援というような話はもう出ていたと思いますけれども、私の今言った2点というのは、必要な支援というところについて、具体的にやっぱりもう少しして、提案しているわけだけれども、設問を作ってほしいと。法律の認知度って…聞く必要が行政としてあるなら、それは聞いていただいていいと思うんだけど、具体的にニーズを明らかにするというのがこういう調査の目的なんだろうから、私たちとしては、そういう点での設問の設定というのをお願いしておきたい、検討をお願いしたいというふうに思うんですけれども、これはいかがですか。

○高山委員長　ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長　いただきました御質問ですね、まず標準モデルのお話がありました。こちらで家庭生活の中で把握する部分が出てくるかと思しますので、こういったところにつきましても、まず福祉部と連携を取りながら、そういったところの情報を踏まえた上で、設問をどのように設計できるのかというのを共有していきたいというふうに考えております。

その設問の困難な問題、実際に必要な部分の支援についてのお尋ねですけれども、こちらにつきましても、実際どこまで踏み込んでその設問に盛り込んでいけるかというところは、まさにこれから議論が始まる場所ですので、そちらにつきましても、福祉部のほうと共有しながら進めていきたいというふうに考えております。

○高山委員長　金子副委員長。

○金子副委員長 では、よくいろんな検討をする方たちの知恵も借りて、検討していただきたいと思うんだけど、私が今そういう問題提起をしたのは、65歳以上の高齢者の場合だと、年金の月額が10万円未満という方たちが54%と。こういうような状況になっていて、それが先ほどの標準モデルの、行政がよくやる標準モデルの世帯から外れる場合の女性ということになると、非常に困難と、経済的にも困難というような形になってくるというのは、もう巷間言われるわけで、そういうところのニーズというのをしっかり拾うということが必要だというふうに思うんですね。

で、こういう調査をやるときには、そこの部分のニーズがしっかり拾われると、抽出されるということが必要だというふうに思います。強くそのことをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○高山委員長 ということで、報告事項1を終了いたします。

そろそろ3時になりますが、請願を2時までに終わらせないと、一般質問は厳しいということは、朝、申し上げていましたけれども、やはり2時過ぎまして、報告事項が、これが終わって、残り5件あってということなんです、テンポよくやっていただかないと、厳しいと。全部で5時間半のうち2時間が請願だったので、かなり皆さん頑張っていたんですが、ちょっと厳しかったかなというような感じなんです、3時になりますので、引き続きやりたいと思いますが、3時半に再開します。よろしくお願いします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時28分 再開

○高山委員長 皆様、おそろいいただきました。ありがとうございます。ちょっと時間より早いです、報告事項の2に入りたいと思います。

それでは、質疑ある方、挙手願います。

田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。

この防犯機器の購入補助事業というのは、私のところにも区民のほうから、前々からぜひやってほしいというお話があって、いよいよ始まるということで、よかったなというふうに思うんですけども、具体的な申請については、シニアの方たちのお問合せが多いのかなというふうに想像するんですが、そういった状況ですとか、あるいはそうであるならば、方法はぜひ簡単にしてほしいということの工夫をしていただいたのかということについて、ある

いは写真もつけてくださいということだったので、そういったことの意図なんかも教えていただきたいですし、そもそもこの事業の効果ということ、ただ防犯機器を取り付けていただくということだけではなくて、しっかり心の対策というか、今、体感治安の悪化というふうに言っているんですけども、要するに、昨今、強盗事件がありました、その後、その方たちが殺人とか、殺されちゃいましたみたいな、そういう事件があって、文京区じゃないんだけど、もしうちの町会内でそういうことがあったらどうしようとかとって不安になっているというのが、やっぱり体感の悪化だというふうに思うわけなんですけど、そういう認識でいいんですね。

そういうことを安心に変えていくということが本事業の大きな目的だというふうにも思うので、この事業を通して、そういった安心を得ていく取組につなげていく、そのことについても触れていただきたいというふうに思います。

その背景にもなっている、文京区の刑法認知件数というのはどうなっているのかということ、もう横山課長が本当に警察官のように詳しくて、教えていただいて、私も勉強して、でもこれ、本当に地域住民に伝えていこうというふうに思って、今、いろいろそういった形でお話ししているんですよ。こういうことは広げていかなきゃいけないというふうに思うんですけども、そういう体感治安が悪化している割に、割にとするとあれなんですけど、非侵入犯とか、自転車泥棒とか、自転車が盗まれるとかということに匹敵するぐらい詐欺に遭っているというようなことが見て取れるので、文京区の人にはだまされ過ぎているということもあるのかもしれない。そういった最近の状況についても、今日は教えていただいて、その対策の強化につなげていきたいというふうに思うわけなんですけども、いかがでしょうか。

○高山委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 幾つか御質問いただきましたので、順番にお答えしたいと思います。

まず、本事業に係るお問合せ状況なんですけれども、毎日、大体平均5件から10件ぐらいお問合せをいただいております。お問合せの内容は、防犯機器、例えば防犯カメラですとか、カメラ付きインターフォンのお問合せが多いんですけど、どういうのが対象になるかとか、どういう書類を取っておけばいいかというようなお問合せをいただいておりますので、その辺については丁寧に対応しているところです。

また、8月から受付が始まりますが、申請については、1回書類を出していただければ済

むようにいたしました。申請書と請求書という形で。あと、領収書とか設置の状況が分かる写真とか、あと口座情報があるので、キャッシュカードの写しとかも出していただくんですけど、その辺も分かりやすく説明して、1回で申請が終わるように説明をしていきたいと思っています。

設置状況が分かる写真を求めているのは、こちらについては、残念ながら、こういう補助率の高い事業を始めると、どうしても転売対策というのも考えなきゃいけないということがありますので、設置前後の写真をつけてくださいということをお願いしているところです。

それとあと、こちらの防犯機器の対策というのは、多分、物理的な防犯対策にはなると思うんですけど、この事業を始めの前から、昨年度から、防犯力向上セミナーのほうで、我々のほうとしては、気持ちの防犯対策というか、心持ちというか、その防犯対策がより重要。機器を設置したら安心してしまうと、そこはもう危なくなってしまうので、その辺については、防犯力向上セミナーなんかでも伝えていきたいというふうに思っております。

あと、件数についてのお尋ねがございましたので、併せて御回答させていただきますが、令和6年度の刑法犯認知件数は1,194件で、23区の中では一番少なかったです。また、今年度についても、5月末時点までの統計で489件ということで、23区の中では一番少ないです。

内訳について、一番多いのが詐欺で908件、自転車盗が95件、今回、防犯機器の対象事業となる空き巣なんかは、2件しか発生しておりませんので、区内ではやっぱり詐欺の被害が非常に多くなっている。普通は、自転車盗とか万引きというのが多くなる区が多いんですけど、詐欺が多いというのは、文京区の特徴かなというふうに思っています。

それで、悪いことをする連中が文京区の名簿を持っていて電話をするわけではなくて、結果的に文京区で被害が発生しているという形になるので、率にすると2割程度、刑法犯認知件数であるということは、もう少し気持ちの防犯対策というのを文京区の中で高めていかないと、件数自体が少ないから安心できるという状況ではないというふうに思っていますので、この物理的な防犯機器の普及啓発と併せて、気持ちの防犯対策というのでも普及啓発していきたいというふうに考えております。

○高山委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 いや、そうなんですけど、その気持ちの防犯対策をすることと、この事業に申し込んでくる人というのは、気持ちの防犯対策ができていたというような面もあるじゃないですか。だから、そういった申し込まない人、いや、うちはもうついているし、大丈夫だという人にどういうふうに、より気持ちの防犯対策をしていただくのかということ、これ

はもう少し言及していただきたいというふうに思います。

あとは、転売ということは、そもそもいけないことだよということなんですけれども、それはまかり通っているというようなこともあって、あるいは、文京区は東京ドームがあったりコンサートがあったり、そういうポテンシャルがあって、そういうことでも詐欺とか転売とかということがどうも影響しているというお話を聞いたので、そのあたりもせっかくなので共有させていただきたいというふうに思います。これで質問は終わります。

○高山委員長 横山課長。

○横山安全対策推進担当課長 セミナーに来ていただいたり、こちらにお問合せをいただく方というのは、多分、そういう意味でも、もう意識は高い認識しておりますので、これだけいろんな形でアナウンスをしても、区内で毎月だまされてしまう方が発生するというのは、いろんな形での、今やっている普及啓発だけでは多分足りていないということは、区役所も各警察署も認識しているので、ありとあらゆる手段を講じて、1件でも減らせるように引き続き努力はしていきたいというふうに思っております。

それで、この防犯機器の転売については、一応、誓約書みたいなのも出させていただきますし、我々のほうで転売サイトなんかもチェックさせていただきたいというふうに思っていますが、そこまで、一応、誓約書を書いていただくので、一応そこで一定の制限はできるかなというふうに思っております。

あと、今年に入ってから、チケット詐欺と思われる、東京ドームで発生している詐欺というのかなり多く計上されるようになってきました。最近はチケットが紙のものではなくて、電子のQRコードで交付されるものが多くて、それをいろいろなサイトで買って、結局、当日ここに来ないと入れるか入れないかも分からないというような状況で、入れないということが分かって、富坂警察署に相談に行くということで、チケットの転売自体は、転売防止法というのがあって違法なんですけれども、買うことについては、罪には問われていないだけで、決して好ましい行為ではないので、チケットは正規ルートで買って、転売のものは買わないようにという告知をしていかないと、文京区民かどうか分からない人たちが、事件におこっているんですけど、カウントだけは文京区でカウントされてしまうので、ちょっとそれは我々としても不本意なので、その辺の対策もこれから行っていきたいというふうに思っております。

（「はい、よろしく申し上げます」と言う人あり）

○高山委員長 石沢委員。

○石沢委員 私からちょっと確認なんですけれども、今回、防犯機器購入補助事業ということでやっていただけるものになっていますが、この製品を買う対象者として、居住実態がある者というふうになっているんですけれども、私なんかこれを見たとき想像したのは、一戸建てが結構主なのかなというふうにも思いまして、例えば文京区だと、マンションにお住まいの方とか、それから賃貸に長くお住まいの方とか、結構いらっしゃるかというふうに思うんですね。そういう方も、こういうものを購入したときに対象になるのかどうか。

それから、例えばマンションとかになりますと、防犯カメラをつけるにしても、多分、共用部分につけるということになるってなると、個人でつけるというふうにはなかなかないんじゃないかなというふうに思いまして、そうなると、管理組合とかが申請するとかそういうことにもなってくるのかなというふうに思うんですけれども、こういった方々、管理組合みたいなものも対象になるのかどうかということもちょっと確認をお願いします。

○高山委員長 横山課長。

○横山安全対策推進担当課長 今回の補助事業については、個人の方の専有部分についての補助になりますので、具体的に、マンションであっても賃貸住宅であっても、補助の対象にはなりません。マンションの場合ですと、個々に住まれている方の専有部分になります。賃貸住宅の場合も、賃貸でお借りになられている専有部分で、マンションの場合については、管理組合で多分リフォームなどを行う際には許可が必要になると思いますので、マンションの管理組合から設置の承諾をいただいているという書類、賃貸については、大家さんからオーケーをもらっているという書類、これは任意の書式になりますけど、その書類を出していただいて、対象とすることはできることになっております。

○高山委員長 では続いて、海津委員。

○海津委員 私のほうからは、賃貸がなかなか難しいということは分かったんですけれども、そのところを、やはり大家さんも含めて、むしろ大家さんのほうから、こういうふうな事業があつてというふうに、入られている方に啓発をしていただくという方法もあるかと思うんですけれども、そのあたりどのように検討されるかということが1点。

それから、区内の特殊詐欺件数ですけど、令和5年が59件で、およそ1億500万円、それで令和6年は74件で3億1,000万円を超えているということなんですけど、今年になって、その辺はどうなのかということと、特殊詐欺に関しては、大体年齢的にはどのような方々というのが、文京区として分析を持たれているようであれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○高山委員長 横山課長。

○横山安全対策推進担当課長 大家さんについての啓発については、お問合せでマンションオーナーの方からお電話をいただいたりしていますので、そちらについては、個々に住まれている、借りている方々に啓発というか、していただければ、対象にはなることとなりますので、その辺については、普及啓発はしていきたいというふうに思っております。

あと、特殊詐欺の被害件数については、5月までで文京区内は件数が48件、被害金額は5億2,900万ということで、昨年の被害額は超えてしまっているような状況です。最近の特徴としては、オレオレ詐欺がまた多くて、あと、1回の被害額が非常に大きい。大きいものですと、今年の2月は1件で1億8,000万というのがありましたので、そういう事案があったりすると、やはり被害金額も多くなっていて、これ文京区だけじゃなくて、東京都内全体の傾向でもありますので、こちらについては、先ほども答弁しましたが、警察と連携して普及啓発をしていきたいというふうに思っております。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ、額も大きくなっているということですから、そこの中の奨励というか、こういうふうなところでもたまたま、御本人というか、個人情報もありますが、許可を得られるものに関する、共有していただければ、よりいいかなと思いますので、その辺は検討していただきたいこと。

あと、マンションとかに、オーナーに言っていただくのはいいと思うんですが、そのときに集団というか、棟ごとで一斉に申込みができるという形とかがあると、より進みやすいかなと思いますので、その辺の申請に関する、また検討を進めていただければと思います。

○高山委員長 横山課長。

○横山安全対策推進担当課長 防犯力向上セミナーのほうで、定期的に行っておるんですが、そのときに各警察署から最近の被害の特徴なんかは、御参加いただいた方には啓発しておりますので、そういった形でこれからも続けていきたいと思っております。

また、申請については、こちら東京都の補助事業を使っていて、基本的には個人単位で申請するという事になっているので、ちょっと都の補助条件を満たすためには、個々人に出していただくしかないというのが現状でございます。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 多分、断熱窓とかあれの改修に関しては、都とかいろいろあるんですけど、たし

か幾つかの複数のマンションの、個体ではなくて、幾つかでやれることができた、記憶する
とですね。なので、ぜひその辺は、より申請者がしやすいようにお願いしたいこと。

それから、そのセミナーに参加された方だけが知るのではなくて、参加されなくても、ど
こかのホームページというか、警察じゃなくて、区の中のホームページを見ると、あ、こう
いうふうなんだなというふうな奨励が見えてくるようなことも御検討いただけますよう、よ
ろしくお願いいたします。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。

やっぱり、昨年後半から闇バイト型強盗事件がよくテレビで報道されたので、私も近所
の方から怖いよというようなお声を聞きました。こういうところで、文京区でも起こるんじ
ゃないかとか、起こっているんじゃないかとかというような、そういう何かすごい不安に思
われる方が多くて、そういった情報が事実と異なるものとか広がったりするといけないので、
やはり犯罪の発生状況とかをタイムリーに発信することって大事だなというふうに思います。

さっきお話、特に安心防災メールやSNS等を活用して、不安を煽らず、冷静な情報提供
を行っていただきたいというふうに思うんですけども、さっきもそんなに侵入等とか多い
わけじゃない、詐欺はすごい多いけどという話をお聞きして、取りあえず命が取られること
は、強盗とかほどでは、そんな多くないのかなみたいなことを言ってしまうと、でもそれは
それでまた油断につながったりして、そういった情報発信のバランスって考えなきゃいけな
いというふうに思うんですけども、こういう点を踏まえて、区として、防犯情報の発信
方法についてどういう工夫をされているのか、伺いたいというふうに思います。

あと、そういったお声を受けて、3月に音羽地域活動センターで防犯講座を開催して
いたんですけども、大塚警察の方から、文京区では、強盗などの、さっきおっしゃった
とおりですね、凶悪事件が少ない一方で、特殊詐欺がすごい多いということ、例えば警察手
帳をスマホで見せる事例があったとか、そういうのを教えていただいて、すごく参考にな
りました。こういう講座は、今後も続けていただきたいというふうに思うんですけども、平
日の昼間の開催とかは、ちょっと参加しにくいという声もあったので、今後は、開催形態
とかオンラインとか休日とか、そういうのも検討していただきたいというふうに思うん
ですけども、どうでしょうかということ。

それから……。

○高山委員長 上田委員、幾つありますか、あと。

○上田委員 あと3つ。

○高山委員長 では、悪いんですけど、質問のところだけぐっとこう——原稿書いてくれているのは分かるんですけど、ちょっとエッセンスだけまとめて、ちょっとちょっちょっと質問してください。

はい、どうぞ。

○上田委員 防犯講座では、侵入に時間がかかれば抑止につながるというふうに言われたので、それはすごくよく分かったんですけども、今回の防犯機器事業の補助事業では、C P製品に限定するというのもあります。でも、その防犯講座では、C P製品は品薄で、C Pでなくても構わないという説明もあったんですけども、今の流通状況とか調達のしやすさというのは把握されているのか、どうしてC P製品に限定したのか、補助の実効性確保のためにどういう運用上の配慮をされているのか、お聞かせください。

それから、この制度は、複数品目の組合せが可能で、上限3万円まで補助が受けられるとか、4月1日以降のレシートであれば申請可能とかというのは、使い勝手のよい制度設計になっているというふうに評価できるんですけども、8月1日からの開始予定で、9月で補正するというふうに聞いています。

で、申請件数は3,800件で、世帯数の約3%を目標にされているというふうに聞いているんですけども、この設定の妥当性や、申請状況に応じた柔軟な予算対応が可能かどうか、今後の運用方針を伺いたいと思います。

あわせて、令和8年度の補助率はまだ未定と伺っておりますので、今後の制度変更の可能性を踏まえると、できる限り令和7年度中の申請・購入を検討していただきたいということも、区民に分かりやすく伝えていく必要があると思うんですけども、その周知方針について伺いたいと思います。

また、こうした補助制度は、機器の導入支援だけではなく、防犯意識や地域のつながりを高める契機にもなると考えます。防犯講座でも、日頃の挨拶や声かけが抑止力になると紹介されていて、すごく共感しました。

文京区は、これまでもいろんな防犯対策をやってきたと、地域防犯に取り組んできたと思うんですけども、今回の補助事業がそうした既存事業と連携して、地域見守り活動や啓発との接続をどう図っていくのか、区の展開方針を伺いたいと思います。

○高山委員長 横山課長。

○横山安全対策推進担当課長 まず最初に、区としての防犯情報の発信の工夫についてですが、

侵入等被害も特殊詐欺もチケット詐欺も、いわゆるトクリュウ、匿名・流動型犯罪グループが起こしていることだというふうに言われています。この集団については、SNSや求人サイトなどを活用して犯罪を実行する集団で、役割分担を細分化して、メンバーをその都度入れ替えるという形で、実態が、非常に明解するのが難しいというふうに言われております。

防犯力向上セミナーについては、先ほども申しあげました認知件数の話というよりは、詐欺が非常に増えているということと、あと、物理的な防犯対策と心の防犯対策、特に心の防犯対策でお金をかけない防犯対策が重要であるということは、この事業が始まる前からずっと啓発しておりますので、こちらについては、本事業と併せて、引き続き啓発をしていきたいというふうに思っております。

あと、それらの講座の開催時期や開催広報の工夫ということで、実は防犯力向上セミナー、昨年、最初に始めたときは、1つの警察署と区で、土日で始めたんですけど、ちょっと普及啓発があまりうまくいかなかったのか、誰もいらっしゃらないときが何回か続いて、それで4つの警察署と区役所でやるということの方式に変えて、一定程度人数が集まるようになった経緯もあります。

ただ、土日でも来ていただけるというニーズがあるということが今回分かりましたので、その辺、開催方法等については、警察署と連携しながら、いろんな方法を検討してまいりたいと思っております。

あと、CP製品についてですが、東京都はCP製品推奨という形にしておりますが、文京区はあえてCP製品に限定をさせていただきました。こちらについては、より防犯性能の高い製品を、補助を行うからには買っていただきたいという趣旨からでございます。品薄になっているという状況もあるかもしれませんが、申請期間が一定期間長く確保できますので、その辺については、販売店の状況なども適宜チェックしながら、申請手続を進めていきたいというふうに思っております。

目標件数について3%というのは、都がもともと示したものが、世帯数の3%が予算額という形で、予算要求していたので、それに倣ったものです。この3%については、先行して防犯機器の補助事業を行っている自治体の実績の平均値というふうに聞いておりますので、まずはこの数字でスタートさせていただいて、申請状況に応じて、それを上回るような場合については、必要な措置を講じていきたいというふうに思っております。

続いて、令和8年度も行う予定ですが、こちらの補助限度額や補助率について、まだ明らかになっておりません。ですが、令和7年度が4分の3で3万円という形で、かなり高額な

補助にはなっていますので、できる限り、今年度御利用いただけるように、制度開始から普及啓発をしていきたいというふうに思っております。

最後に、今後の取組でございますが、ありとあらゆる、防犯パトロールとか自動通話録音器の配布とか、従前からやってきたものから、セミナーなどを通じて最新の事例を伝えるということと、このハードの防犯機器の補助も始まりましたので、こちらを併せて、防犯対策について普及啓発していきたいんですが、やはり最初に申し上げましたとおり、気持ちの防犯対策を忘れてしまうと、油断したところに悪い連中が付け入ってきますので、その辺は引き続き啓発していきたいと思っております。

○高山委員長　ということで、報告事項、もういいですね、第2について終了いたします。

それでは、区民部より1件、お願いいたします。

報告事項3、御説明をお願いします。

木村区民課長。

○木村区民課長　それでは、資料第5号の令和7年国勢調査の実施について、御報告いたします。

本年度は、5年に1回の国勢調査の年でございます。

2の調査の基準日でございますけれども、令和7年10月1日が基準日でございます。

調査対象でございますが、記載のとおりでございます。

次、4の調査事項でございますが、今年度は全部で17項目でございます。前回の令和2年の調査におきましては、世帯に関する事項が15項目ございました。在学・卒業等の教育状況、就業地、また通学地までの交通手段という、この2項目が今回はなくなっております。というのも、先ほど5年ごとの実施というお話をさせていただきましたが、西暦の末尾がゼロの年は本調査、5の年は簡易調査ということで、今回は5の年なので、簡易調査ということで、この2項目が減っているという状況でございます。これは、10年前の2015年のときも同様の調査項目でございました。

次に、5の調査区数でございますが、2,273調査区でございます。ちなみに、前回は2,140調査区でございましたので、133調査区が増えたこととなります。1調査区は、平均70世帯となっております。

続いて、6の組織体制でございますが、記載のとおり、本部の設置はもう済んでございますが、例年どおり、アンケートの調査結果を精査する指導員につきましては、区の職員を例年どおり任命したいと考えております。こちらにつきましては、225人を予定し

でございます。

また、近年の町会調査員、登録調査員の減少及び調査区数の増加による調査員不足によりまして、今回から新たに調査区についても区の職員を任命することとなりました。この任命につきましては、12名を予定してございます。当初の予想は、100人前後を予定しておりましたが、町会関係者の皆様の御協力により、数多くの調査員のほうを推薦いただきましたので、今回はこの形とさせていただきます。

次に、7、主な調査の日程でございますが、調査書類の配布が9月20日から30日、調査回答期間は9月20日から10月8日を予定してございます。

その他の日程につきましては、表のとおりでございます。

次に、8、所要経費でございますが、記載のとおりでございますが、これにつきましては、全額、区の交付金を活用するものでございます。

最後に、9、調査結果公表時期につきましては、記載のとおり、速報集計が令和8年3月、基本集計が令和8年9月、その他の集計が令和9年11月までの予定となっております。

御報告は以上でございます。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑ある方、挙手願います。

では、上田委員。

○上田委員 国勢調査は、統計法に基づく基幹統計として……。

○高山委員長 上田委員、さっき言ったとおり、質問短めに、とんとんといってください。よろしく願います。

○上田委員 はい。

政策立案の基礎となる非常に重要な調査です。でも、現行の調査票では、同性パートナーと共に暮らしていても、世帯主との続柄欄で配偶者を選択した場合、エラーとして処理され、調査結果は反映されません。そのため、同性カップルの実態は、統計上可視化されないままとなっています。今回の令和7年の国勢調査においても、同性カップルの世帯数は集計されないことは知っています。こうした現状について、当事者団体等から、実態が反映されていないとの声が以前から上がっております。

一方で、国勢調査は、これまでも社会の変化に応じて調査項目を柔軟に見直してきた歴史があります。母子世帯とか外国人世帯の実態把握など、制度導入を待たずに入ってきた、そ

ういった経緯もあります。同性カップルについても、全国の自治体でパートナーシップ制度が広がっているなど、社会の側の意識というのが変わりつつある中で、国勢調査において、一切集計しないというのは、現実と統計との乖離があまりにも大きいというふうに言えると思います。

今後、例えば、続柄欄に自由記述を設ける、あるいは補完的な特別調査を実施するなど、制度の整備を待たずに、実態を把握する工夫があったらいいかなというふうに思います。

また、同性婚の法制化をめぐる複数の意見訴訟も係争中ということで、最高裁の判断次第では、法制度の見直しが進む可能性もあります。

そういった司法の判断を尊重するという意味でも、社会の多様な在り方を正確に判断するための基礎統計を整えておくことは大きな意味があると感じます。

そこで、今回の令和7年国勢調査では、同性カップルの世帯数は集計対象とならないのは分かっていたんですけども、区としても、次回以降の調査において、同性パートナーシップの実態が把握されるよう、国に対して改善を求めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

あと、法改正には時間がかかるかもしれませんが、それまでの間にも統計制度の運用や集計方法の工夫によって、社会の多様性を反映する努力が求められていると考えますが、御見解をお聞かせください。

○高山委員長 木村課長。

○木村区民課長 今、委員のほうからお話があったとおり、今回の調査の中では、同性パートナーシップの調査項目というのは入ってないんです。というのも、統計委員会の前段の有識者会議というところがあって、そこで国の考えとして、同性婚や同性パートナーに関する国の法制度が整備されていない我が国の現状においては、国勢調査でこれらの調査項目を設けることは時期尚早と考えているということで、今回は入っていないということでした。

先ほど委員もおっしゃったとおり、裁判等の今後の法整備の関係が通れば、ここの項目も当然調査の項目になってくると思いますので、我々といたしましても、そういった国の動向を注視し、次回そういうことになったときにすぐ体制が整えられるように、日頃からの準備はしていきたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 松平委員。

○松平委員 すみません、ありがとうございます。

手短に、ちょっと確認させていただきます。

先ほど木村課長のほうから、調査区が前回5年前と比べると、133調査区増えているという話もありました。当然、調査区が増えてくるとなると、調査員の方をより一層集めなければいけないけれども、調査員不足が現状課題だというお話もありました。その中で、職員さんを12名今回から入れるという話だったと思うんですけど、全体として、その調査員、基本的には町会・自治会の方々をお願いをするというスタンスは、これまでと変わらずだと思うんですけども、大体何人ぐらい集まっていて、今回、人数の内訳はどうなっているのかということと、やはり調査員不足、集めることに関しては、今回もいろいろやはり課題が見えてきたのかどうかというのを伺いしたいと思います。

○高山委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 今回、大体この調査員につきましては、1,000人から1,100人を我々としては予定しているところでございます。その中で、前回、町会のほうの関係の調査員のほうは、800人出していただきました。今回は、それよりももうちょっと少なくなるだろうという想定もして、区の職員の対応も考えたところでございましたけれども、今回、町会の皆さん、いろんなところに声をかけていただいて、前回ほどではございませんが、今回750人ぐらいを推薦していただいている状況でございます。

また、登録調査員といいまして、あらかじめ区に登録している調査員がいます。これは、区のホームページ等で随時募集しているんですけども、その現在の登録している方が224名いらっしゃいますので、そういった方。

また、マンション組合とかそういったところの調査員も、マンションの管理人ですとかそういった方々も調査員として登録をしておりますので、そういった方々が約100人弱いらっしゃいますので、そういった方々で今回、何とか調査ができる状況かなというふうには認識しているところでございます。

今後につきましては、そういった、やはり調査員不足というところもありますので、ここは、町会の、我々支援している区民課といたしましても、若者の町会の参加を促していきながら、そういった人材の確保というのはしていきたいというふうに考えています。

○高山委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。今回、本当に今、課長からも、何とか集めることができたという御答弁をいただきましたけれども、前回、800人から比べると、若干少ない750人ということではありますが、今回、町会の方、本当に御協力いただいて、調査員を集めていただ

いたということが分かりました。

ただ、町会の活動自体、今、維持存続もかなりたくさん課題がありますし、高齢化の問題であったり、新規加入者が少ないという課題がありますので、今後、5年後、10年後、国勢調査をやっていくに当たって、今までは、町会の方だと顔見知りの方も多いですし、町会の方とかに頼るといところから、今後も国勢調査しっかりやっていくと考えると、やっぱりもう少し新たな仕組みも考えていく必要があるのかなというふうには思います。そのあたり、例えばですけど、子育てが一段落した主婦層の方とか、シニア世代の方であったりとか、地域のNPOだったり、大学の地域連携であったりとか、いろんな担い手というのは町会以外にもいるかと思うんですけども、そのあたり、次の課題といいますか、次に向けての課題、どういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

○高山委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 やはり今までの町会一辺倒のところは、今後、なかなか難しいところもありますので、そういった視点も持ちながら、次の担い手というのを様々な形で今後考えていきたいというふうに考えています。その中に、今回のような職員の導入というのも、ここは、今回そういった形も取らせていただきますけれども、そういった地域の方々の新たな担い手も引き続き、我々のほうとしては確保していきたいというふうに考えています。

○高山委員長 ありがとうございます。

以上で、報告事項3を終了いたします。

続いて、アカデミー推進部より3件です。

初めに、報告事項4の御説明をお願いします。

吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 それでは、資料第6号によりまして、文京区アカデミー推進計画に関する実態調査の実施について、報告させていただきます。

まず、目的ですけれども、令和8年度に次期計画を策定するに当たり、アカデミー推進計画で掲げてございます5分野に関する区民の意識等を把握するため、実態調査を行うものでございます。

次に、2の調査対象者及び調査方法でございますが、まず1つ目としては、区民向け調査、こちらは18歳以上の2,000人程度を無作為抽出して行います。

2つ目の若者向け調査につきましては、小学生から大学生にかけて、若者向けの調査を行う予定でございます。こちらにつきましては、今回の調査から初めての試みでござ

います。

3点目が、事業参加者向け調査で、事業の参加者に対し、アンケート等により回収して実施するものでございます。

次に、調査項目でございますが、2ページ、3ページに前回の調査項目を掲げてございますが、これらを基に、アカデミー推進本部及び協議会で検討し、設定するものでございます。

次に、4番の調査時期でございますが、本年9月から11月を予定してございます。

5のスケジュールについては、表記のとおりでございます。

報告は以上です。

○高山委員長 ありがとうございます。

続いて、報告事項5の御説明をお願いします。

阿部観光・都市交流担当課長。

○阿部観光・都市交流担当課長 引き続き、資料第7号、フランス共和国パリ市5区との交流について、御報告申し上げます。

1の概要です。

同区とは、令和元年頃から交流についての検討を行ってまいりました。パリ市5区は、パリ市内全20区の中でも著名なソルボンヌ大学やパリ植物園といった施設が存在し、学生街であるとともに、緑豊かな文教のまちという点で、文京区と共通点の多い海外都市であるというふうと考えてございます。

このたび、先方とのやり取りや交流事業等を重ねまして、協議の結果、今後、主に文化や観光事業での協力を促進するために、まず友好交流に係る覚書を締結いたします。

なお、覚書の締結は、オンライン形式で実施をする予定でございます。

2の覚書の内容は、2ページ目の別紙のとおりでございます。

3の協定締結式につきましては、日時につきましては令和7年7月7日に実施をする予定でございます。

その他につきましては、記載のとおりです。

報告は以上でございます。

○高山委員長 ありがとうございます。

続いて、報告事項6の御説明をお願いします。

矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 それでは、資料第8号の説明をさせていただきます。

日中友好交流都市中学生卓球交歓大会への参加についてです。

1の大会の開催趣旨についてでございます。

日中両国の中学生による卓球交歓大会を通じて、両国地域間の友好関係とスポーツ会の相互交流の発展を促進し、青少年の友好交流の輪を広げていくことを目的として開催されるものです。

2の大会主催団体、3の開催場所、4の大会日程につきましては、記載のとおりでございます。

5、参加チーム及び競技方式でございます。

日中両国の友好都市等の関係にある全国の自治体が参加するものです。こちら、日本全国で約380程度の自治体がございます。

また、日中友好交流都市同士でチームを編成し、文京区については、北京市の通州区と共に参加するような形になります。これは、日本対中国というわけではなくて、それぞれの友好都市を締結している自治体同士がチームを組んで、また別の自治体と対戦するというような内容になっております。

文京区側は、選手2名、同行役員として、区職員2名と、文京区卓球連盟から2名、御協力で派遣いただいて、都合6名で参加する予定になっております。

参加選手につきましては、文京区在住または在学の中学生で、大会参加日時時点で満16歳未満の者2人、男女各1人ずつというふうになっております。

報告は以上です。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項4につきまして、御質疑ある方、挙手願います。

では、上田委員、どうぞ。

○上田委員 ありがとうございます。

さっき御説明の中でちょっと分かった部分もあるので、省きながら聞きます。

アカデミー推進計画の調査の実施方法について、この2のところですね、若者調査の部分については、先ほど小学生から大学生というふうに話がありました。こちらは、学校、大学等を通じて実施するのではなく、直接されるのかということとか、あと、保護者の同意等はどのようなふうに取り扱われる予定なのかということも確認したいと思います。

それから、区民調査ですけれども、前回、20歳以上で区民調査を行っていたかと思うんで

すけれども、18歳に引き下げられております。こちらのほう、その理由とその期待される効果とか課題について、どういうことを考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

あと、若年層へのアプローチを考えた場合のICTの活用については、どのような工夫がされているのかということ。

それから、先般実施された区の若者調査との重複とか補完関係について、活用可能な項目があるか、逆に今回のアカデミー調査で新たに拾うべき視点は何か整理されているか、伺います。

それから、若者調査の際に、文化芸術・スポーツに関する設問をあらかじめ組み込んでおけば、今回のアカデミー調査と併せて分析できたのではないかと思います。その点、計画間の連携が図られていたのかどうか、振り返りも含めて、お聞かせください。

それから次に、調査項目についてですけれども、施策検討に関する確認ですけれども、今回のアカデミー推進計画の見直し、改定しますけれども、調査項目は、アカデミー推進本部及び協議会で検討して設定というふうに聞いています。前回の計画策定時には、議会から多くの指摘があったのは御存じのことと思います。例えば、調査結果と施策の結びつきが不明瞭だとか、基本理念や用語の使い方に一貫性がなかったとか、評価指標の位置付けが曖昧だったとか、そうした課題を踏まえると、今回は調査の設計から丁寧に行っていただけるものと期待していたんですけれども、今回も前回と同じコンサルが起用されるとのことで、正直、その点は懸念を抱いているところです。

計画の根幹に関わる調査をコンサル任せにするのではなく、区として責任ある体制で設計・検証していただきたいというふうに思います。

特にお願いしたいのは、課長さんはよく御存じだと思いますけれども、住宅マスタープランのときには、協議会内に小委員会を設けて、学識経験者の方で小委員会を設けて、計画全体を見据えた調査設計というのを行ってたというふうに思います。その際には——白書のときもね。現場を御存じの際には、アカデミー推進協議会の先生方って実務家の方が多いですけれども、加えて、政策評価とか社会調査の理論に詳しい、アカデミックな立場の研究者の方々にも御助言をいただくと、より多角的で、質の高い設計になるのではないかとこのように考えております。

専門分野のバランスに配慮してほしいと思うんですけれども、垣内先生が入られてかなりよくなったというふうに思うんですけれども、10月のときのほうが学識経験者がちょっと多かったんじゃないかというふうに思うので、より手厚くお願いしたいというふうに思います。

また、直近に実施された若者調査においては、設計段階で学識経験者が関与してなくて、統計的根拠のない全数調査とか、自由記述の過度な依存、自由記述で質的調査を兼ねてしまおうとか、ちょっとよく分からないですけど。

それから、設計と分析の両面に課題があったかなというふうに思います。結果として、自由記述の分析に半年以上かかるとかというふうな、そういう運用になっているというのは、計画立案の資料としては、やや心もとないなというふうに思った部分もあるので、このアカデミー調査においては、前回と同じ調査を行って、事業内容を後から計画に書けばいいというふうな進め方ではなくて、計画を見据えた調査設計を行うことは当然の前提で、そのプロセスが重要だというふうに思います。

こういった点を踏まえて、今回の調査における検討体制や設計の考え方について、区としてどう考えているのかということ伺いたと思います。

それから、計画の見せ方の工夫についても伺いたと思います。

アカデミー推進計画は、多様な分野を横断する計画なので、何を指す計画なのか、区民に分かりやすく伝える工夫がすごく重要だというふうに思います。最近つくられた計画だと、例えば地球温暖化対策地域推進計画だと、表紙に未来像をビジュアルで示しているんですね、計画の方向性を直感的に伝えています。それから、住マスの場合は、10年後も目指す姿というのをビジュアルで書いていますよね、よく御存じだと思うんですけども。こういう理解しやすい構成になっていて、アカデミー推進計画においても、インフォグラフィックの活用とか、多言語対応を含めた視覚的・言語的配慮など、若者や外国人を含めた幅広い区民に届く見せ方の工夫が求められていると思います。

施策の中身と併せて、どのように見せるかという視点を計画策定段階から、調査の設計段階から意識して取り組んでいただきたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。

それから、計画の評価及び進行管理も視野に入れた設問設計についてもお聞きしたいというふうに思います。

アカデミー推進計画の策定に当たっては、施策を合理的かつ戦略的に進行させるために、文化庁が推奨するロジックモデルの活用を提案したいというふうに思います。総務区民委員会で視察した福島県立博物館では、各事業がロジックモデルに基づいて、整理、設計されていて、事業の目的や効果、地域文化への貢献が非常に明解でした。こういった枠組みを取り入れることで、計画全体の見通しや、各事業が区民の文化的充実にどう寄与するかといった観点がより分かりやすく示せるのではないかと思います。

また、アカデミー推進協議会には、文化政策評価の専門家もいらっしゃいますので、専門的知見を生かして、評価の視点を取り入れた設問設計や調査設計にぜひ御協力いただきたいと思いますが、ロジックモデルを活用して、アウトカムが見える形で示す計画として整理されることを期待しますが、こうした考え方を取り入れるお考えはあるか、伺いたいと思います。

それから、各分野について、入ってまいりたいというふうに思います。

次に、生涯学習について。

生涯学習については、当然、社会教育ですから、教育部門との連携というのが重要になってくるかなというふうに思います。アカデミー施設と学校図書館との連携について、伺いたいというふうに思います。

アカデミー推進計画、例えば子ども読書推進計画、今、つくっていると思うんですけども、いろんな教育の端末とか電子書籍の充実とか、そういったことを今、行っているところなんですけれども、検討されているそうなんですけれども、こうした動きとアカデミー施設や講座事業との整合性をどのように図っていかれるおつもりなのか。

それから、図書館……。

○高山委員長 上田委員、結構まだ、メモを見たらありそうじゃないですか。悪いんだけど、もうちょっと短くして、質問項目を別になくさなくてもいいから、質問だけぽんぽんって、できたらしてくれないでしょうか。

○上田委員 はい、分かりました。

では、図書館のバリアフリー化も進んでいくので、そういった生涯学習の拠点としての図書館との連携をどうしていくのかということ。

それから、アカデミアということもお聞きしたいと思います。また、そのほか、アカデミー各施設、森鷗外記念館とかふるさと歴史館等との連携、ミュージネットとの連携をどのようにしていくおつもりで、どのような設計をされるのか伺いたいというふうに思います。

それから、スポーツについては、学校開放の問題ですよね、やはり学校開放の問題について、先日の文教委員会でも千駄木小学校、文林中学校、幼稚園の建替え計画におけるプールの両論併記についてのお話が出ていましたけれども、様々な、地域開放しなきゃいけないというふうに、既にアカデミー推進計画に書いているところがなかなか進まない部分について、どういうふうに進めていくのかということが、考えて、工夫して質問を作っていただきたいというふうに思います。

それから、文教委員会でも、これも報告されていましたが、部活動の地域展開についても、今、教育委員会のほうは、運動部のほうから展開というふうに言っていますけれども、公益財団法人文京アカデミーのほうで既にシエナとの連携でアウトリーチ事業を行って、吹奏楽部との連携とかも行っていますので、そういった地域展開とアカデミー推進計画をつなげるという、そういう調査項目も入れてはどうかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それから、文化芸術に関しては、厚生委員会のほうで障害者・児計画のほうで、障害者アートとか、それからインクルーシブスポーツについても、これから考えていきたい、入れていきたいというようなお話がありました。今回のアカデミー推進計画においても、既に品田委員のほうから、様々なユニバーサルスポーツとか、それから障害者アートなどについても、入れていきたいみたいな話を答弁されているんですけども、そういった部分について、どういう設問を考えていらっしゃるのかということ。

それから、厚生委員会でこれもありましたけれども、公益財団法人文京アカデミーのほうで、引き籠もりや子ども宅食の利用者をコンサートに招待する事業など、様々な事業を行っているんですね。そういう地域のいろんな文化芸術が届きにくかった方たちを巻き込んでいくような、そういう設問設計をどのように作っていくのか、お聞かせください。

それから、文化財活用について、お聞きしたいと思います。

文化財活用については、これまでも設問がありましたが、より踏み込んだ設問設計が必要かなというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

それから、観光ボランティアについても、指定管理者との連携が取りにくいとか、いろんな分野に前回の調査ではまたがっていて、文化芸術とか観光・国際交流、学習とか、そういう、ちょっとどこに入っているのか分からないとか、所在が分からないとか、いろんな何かボランティアに関する課題というのが、この計画期間中もいろいろ起こってきたかというふうに思います。そういったボランティアとの連動性を意識した設問設計というのが今後必要ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○高山委員長 吉本課長。

○吉本アカデミー推進課長 幾つかいただきました質問にお答えします。

最初の調査対象のところで、小中学生から大学生のところの話ですけれども、小中学生については、教育委員会と協力しながらというところと、例えば大学生につきましては、アカデミー推進課のほうで、大学連携事業等ございますので、その辺で情報共有しながら、アン

ケート等を答えていただくと考えてございます。

あと、2点目の18歳以上と20歳以上のところですけど、成人年齢というところがやはり18歳以上になったというところで考慮しているところでございます。

3点目の区の若者調査のところの連携ですけれども、実際、若者調査の段階では、この辺の連携が実際できていなかったというところもございまして、その調査回答の結果については、また共有しながら、何かにかかしていきたいとは考えてございます。

今後の調査項目について幾つかいただきました。まず、調査項目を決める段階でということの、コンサルに任せるんじゃないで、いろいろ聞いてということ、もちろん区の事業ですので、区が積極的に主導してやっていくのは、これまでどおりやってございますので、今後もやっていきたいと考えてございます。

調査項目について、いろんな方々の意見というところですけども、現状、推進協議会に入っている学識経験者の方々にもいろいろ意見を聞いてございますが、そのほか、本日議会でいただいた意見も含めて、協議会等でお話ししながら考えていくものかなと考えてございます。

あと、専門家のお話であるとか若者調査の設計・分析のお話でしたが、この辺については、私のほうから答弁するものではないのかなと考えてございます。

将来的な計画に向けての調査というところですけども、あと計画の見せ方というところにつきましても、例に出していただきました住宅マスタープラン等の経験を生かしながら、皆様に見ていただいて、分かりやすい計画にしていきたいとは考えてございます。

その中でも進行管理については、いろんなところの、これまでも定量的・定性的な分析をしながら進行管理をしているところでございますが、コロナを挟みながら、いろんなツールも増えてきてございますので、いろんな分析の仕方があると思いますから、それも含めて、今後、計画に当たるまでに検討していくものと考えてございます。

次に、生涯学習のところの図書館との連携のところでございますけれども、図書館のほうも実は協議会のほうに参加していただいておりますし、その中で意見を交わしながら連携をするとともに、今回の計画の中でどういう形でできるかというのを含めて、今回の調査項目については検討していきたいと考えてございます。

ミューズネットの連携と、あとスポーツの学校開放であるとか、アウトリーチ事業、そのほかいろいろいただきましたところについて、これから調査項目については、方、検討していきますので、いろんな情報共有をしながら、現状は、調査項目については、担当所管のほ

うに1回投げて、どういうところが要るかというので検討しているところですので、その辺が決まって、また検討していきたいと考えてございます。

一つありました文化のところの障害者アートのところですがけれども、障害者アートにつきましては、今年度、重点として、障害者の文化芸術活動推進事業は掲げてございます。区としても、前回の調査項目では、障害者スポーツはありましたけど、障害者芸術の部分がなかったもので、今回はぜひ入れていきたいなと考えてございます。

そのほかの財団のほうで行ってございますアウトリーチ事業のところ、文化に触れ合うであるとか、そのほかのところにつきましては、今後も検討していく課題でありますし、ますます推進していくべき課題だとは考えてございますので、その辺も計画に踏まえて、今回の調査項目にどうやって生かしていけるか、今後検討してまいります。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。

1点だけちょっと答弁がなかったのが、ロジックモデルの活用です。文化庁の示しているロジックモデル、使って、当てはめていくと、結構きれいになるし、現行のアカデミー推進計画の欠点である、何か、論理立ってないみたいな、そういう欠点がある程度解消されるんじゃないかなというふうに思いますので、こちらのほうは、それこそ区が主導という言い方をされていましたがけれども、区だとか、学識経験者にしっかりお聞きして、お願いする部分はお願ひしたりして、知見をいただいて、つくっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○高山委員長 ということで、金子副委員長。

○金子副委員長 2点だけ。1つは、若者向け調査のところ、高校生が抜けているのは、何かつながりがないからというふうに事前にちょっとお聞きしたんですけど、b-labね、中高生の居場所で利用がいっぱいあって、この前、成果の発表会みたいなのがありましたけれども、そういうがあるので、やっぱり高校生世代にもちゃんと聞いたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですね。それで、今、聞く方法については、QRコードか何かのカード等少し説明をすれば、たくさん知らせることはできると思うので、そのところもちょっと対応を私はお願ひしたいと思うのが1点。

それから、分野別のところでいくと、観光のところ、本会議の一般質問でもちょっと聞きましたけど、今、区内に、要するに法改正の影響なんだけど、人のいない、フロントのないホテル、あと民泊は従来から届出制となっていますけど、これのいわゆる出店攻勢みたい

な形になっていて、私たちだけじゃなくて、いろんな声が寄せられていると。要するに、住環境との兼ね合いで心配だという声です、一言で言うと。

それで、これはやっぱり今の区民の皆さんの実態の声なので、観光というのは、やっぱり来ていただいて、見てよし、訪ねてよし、あれにたしか、住んでよしというのはありましたよね、観光庁か何かのスローガンだけ。そういうことになる、やっぱり本会議で提起したような課題というのは、今の法的な枠組みの中での収めていくというふうにとどまらない努力も、保健衛生部のやっていますという答弁いただいているので、それは分かるんだけど、これ実態調査なので、そこに関わる区民の方たちの要望や要求というのもちろんと聞いたかどうかと思うんです。その点、2点、いかがですか。

○高山委員長 吉本課長。

○吉本アカデミー推進課長 1点目の若者調査の高校生の部分については、そういう御意見もありましたけど、今、どういう形でできるかというのは検討しているところでございます。

2点目の民泊に対しての御意見、観光部門でということですがけれども、聞き方はいろいろあるかと思えますけれども、どういう形で聞けるか、聞けるかどうかということも含めて考えていきたいと思えます。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、お願いします。

2点目の宿泊施設のことについては、質問項目を作るときに、いろんな先生方とも検討されるのかな、そういうことなのかな。だから、そういう声が出ているというのをよく伝えて、それで利害対立じゃなくて、どうしたら折り合いをつけて、いい形になるのかと。文京のまちや住宅街が続くようなところが大半だから、そういうところでそういうものをどうしたら資源を生かせるのかというようなことについては、様々に知恵ある方もいらっしゃるでしょうから、そういう形で実態をつかむのと、方向性を考えていただきたいというふうに思っております。お願いします。

○高山委員長 ということで、以上で報告事項4を終了いたします。

続いて、報告事項5について、質疑をお願いいたします。

田中としかね委員。

○田中（としかね）委員 30分しゃべるわけにはいかないのですね。これ文京区らしい関係の構築の仕方なんだなと思うんですよ。大使館関係者との交流をきっかけに、歴史的にも文化的にも共通点を見いだされてきて、これがつながってきて、あれもつながるねという形でどん

どん話が進んできたというね、阿部課長がその共通点も幾つか言ってくれましたので、まだあるってやりたいんだけど、それはもうやめます。

で、これちょっと他区の例を考えてみてほしいんですね。文京区はそうやって関係構築を丁寧にいしましょうかね、共通点いいね、いいねを、いいねを積み重ねてやってきたわけなんですけど、最近、パリ15区と友好都市協定を結んだのは、港区さんなんですけど、これパリ15区からの強力なアプローチがあって、武井区長のとときに、拒む理由がないねという、そういうことで協定締結に結びついたわけなんです。

15区って何があるって、皆さんイメージが湧かないでしょう。パリの風景に関するものって何もないのよ。静かな住宅地。だから、東京タワーがあって、六本木ヒルズがあるという、あの港区さんと全然似ているところがない。共通点という話はさっき出しましたが、似ているところないんですね。何があるかという、住宅地、本当の意味で高級住宅地ってパリ16区ですからね。そういった意味では、15区って何なんだとなるんですけど、ただ、パリの日本文化会館という最大級の日本文化の発信拠点があるぐらいなんです。比較的日本人が多く住んでいる。だから、港区さんが15区にアプローチしたんじゃないんですね、これ。まず、これが1つ。

また、既に昭和60年に文化交流協定を結んだのがパリの6区と渋谷区さんなんです。もう1985年という時代ですので、何をか言わんやですが、この渋谷区に住んでいたフランス人が、サン・ジェルマン・デ・プレというところがあるんですけどね、5区に、おしゃれなところ。それが原宿の表参道と雰囲気が似ているねという思いつきから、この話が進んでいったというやつね。これは渋谷区からのアプローチで結ばれた。40年前ですよ。そうすると、40年たって、では今、何やっているかという、渋谷区の議長に聞いても知らないって言いますからね。そういう状況になっちゃっている。

40年たって、ちゃんとこの関係構築を続けている、カイザーと続けている文京区というのはやっぱりすばらしいんですね。責任を持って続けるという、文京区らしさというのがやっぱりあるわけなんです。

渋谷区なんか、だからそれ、結んだはいいけど、何をやったかという、松濤美術館あたりでちょっと美術展をやったりしてね、イベントをやるわけです、あの時代ですから。その後が続かないというので、松濤美術館の周りって、それこそ文化村のあそこですからね、文化村、今、建て替えて、また新しくなろうとしているんだけど、文化村の人たちはこう言います。もったいない。だから、何かしてくれないかという話になっています。

事ほどさように、だから、港区さんは向こうから言われた、渋谷区さんはこっちから言っ
てアプローチで、その後ほったらかしと、こういう関係じゃ駄目なのね。文京区らしく見つ
けて、見つけて、どんどん進めていったという形で、これでようやく23区の中で3つ目のパ
リ市との、いわゆる文化交流協定みたいな形で実現したわけですね。3つできました。

実は、3つにとどまらないんですね。ほかに何かあるかという、これも紹介したいんだ
けど、墨田区さんが何を狙っているかという、パリ7区と関係したいんだって。墨田区、
墨田区タワーがあるじゃないですか、スカイツリーね。あれがエッフェル塔に似ているって、
ちょっと強引なので、7区からは、ちょっとどうかなって、そんなにうれしがられてないら
しい。墨田区さんは、葛飾北斎を持っているので、強力にアプローチしているんだけど、北
斎どうですかと言っても、ちょっとねという感じなの。

新宿は新宿であるんですけど、新宿ってデパート街があるので、だからパリの9区のデパ
ート街とそういう関係を、これは狙っている、狙っているよりも、吉住がやりたくないとい
うんだけど、それはある。

もう一個は豊島区、豊島区ってあだなは池袋モンパルナスというのがあるんですよ。モン
パルナスというのはパリの14区にあって、モンパルナスタワーというのがやっぱりパリの中
で唯一の高層ビルなんですけれども、そこはサンシャインにそっくりで、そのモンパルナス
で関係を。

事ほどさように、3区で既に結ばれる。ほかにも他区に結ばれるよ、狙っているところ
があるという状況が進んできている中で、そういった情報交流といいましょうかね、文京区は
進めていけばいいんですけれども、他区の状況みたいなことを把握して、協力しよう。せ
っかくだから協力して何か進めようみたいなことは、話は出ていますか。

○高山委員長 阿部課長。

○阿部観光・都市交流担当課長 ありがとうございます。文京区以外にも複数の区が、パリ
中の区と交流をしている。また、港区につきましては、最近ですね、令和7年3月に友好都
市提携をしておるといところで、どういう交流を行っているかというようなところにつ
いては、我々も情報共有をしているところでございます。

文京区がこれからどういう交流を行っていくかというのは、まさにこれから先方と協議、
調整を重ねながら決めていくわけでございますけれども、その過程におきまして、近隣区等
と連携して何かできないかということは、研究をしていきたいというふうに考えてござい
ます。

○高山委員長 田中としかね委員。

○田中（としかね）委員 これ他区との連携をなぜ言うかといいますと、そもそもパリ市という自治体が東京都と姉妹都市関係にあるわけなんです。この大使館、すなわち外交絡みで関係が構築されてきたということもあって、今回の調印式といいましょうか、締結式には大使館関係者、職員が参加するという事になっているわけですが、ここに東京都とパリ市を加えていくという方向ね、まあ、今は無理よ、進めていきたいなと思うんですね。

何でかという、こうした自治体の、例えば派手な、パリだというだけで派手と思われるじゃないですか、派手に見えるだけなんですけど、そういう交流については、区民の税金の使い道としてどうなのかなんていうことが、やっぱり言われたりするわけですよ。区民税は区民の生活に使えと。私もそう思うわけなんです。真水の区民税を削り取ってまで、国際交流に注力しろなんてことは言いません。

区民が納めている税金は、区民税だけじゃないんですね。所得税だって納めていますし、固定資産税だって納めているわけなんです。東京都に固定資産税を持っていかれて、そのまま区民に戻ってこないなんてことのないように、だからこそ都市計画を立てて、還元させるというスキームがあるわけですよ。同じことをね、だから国に取られた所得税だって、文京区に引っ張ってくるということを考えたいのね。国に出させる方策は何かないかなと考えるべきなんです、こういう国際——外交なんですから、事は。

そこで、国際交流ですよ。東京都を巻き込めという話をしましたけれども、狙うべきは、東京都の政策企画局外務部です。え、国に出させると言ったじゃんと思うかもしれませんが、外務部に外務長として出向してきているのが、外務省の大臣官房にいる官僚なんです。このことの接点が欲しい、ぜひね。そういうのをちょっと考えたことあるか。

○高山委員長 阿部課長。

○阿部観光・都市交流担当課長 今回の締結に至るまでには、様々な団体と協力をいただいて、御意見をいただいて、進めてきたところがございます。先ほど委員からもお話がありました大使館ですとか、そういったところとももう何度も意見交換をして進めてきたところがございます。その過程においては、東京都ですとか、また国の機関ですね、自治体国際化協会などとも連携しながら、今回まで進めてきたところがございます。

今後、まだ具体の交流内容が決定をしてきていないところがございますけれども、先方と協議をしていって、内容が見えてきた段階で、生かせる、国の制度ですとか、都の制度ですとか、そういったものがありましたら、どんどんと活用していきたいというふうに思います。

○高山委員長 田中としかね委員。

○田中（としかね）委員 行きますよ、私は。東京都にも行きますしね。で、1点だけ情報提供という話なんですけど、これ、ちょうど今年度なんですけど、たまたまなんでしょうかね、東京大学の文学部とパリの5区にあるソルボンヌ大学の文学部が学生交流の覚書、MOUを結ぶんですね。結ぶことが決まっているので、この秋には、ソルボンヌの学生3人が文京区に入ってきて、文京区で暮らして、勉強するということがもう決まっているんですね。恐らくは、多分目白台のインターナショナル・ビレッジに来るでしょう。文京区に住むことになるんですね。

そうした人たちをどうするかというのは、東京大学としては、最近パリのほうから東大に来たいと、東京に、日本に来たいという学生は殺到するそうです。逆に、東大からパリに行きたいというやつは、ちょっとねみたいな、残念な形なんですけどね。

では、東大のほうから要請とまでは言わないけど、協力してほしいなというのは、そのパリの学生たちが来たときに、興味あるのは、本当、リアルな日本なんだって、日本の文学だったり、漫画だったりもそうなんでしょうけれども、日本史を勉強したいとか、日本の美学を、美術史を勉強したいとかって、そういう本物が来るのね。そうすると、日本の生活文化も知りたいというので、地域と関わりたいという要望が来ているのよ、既にね。お祭りに参加したいレベルね。そういうのをどうやったら、窓口ありますかと。東京大学は持ってないから、そこはだから、文京区がサポートできることはあると思いますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○高山委員長 阿部課長。

○阿部観光・都市交流担当課長 今、委員から教示いただきました東京大学の文学部とソルボンヌ大学の文学等で、学部間の連携の協定、覚書を締結予定であるということは、東京大学のほうからも伺っております。

その過程にあって、お互いの学生の派遣というものも決定したということで、今年の秋から、委員がおっしゃられたように、双方で交換をしていく、交流をしていくというふうに伺っております。

実際に、ソルボンヌ大学から東京大学にいらっしゃる学生さんがどこに住まわれるかというのは、ちょっとまだ分からないところではありますけれども、我々も、目白台のインターナショナル・ビレッジとは関係もございますので、何か文京区の国際交流の推進、区民の国

際の理解に促進につなげられるような取り入れ方、取組方があるようであれば、何かしら研究ができればなというふうに思います。

○高山委員長 ほかに質疑のある方。

では、海津委員。

○海津委員 私のほうからは、今回、パリで協定を結ぶということで、5国目だと思うんですね。ドイツ、韓国、中国、トルコ、そして今回パリということになると思うんですけど、令和2年に行われたアカデミー推進計画の実態調査のところで明らかになっているのは、友好都市として結んでいるのを、もう30年以上になるカイザースラウテルンに関して、73.1%は知らないと言っているんですよ。それであと、イスタンブールに対して、トルコですね、これに対しては93.9%の方が知らないと言っている中で、今回も含めて、今後、国際交流というのをどういうふうに進めていこうかと。いや、議会の中は、存じ上げています。有効的に進めているかもしれない。でも、ほとんどの人たちがこれに対して何の意味があるのか、どういうふうなことなのかということがきっと分からない人のほうが多いと思うんですよ。例えば、カイザースラウテルンと結びところの高校生との交流にしても、もう本当に、ある意味、文京区の高中生にあっても、富裕層と言われるお宅のところと相手方が行き来しているだけじゃないかという形だというふうに私には見えます。

中で、今後、パリとの協定のところ、本当に区民にとって還元するというものをどういうことを考えていっているのか、教えてください。

○高山委員長 観光・都市交流担当課長。

○阿部観光・都市交流担当課長 まずは、アカデミー推進計画、現計画における前回調査時の認知度につきましては、知らない方のほうが非常に多かったというところは真摯に受け止めないといけないというふうに思っています。

認知度向上に向けた取組につきましては、引き続き各種事業、文化、講座等を実施していくことで、やはり地道に認知度を上げていく、少しずつ積み重ねていくしかないのかなというふうに思っています。

また、今後、国際交流をどう進めていくか、何のためにやっていくのかというところがございますけれども、国際交流を推進することによって、区民が多様な価値観を学べて、視野に広げたりだとか、また、自分が住んでいる地域や国について改めて見直すような機会につながる事ができれば、生活や心の豊かさのようなものにつなげていけるのではないかなというふうに思っていますので、様々な環境の方が、様々な形で国際理解推進の事業等に

御参加いただけるように工夫をしていきたいと思いをします。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 今のお話からすると、区民の方々に、多様な価値観を育成していくという方向性でいいということなのかなというふうに思いますが、であれば、やはりそのところをもう少し打ち出していただきながら、国際交流ってわざわざ——わざわざじゃないですよ、行くのは全然いいんですが、パリとかそこに行かなくても、まずこの文京区の中に多様な方々がいらっしゃると思います。外国にルーツを持つ方がいらっしゃると思いますので、まずその方々が安心して文京区に住めるように、また、地域と交流ができるようにということを地道につくり上げていっていただきたいということが1つ。

それから、国際交流が進んでいる、イスタンブールとかいろんなどの認知の向上を図るということではなくて、国際交流が意義があるということ意識というか、実感が持てるような、向上していただくことをお願いしたいところなんです、最後にもう一度御答弁いただきたいと思いをします。

○高山委員長 観光・都市交流担当課長。

○阿部観光・都市交流担当課長 2点御質問いただきました。1点目の海外に行かなくても、文京区には既にたくさんの外国人がいらっしゃるところでございますけれども、我々も、海外に様々ツアー等を実施しているだけではなくて、例えば区内の留学生の関係団体等と連携しまして、日本人区民向けに、やさしい日本語で留学生と交流してみようとか、そういった事業も実施しておりますので、区内に住んでいるような外国人との交流事業というのも引き続き実施していきたいというふうに思っております。

また、2点目ですね、国際交流の意義についてということでございます。これは我々も、やはり今後、様々周知啓発していく中で、工夫をしていく必要があるだろうというふうに考えてございます。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 今回、パリ5区ということで、どんな地域なのか調べてみて、先ほどお話があったように、ソルボンヌがあって、名門大学が集まって、フランスの地の中心地なのね、素敵だわと思って見ました。いや、本当に。歴史と学び、文化が凝縮された魅力的な地区ということが分かりました。

そして、ちょっと今年、文京区は国際バカロレア機構と覚書を締結して、区立学校でもIBの理念や学びのエッセンスを取り入れていこうという動きが始まっています。そうした中

で、このパリ5区との交流が始まることは、本当にいいタイミングでの御縁だというふうに感じています。

今回の交流では、パリ5区の行政職員の方々とのやり取りを重ねていくことになると思うんですけども、多くの方がフランスのバカロレアを経て、専門性を深めてこられた方たちだというふうに思います。

私自身は、フランスの教育制度に詳しいわけじゃないんですけども、最近読んだ、ベストセラーらしいんですけども、「論理的思考とは何か」という書籍の中で、フランスの小論文「ディセルタシオン」について紹介されていて、すごく印象に残りました。フランスの学生たちは、バカロレアを目指して、ある主張に対して反論を立て、そこから統合的な視点を導き出すという、いわゆるヘーゲル弁証法ですね、正・反・合、テーゼ・アンチテーゼ・ジンテーゼという、この思考の流れを通して、論理的に考える訓練を重ねているそうです。

私は、哲学、一応専攻だったので、ヘーゲルの弁証法にはある程度なじみがあるんですけども、こうしたスタイルが教育の中に組み込まれているという点に、なるほどというふうに思いました。

議論においては、立場を明確にして、反対意見を取り入れた上で、論理を深めていくという構造が重視されるため、何となく賛成、取りあえず反対といった姿勢では通じにくいという点も本の中で紹介されていて、これは実際に文京区がパリ5区と交流する中で意識しておくべきことだというふうに感じました。正直、こちらも本当に準備しないと、うまく通じ合えないかもしれないというふうに本当に心配になった部分もあります。

もちろん、全てをまねする必要はないと思いますけれども、文化や思考のスタイルの違いを前提にした上で、相手の背景を理解しようとする姿勢は、対等で実りある交流のためにとっても大切なことではないかと思います。

文京区でも、IBとの協定をきっかけに、こうした論理や思考スタイルに触れる素地が生まれつつある今、パリ5区との交流の中で、例えばディセルタシオンの体験とか、論述を通じた相互理解のワークショップのような文化プログラムを企画できれば、双方にとって学びのある有意義な交流につながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○高山委員長 観光・都市交流担当課長。

○阿部観光・都市交流担当課長 ありがとうございます。パリ5区は、特に教育機関等が多いところも非常に魅力的な地区であるというふうに思っております。先ほど委員がおっしゃられたような、フランスの教育の部分でございますけれども、こういった違いですね、当然、

日本の教育の部分とも違うところがあるでしょうから、青少年の交流とかそういったところでは、様々、先ほど委員がおっしゃったような論述の体験だとか、ワークショップですとか、そういったところも考えられるのではないかなというふうに思っています。

大前提といたしまして、これも委員が御指摘いただいたとおり、調整する相手方の背景ですね、文化的な部分ですとか、そういったところを理解していくということ、これはお互いに理解していくということが非常に重要であるというふうに思っています。まさに、これから締結をしていって、どういった交流をしていくか決めていく段階なんですけれども、大前提として、我々、区同士での信頼度というのもきっちり固めていって、地に足のついた交流ができるようにしていきたいというふうに考えています。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 もちろん、子どもたちの交流の中でというのもそうですけれども、せっかくバカロレア機構との協定も結ばれたということで、私たち自身もそういった思考のフレームとかというのを学んだりしていくことが必要だなというふうに思っておりますので、私も勉強したいというふうに思います。ありがとうございました。

○高山委員長 以上で、報告事項5終了いたします。

続きまして、報告事項6の質疑をお願いします。

ないですね。はい。

ということで、奇跡的に余りまして、皆さんに本当にありがとうございます。

○高山委員長 一般質問を聞いていただいてまして、皆様から6件出ておりますが、ではちょっとゆっくりやっていただきたいってね、せっかく、最後なので、もしあれだったら、15分ぐらい延ばしてもらって、それで1人5分、1問3分ぐらいで、テンポよくやっていきたいなというふうに思いますので、質問が少ない順で、ではまず海津委員から、1人3分ね、これもう紳士協定で。

○海津委員 では、私のほうから1点お伺いさせていただきたいと思います。

自治基本条例について。

これが、先日、自治基本のほうの委員会で、沢田さんから質問されたところで、この条例の位置付けを伺ったときに、この条例の中なので、上下というものはないというふうに答弁なさっていらっしゃるんですね。なんです、自治基本条例の解説文を読むと、文京区のほかの条例の最上位に位置するものであることを明確に位置付けることが必要というふうに書

かれていますね。

これからいろいろ、条例等非常に大事なことです、私自身、質問とか様々組み立てていくときにも、どういうふうに考えていくか、非常に重要になることなので、確認させていただきたいと思いました。どういう位置付けになるのか、もう一度御答弁いただきたいと思っています。

○高山委員長 企画課長。

○川崎企画課長 委員御指摘のとおり、「文の京」自治基本条例というところがございますけれども、区の様々な条例規則等がございますけれども、その考え方の基本になるということで考えております。上下ないと申し上げたのは、いわゆる憲法と法律のような、そういった最高機関という、そういった位置付けではないというところで申し上げた趣旨でございますので、自治基本条例といたしましては、区として非常に大事にしていくべき仕組みであるというふうに考えております。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 私の理解ですと、「文の京」自治基本条例が最上位の条例としてあって、その基盤の下に、様々な条例が、ぶら下がるという言い方が適切かどうか分かりませんが、例えば計画でいうと、総合戦略は最上位計画になると思うんですね。その位置付けと同じような条例なんだという理解でよろしいでしょうか。

○高山委員長 川崎課長。

○川崎企画課長 自治基本条例が、先ほど答弁申し上げたとおり、区の考え方の基本となると思っておりますので、それに基づいた形で、総合戦略もそうですし、区の個別計画、様々な施策に生かされているというふうに考えております。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 では、ぜひ、本当に、子どもから、小学生から中学生まで、これが文京区の憲法とも言われるものであって、非常に大事なものだということが伝わるようお願いいたして、終わりにします。

○高山委員長 はい、ぴったり3分。天才ですね。

では次、田中香澄委員。3問、行きましょう。

○田中（香）委員 ありがとうございます。

区民課に聞いていきたいと思えます。

中高生の学習スペースがじんわり拡充されているという件について、ちょっとお聞きして

いきたいんですけれども、2年前くらいに若者会議やっけてまして、そのときにやはりそういった学習スペースの要望というのがありました。地活の空き室があったときに、これに着目した若い方がいて、開放することができないのかという要望に対して、当時、地活はなかなか、検討したんだけど、難しいというお話がありました。

そういった中で、今回、9地区の活動センターの中で、7地区でそういった学習スペースを開放、やっけていただいているというふうに伺いました。あまりこれ報告とかがなかったのので、改めて伺いたいですけれども、その地域活動センターの学習スペースの実施状況、席数がどうなっているのか、そしてまた、主な利用手続の在り方や周知はどういうふうにされているのかということをお簡単に伺いたいというふうに思います。

じんわりと言ったのは、課長がそういうふうに説明をしてくださったわけなんですけれども、やはり情報の格差があるとか、また、知らなかったというふうに誤解されるというのは本意じゃないというふうに私は思っております。教育センターのb-labなんかは、インスタとかで情報発信して、今日やっけてるとか、やっけてないとかというふうに、上手にSNSを活用しております。今後、近い将来、地域活動センターのこの学習スペースにおいても、上手に情報をその当事者に届けてほしいというのが趣旨でございます。

2つ目は、広報戦略課に伺いたいですけれども、動画の効果的な活用とユーチューブの収益化についてということなんです。以前、経済課長に、デジタル商品券の御提案をいただいたときに、目黒区でやっけていた、デジタル商品券、初めてなので、PayPayは分かるんですけども、そういった商品券の説明動画、こんなふうにやっけていったらどうでしょうかというふうに御相談させていただいたんですけど、意外と金額がかかりますということで、見送るということになりました。

しかし、そこまでお金をかけなくても、ショート動画、短い尺でやるという手法というか、私たちでも、素人でもできるので、何とかできるんじゃないかなというふうに思いますので、そういった活用と、今回、杉並区のほうでも、ユーチューブの収益化をしたということで、新聞に掲載されておりました。文京区のユーチューブは、登録者数が1,000人以上とか、長尺動画の過去1年の総再生時間が4,000時間以上とあって、いろいろ条件が厳しいということなんですけれども、その条件がクリアできるのであれば、こういうことも考えていただくことがいいんじゃないかなということ。

最後に、今、勤労福祉会館でのクーラーの設置ということは、各会派の様々な地域の議員が要望して、いよいよ工事も終盤ということで、先日、見に行きましたら、立派なクーラー

が6台設置をされておりました。一日も早く利用が開始されるといいなというふうにも思っているのですが、今現在のスケジュールを教えてくださいたいと思います。よろしくお願いします。

○高山委員長 ありがとうございます。

では、順番に御答弁。

木村区民課長。

○木村区民課長 まず、地域活動センターの中高生の学習スペースについてでございますけれども、7地区で今、運営しておりますが、礪川地域活動センターにおいては、1階の立ち寄りコーナーで定員が6名、大原地域活動センターにおいては、洋室Bという部屋が空いていれば定員25名、また、大塚地域活動センターにおきましては、オープンスペースで定員が30名、向丘地域活動センターでは、3階の共用スペースで定員6名、根津地域活動センターにおいては、根津ふれあい館のほうで、1階の多目的スペースで定員8名、汐見地域活動センターにおいては、2階の立ち寄りコーナーで定員が20名、湯島におきましては、湯島地域活動センターではなく、元町ウェルネスパークの東館3階、地域交流スペースで、この6月1日から30人の定員でスタートしたところでございます。

大塚地域活動センターとか、今回の元町のように30人を超えるところについては、この元町については、今後、区報等でも、こういったところでやりますよという周知はさせていただきますけれども、ほかの30名以下のところにつきましては、地域活動センターの独自の中でできる限りの対応でやってきたところですので、周知というところについては、私としても課題だとは感じております。

各地活ごとの周知とすると、地活で今、LINEとかもやっておりますので、その周知はしているんですけども、その場合、一定層の、知っている人しか知らないという形になってしまいますので、今後、場所の確保も、さらなる必要性も多分出てくると思いますし、そういった中で、また、地域活動センターの努力の中でどこまでできるかというのは課題としながら、広報についても、この先、引き続き検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長 次に御質問いただきました動画の活用とユーチューブの収益化についての御質問でございます。

まず、動画につきましては、ちょうど今、私どもも今年度から広報課が広報戦略課に変わったといったところも踏まえまして、いかに見てもらえるか、しっかりと伝わる広報に努め

ているところでございます。

そういった中で、特に若い世代を含め、若い世代だけではないんですけれども、動画が非常に分かりやすいというところについては、我々も認識しているところになりますので、現在、ちょうどそういった動画の作成について、テストモデルも含めながら、作成を進めているところになります。

ちょっと簡単に御紹介させていただくと、ユーチューブの文京区民チャンネルというところがございますが、こちらについては、通常の画角の横長の長い時間のもの、特にCATVの番組等を活用している部分がほとんどではあるんですけれども、その中にショートというものがございまして、ユーチューブのショート動画を掲載する場所がございます。そちらに、本年度に入ってから、図書館のセルフ貸出機の使い方であるとか、津和野東京事務所のイベントの動画などを撮りまして、それでこちらのチャンネルで流すとともに、SNSですね、Xとかフェイスブック等を活用しまして、動画の配信を今、試みでやっております。

そういった中で、今、ちょうど所管課のほうからもいろいろと御相談を受けながら、今、御指摘あったようなデジタル商品券の分かりやすい使い方も含めて、動画を活用した周知や啓発に努めるということは、今後、進めていけるかなと考えております。

それから、ユーチューブの収益化につきましてですが、文京区の場合は、先ほど御紹介いただいた杉並区の収益化の条件、ユーチューブの収益化の条件として、杉並区の事例がありましたけれども、文京区もチャンネル登録者数につきましては、1万1,000人を超えておりまして、またもう一つの条件であります、動画の総再生時間についても、4,000時間を超えて、1年間の合計でいきますと約2万6,000時間ということで、条件面についてはクリアをしているような状況でございます。

ただ、私どもの動画をしっかりと見ていただくということにおいては、広告が入るべきなのかどうかといったところは一定議論があるかなと思っております。今般、ユーチューブの仕様が変わりまして、特に収益化をしていない状況においても、本体のほうのCMが流れることがあるといったような状況もございますので、そういったところを捉まえながら、区のチャンネルに広告を流すべきかどうかは、今後、検討しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○高山委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 御質問いただいた件について、お答えいたします。

デジタル商品券のところの動画でございますが、まさにデジタル商品券、今回、購入に当

たつての手续がちょっと煩雑化するといったところもございまして、周知を強化していきたいというふうに考えているところでございます。当初、パワーポのスライドを使ったような形での御案内みたいなものも考えていたんですが、広報戦略課長から先ほど御答弁あったように、ショート動画といった手法もまさにあるかなというところで、今後、ちょっとどのような形でできるかというのは、検討という形ではございますが、横軸を通す形で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

また、勤労福祉会館のクーラーでございまして、現状、順調に工事は進んでおりまして、6月の下旬頃に、一応、試運転というような形を予定しています。現状、予定どおりでいけば、7月12日に開放する予定で進んでおりますが、試運転の状況等を見まして、前倒しでそれこそ開けられるかどうかといったところも検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○高山委員長 よろしいでしょうか。はい。

では続きまして、大トリは金子副委員長。

○金子副委員長 では、質問します。

6月15日にスポーツセンターで区民ビーチボール大会の開会式がありました。私も来賓として出席をさせていただきましたけれども、その席上、来賓である鈴木隼人衆議院議員がこういうふうに挨拶されたんですね。都議会議員選挙が2日前に告示され、忙しい中、なかや会長——これは今、立候補されている方です——が、たすきを外してここに来ていると。その後、少しお話がありましたけれども、皆さんの応援を賜りたい、こういう発言でありました。

区が主催するビーチボール大会の運営は、ビーチボール連盟が運営しておりますけれども、会長はなかや文孝氏であります。候補者ということですね、同時に。

鈴木隼人衆議院議員の来賓の挨拶というのは、私は、社会教育において求められる政治的中立を明らかに欠いているというふうに思います。スポーツの普及や社会体育に関わる施策、施設というのは、もともと教育委員会が所管を基本とすべきとしつつ——この後、重要なんですね——地方の実情を踏まえて、より効果的と判断される場合に、自治体の判断で区長部局が所管できると、こういう形で法改正され、今は条例に基づいているという立てつけについては、企画のほうに確認をいたしております。

私たちは、毎年予算要望などで、こういう社会教育の事業ですね、もともとは。今は、文京ではアカデミー関係の事業になってはいますが、この事業というものが、首長の政

治性に左右されず、中立性が確保されるよう、毎年、危惧をして、要望してきた経過があります。今回のような鈴木隼人衆議院議員の発言を容認・放置すれば、どういう危惧かというのは、住民の多様で自由な学びの権利を保障する、本来は社会教育行政の衰退や変質を招きかねないと、こういうふうに危惧をするものです。

そこで、お伺いしますけれども、所管の課長さん、現場におられたからね、この発言というのは、私は政治的な中立を欠くものだと思うけれども、区主催のスポーツ大会ですから、そういう認識はありますか。これが1つ。

それから、スポーツ団体さんが運営されている大会というのは、区主催の幾つもあるわけですよ。私たちも来賓で呼ばれますね。

それで、この日程のことなんですけれども、仮にこのスポーツ、いろんな種目による団体の、例えば会長さんなんか政治家や議員の方というのは、間々あるわけで、これは一般論だけでも、そういうスポーツ団体の責任者とか会長が政治家、議員である場合に、公職選挙法の適用を受ける選挙の期間に大会が行われると、こういう日程が決まるというか、調整される。その場合に、私は、区のほうから、それはなかなか、様々な問題をはらむので、日程調整して、選挙の期間を外すように、こういうふうな相談や指導というものがあってしかるべきではないかというように思いますけれども、この点については、どのような考えを持っているのか、聞きたいと思います。

○高山委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 私もその当日現場にいたわけですけれども、区主催の大会のところで発言自体は、当日、御本人が発言されるまで、我々も当然把握していたものではございませんけれども、私個人としては、決して好ましいものではなかったのかなというような認識はございます。

また、区の大会の後、選挙の日程等々につきましては、当然、今回は都議選というところではございましたけれども、これあくまで、開票所としてスポーツセンターというのは主に使われるところですので、その辺の日程を避けて、区民大会等々については、前年のときから各連盟、区民大会だけでも30数か所ございますので、その辺、日程、場所等々を調整しながらやっているところでしたので、これについては、最大限配慮はしているところでございます。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 分かりました。重ねて申し上げておきますが、区主催のスポーツ大会におけ

る来賓挨拶については、それはその方たちが自由に発言されるので、事前検査なんていうこと、それはあつてはならないし、そういうことをやれと言っているわけじゃないんですよね。ただ、社会教育というものの在り方からすると、やはり政治的中立性が確保されると、この観点が求められるというふうに思うんですね。その点については、区も同様の認識、今、述べられたというふうに思います。

ですから、区主催のスポーツ大会などを運営される各団体さんとも、この点については、法改正されて大分時間がたってきていますから、認識を一致させる、そういう努力を区にもお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○高山委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 各スポーツ団体等につきましては、定例的に会合を持つ場面がございますので、そういう場で情報共有は適宜させていただきたいと思います。

○高山委員長 ということで、一般質問が終わりました。

○高山委員長 次に、その他です。

本会議での委員会報告についてですが、文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○高山委員長 続いて、委員会記録です。

本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○高山委員長 それでは、どうもありがとうございました。ちょっと延長させていただきましたが、以上で総務区民委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 5時10分 閉会